

192
56

武家名目抄
職名部
卷三

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

武家名目抄三目次

第二十二册職名部十一

小侍所別當

二二三

小侍所所司

二三八

第二十三册職名部十二上

公卿奉行又稱御物抄奉行

二三二

恩賞奉行又稱御物抄奉行

二三四

安堵奉行

二三五

賦別奉行又稱賦奉行

二三七

披露奉行

二三九

問注奉行

二四二

本奉行

二四五

第二十四册職名部十二下

合奉行

二四七

證人奉行

二四七

橫奉行

二五一

越訴奉行又稱越訴願

二五二

京下奉行又稱京下執事

二五三

京下奉行又稱京下執事

二五五

第二十五册職名部十三

評定奉行

二五六

公人奉行

二五九

諸亭賦

二六二

官途奉行

二六三

守護奉行

二六五

第二十六册職名部十四

御所奉行

二六七

殿下總奉行

二六九

御出奉行

二七〇

路次奉行

二七二

宿奉行

二七三

宿次過書奉行

二七三

御陣奉行

二七五

御門役奉行

二七五

厩奉行

二七六

第二十七册職名部十五

國奉行又稱雜人奉行

二七八

保檢斷奉行

二八〇

地奉行

二八〇



地方頭人	二八二	納戶奉行	三一五
檢斷職	二八四	御物中持奉行 又稱御物奉行	三一六
町奉行	二九一	御物奉行 又稱御直置役	三一八
郡奉行	二九三	櫃奉行 又稱御物奉行	三一九
山林奉行	二九四	挿箱奉行	三一九
勘定奉行	二九五	腰物奉行	三一九
勘定頭	二九六	書物奉行	三二〇
勘定役	二九六	進物奉行	三二〇
段錢總奉行	二九六	贈物奉行	三二〇
段錢國分奉行	二九七	第三十一冊職名部十八	
唐船奉行 又稱唐奉行	三〇〇	御厨子所別當	三二二
藍作手奉行	三〇二	御祝奉行	三二二
薪奉行	三〇三	御祝方	三二四
倉奉行	三〇四	供御方	三二七
納錢一乘 又稱御倉納錢方	三〇九	御酒方	三三一
藏前頭	三一四	茶道	三三一
藏前衆	三一四	御膳奉行	三三三
第三十冊職名部十七	三一四	臺所奉行 又稱臺所頭	三三四
		臺所人	三三四
		賄方	三三六
		買物使番	三三七

武家名目抄第廿二册

職名部十一

増檢校保己一編

○小侍所別當

吾妻鏡云承久元年七月廿八日辛酉有宿侍等定於前代者可於彼輩皆雖着到于西侍當時御内不及手廣之間無侍仍各候小侍向令呢近寺證由云々則今日所始補小侍別當也陸奥三郎重時

又云寬喜二年三月二日坂河守依可候六波羅辭小侍別當問今日以陸奥五郎實泰爲其替

又云天福元年八月一日北條彌四郎經時被補小侍所別當是陸奥太郎實時依令奉行竹御所御後事有憚暫不可出仕之故也

又云文曆元年六月卅日陸奥五郎依病痾辭小侍所別當而此事爲重職子息太郎實時年少之間難讓補之由雖有其沙汰武州雖重役雖年少可加扶持之由依令申請給上所被仰付也

又云嘉禎二年十二月廿六日己酉北條彌四郎被辭申小侍

所別當

又云曆仁元年正月廿日丁卯御弓始也今年依可爲御物忌不可有此儀之由窮冬雖被定故被遂之射事昨夕俄於御前被仰合于如始義村爲催促被下日記於陸奥太郎二月七日癸未着御橋本驛先之人々點定家々一間陸奥太郎實時主宿于舞澤松原及戊剋京兆令聞被野宿事給被仰曰實時者小侍別當重職異他尤可候于御所邊之仁也而依無其所止宿驛上者予駿座於里家之條有其恐云々十六日將軍家御逗留野路驛明日御入浴之間依被定隨兵已下行列也小侍所別當陸奥太郎實時注供奉人被持參之匠作京兆於御前令定左右給之後被返奉行人所被載將軍家御判於件散狀端也

又云寬元三年十一月四日乙酉入道大納言家明春可有御上洛事被經御沙汰供奉人數五十三人被定之既被下其散狀於小侍所別當陸奥掃部助實其上所被差副別奉行人能登前司信濃民部大夫入道等也○按此時いた小ものなかりし故二人をさへられしと見えたり

又云寶治二年後十二月廿日癸亥明年春正月御弓始事爲試其幾否陸奥掃部助今日被催射手等

又云建長二年十二月廿日辛亥御所中頗無人自_二小侍所_一頗雖_レ被_レ加_レ催促_レ似_レ無_レ其詮_レ仍伺_レ申相州間可_レ令_レ披露_レ之旨就_レ令_レ返答_レ給_レ今日有_レ其沙汰_レ三年正月十四日己亥有_レ御弓始_レ然多賀谷五郎景茂被_レ加_レ清撰記_レ今日欲_レ加_レ射手_レ之處今朝相州以_レ安東左衛門光成_レ爲_レ御使_レ而可_レ然依_レ不在_レ射手_レ可_レ被_レ止_レ之由被_レ仰_レ小侍所_レ仍被_レ止_レ之間合手海野四郎助氏同被_レ止_レ之所_レ殘之十人射_レ二五度_レ四年八月一日癸丑親王家令_レ任_レ征夷大將軍_レ御之間可_レ有_レ御_レ拜賀于鶴岡八幡宮_レ之由雖_レ有_レ被_レ定_レ之儀_レ所_レ被_レ停也但於_レ供奉人散狀_レ者被_レ召_レ置御所_レ云々陸奥掃部助被_レ覽_レ之十一月十二日壬辰被_レ定_レ御簡衆_レ於_レ小侍_レ者未被_レ造畢_レ之間可_レ着_レ到于御所_レ着_レ到者可_レ爲_レ二通_レ一通者每夜於_レ常御所_レ簀子_レ讀申_レ之後可_レ進_レ置御前_レ一通者可_レ獻_レ相州御方_レ云々又問見參結番同被_レ定_レ下_レ掃部助實時主奉_レ行之_レ五年正月十六日乙未來廿一日依_レ可_レ有_レ御_レ參于鶴岡八幡宮_レ被_レ催_レ促供奉人_レ云々有_レ御_レ自_レ西門_レ出_レ御若宮大路_レ一行列_レ姓名_レ以上供奉人事就_レ御點交名_レ依_レ加_レ催促_レ參上_レ之處佐々木壹岐前司足立左衛門推參而掃部助實時爲_レ小侍別當_レ不知_レ之於_レ供奉路次_レ各承別令_レ參歟_レ之由尋問_レ之處無_レ分明返答_レ六月廿五日丁丑狩野新

左衛門尉入_レ小侍番帳_レ武藤左衛門尉景賴傳_レ仰於奉行人_レ六年三月廿日癸巳小侍所事可_レ令_レ陸奥彌四郎時茂奉行_レ之由被_レ仰_レ下_レ之_レ陸奥掃部助重服之程也問五月一日壬寅相州隨_レ身下若等_レ參_レ御所_レ給將軍家出_レ御廣御所_レ御酒宴及_レ數獻_レ近習人々被_レ召_レ出_レ之各乘_レ醉于_レ時相州被_レ申云近年武藝廢而自他門共好_レ非職才藝事_レ已忘_レ吾家之禮_レ訖可_レ謂_レ比與_レ然者弓馬藝者追可_レ試會_レ先於_レ當座_レ被_レ召_レ決相撲勝負_レ可_レ有_レ感否御沙汰_レ之由云云將軍家殊有_レ御入與_レ爰或逐電或令_レ固辭_レ爲_レ陸奥掃部助奉行_レ於_レ遁避之輩_レ者永不_レ可_レ被_レ召_レ仕_レ之旨再三_レ仰_レ合_レ十餘輩怒及_レ手合_レ不_レ撤_レ衣裝_レ長田兵衛太郎被_レ召_レ出_レ候_レ砌判_レ申勝負是非_レ依_レ爲_レ譜代相撲_レ也十一日壬子奉公諸人面々可_レ爲_レ弓馬藝事_レ之由被_レ仰_レ出_レ今日爲_レ陸奥掃部助和泉前司行方武藤少卿景賴等奉行_レ於_レ御所中_レ被_レ觸_レ廻_レ之_レ藤景賴は御所奉行御出奉行をうけ給はりし故に供奉人の沙汰せしなり

又云康元元年十二月廿五日壬午小侍所番帳事有_レ其沙汰_レ於_レ廊等近々事_レ者於_レ御前_レ直宜_レ有_レ御_レ計_レ小侍所者本所也爲_レ摠人數事_レ之間殊可_レ糺_レ父祖之經歷_レ三代不_レ列_レ其人數_レ者雖_レ爲_レ勤_レ役公事_レ之御家人_レ輒不_レ可_レ有_レ御_レ許容_レ之旨被_レ定_レ之

又云正嘉元元年十二月十六日丙申明春三島伊豆御參詣事有_レ沙汰_レ仍任_レ例爲_レ供奉_レ註_レ摠人數_レ可_レ進_レ覽_レ之旨被_レ仰_レ小侍所_レ和泉前司行方傳仰十八日戊戌_レ二所御參詣供奉摠人數記陸奥掃部助付_レ和泉前司行方_レ令_レ進_レ覽_レ之處件人數者悉可_レ加_レ催促_レ之由云云仍以_レ之用_レ散狀_レ所_レ被_レ仰也先々就_レ御_レ點_レ催_レ其衆_レ今度儀似_レ被_レ始_レ例二年正月二日壬子爲_レ御_レ行始供奉_レ仰_レ小侍所_レ書_レ注昨日着庭人數_レ申_レ下御點_レ和泉前司行方奉_レ行之_レ六月一日己卯和泉前司行方進_レ勝長壽院供養日供奉人散狀於武州_レ云々被_レ奉_レ御所_レ之處猶可_レ催_レ加人數_レ之由被_レ仰_レ下_レ之間被_レ相_レ觸其旨於越後守_レ時_レ賈_レ六月十七日乙未來八月鶴岡放生會御參宮供奉人事爲_レ申_レ下御點_レ昨日自_レ小侍所_レ如_レ例注_レ摠人數_レ被_レ付_レ武藤少卿景賴_レ之處稱_レ所勞_レ返_レ遣小侍所_レ間今日被_レ付_レ進武州_レ十八日丙申武州申_レ下供奉人御點_レ被_レ遣_レ越後守_レ之許_レ右御點布衣左長點隨兵短點帶劔云々

北條記云時宗正嘉元元年二月廿六日元服文應元年二月爲_レ小侍_レ弘長元年十二月廿二日任_レ左馬權頭_レ同日被_レ從_レ五位下_レ文永元年八月十日爲_レ連署_レ○按此時別當二人と吾妻鏡云文應元年二月二日庚子小侍御簡有新加衆_レ和泉前司行方傳_レ仰於越州_レ仍令_レ平岡左衛門尉工藤三郎右衛

門申_レ沙汰_レ之_レ七月六日壬申爲_レ和泉前司行方奉_レ有_レ被_レ尋_レ問于越後守實時相模太郎_レ宗_レ主等_レ事_レ是去年被_レ相_レ催隨兵_レ之時大須賀新左衛門尉朝氏阿曾沼小次郎光綱各自由不_レ參而然以光綱者差_レ進子息五郎_レ朝氏者立_レ第五郎左衛門尉信泰於代官_レ此事許容誰人計哉者實時朝臣等申云以_レ詞令_レ申者傳者若無_レ委細披露_レ歟退載_レ狀可_レ令_レ言上_レ者則歎狀付_レ工藤三郎右衛門尉光泰_レ先披_レ覽于相州禪室_レ之處被_レ計仰_レ云載_レ狀之條頗似_レ似_レ嚴重_レ歟只以_レ光泰實俊等之詞_レ屬_レ行方_レ謝申_レ之條頗可_レ宜歟者彼狀云去年八月放生會御社參供奉人間被_レ仰_レ下_レ兩條_レ阿曾沼小次郎隨兵役以_レ子息_レ令_レ勤仕_レ由事右所勞_レ之由押_レ紙于廻文_レ之間言_レ上子細_レ之處以_レ光泰實俊_レ度々有_レ御_レ尋子細_レ可_レ令_レ勤仕_レ之由被_レ仰_レ下_レ訖更非_レ自由之計_レ候_レ一大須賀新左衛門尉同五郎左衛門尉等問事右於_レ大須賀新左衛門尉_レ者被_レ下_レ隨兵御點_レ歟間催促候之處所勞_レ之由押_レ紙于廻文_レ之間注_レ申此旨_レ候之處現所勞_レ之間御免訖次於_レ五郎左衛門尉_レ者本自被_レ下_レ直垂御點_レ候之間勤仕訖此兩人事同非_レ私計_レ候以前兩條如_レ此之由覺悟候但胸臆申狀不足_レ御_レ信用_レ候歟然而如_レ此事先々不_レ及_レ御_レ書下_レ候之間或引_レ勘愚記_レ或任_レ御_レ點注文_レ言_レ上子細_レ以此趣_レ可_レ令_レ披露_レ給_レ候恐惶

謹言七月六日進上和泉前司殿平時宗越後守實時七日癸酉朝氏光綱等間事行方聞光泰實俊口狀披露云々無殊事歟越州等書狀隨禪室殿命留中申云々八日甲戌放生會供奉直垂着事爲有御點撰可然之輩可注進之旨去月十六日被仰下之間小侍所令清撰之一昨日進覽之間今日有御點爲令催促被返之廿二日己丑小侍番帳更清書之雖被仰于山城前司盛時依申所勞之由佐藤民部大夫行幹又奉仰所染筆也是以和泉三郎左衛門尉行章被下廂御箱於小侍所廂與小侍每其番自一番至六番不參差爲同日之樣令結番之可書改之由依被仰如此且清書仁以前兩人可然之旨爲相州禪室御計云々廿五日辛卯小侍番帳事有其沙汰於書樣雖爲次第不同之儀何無所思哉聊立次第可書改之由被仰下云々と泉前司行方武藤少卿景賴等爲奉行也是日來結番之體不云官位不論嫡庶且依宿老且隨勤否被書云々十一月十一日甲戌二所御參詣事來十九日可被始之仍供奉人間事可被催促之趣和泉前司行方奉仰觸申越州并相模太郎殿而卿相雲客事者就爲御所奉行沙汰任例可令行方催促之處加于小侍奉行事申可被催由之條聊宿德令也已背兩人所存

之間忽被返遣彼公卿等散狀於行方其狀云二所御參詣供奉人間事仰給之趣不得其意候之間所給之註文等返進候恐々謹言十一月十二日和泉前司殿御返事時宗實時十八日辛巳二所御參詣精進事明日者延引可爲廿一日之由治定仍武州被觸仰其趣於小侍所周東兵衛五郎爲御使○按平岡實後工藤光泰は小侍所司なり

又云弘長元年正月九日辛未於前濱有御的始射手之試相模太郎殿令監臨給工藤三郎右衛門尉光泰候御供奉行之此外南部二郎小笠原彦二郎等爲御供越後守實時故障子息四郎主相具平岡左衛門尉實俊行向同奉射手十二人一五度射之十四日丙子御的始射手十二人一五度射之今日越後守不出仕相模太郎殿一所令奉行之給布衣供奉人等次第可進覽之旨被仰越後守之處任位次於次第者不可及于細不然而者無左右難計申之由以景賴被報申之重仰云不可依位次且任家之清花且分嫡庶可立次第也者於御持佛堂前公卿座越州并武藤少卿等雖相談之非位次次第者凡難道行之間猶言上其由此上被止其儀三年三月十三日癸巳武藤少卿遣奉書於小侍所別當云二所御精進

自來月廿一日可被始也御共并參籠人々如先度有御催促可被註進且鳥食自今月廿日之頃可有憚兼日可被相觸云々八月九日丙辰將軍家御上落事有其沙汰御路次間方々奉行人事一格勤侍小野寺左近大夫入道光道一御中間信濃判官時清一御力者佐渡大夫判官基隆一朝夕雜色小侍一小舍人侍所一函雜色加賀前司行賴○按朝夕雜色小侍とあるは朝夕雜色をば小侍所司にて指揮することなり

又云文永二年閏四月廿日戊子御所無人之由依有其間先可註進當番不參衆可被處罪科之旨左典候今日被遣御使於小侍十二月十八日壬午今日於小侍所明年正月御的始射手以下事等有其沙汰射手有故障等不可有免許由及詳議

北條記云師時武藏四郎弘安七年七月爲小侍所同八年十二月十七日任左近將監同日叙爵正應六年五月卅日爲評定衆

又云宗宣弘安五年八月六日叙從五位下同十年十月爲評定衆正應元年十月七日任上野介永仁元年五月爲越訴奉行同七月爲小侍奉行同十月止引付執奏諸人訴訟同二年八月三日叙從五位上同四年正月爲引付頭

○按小侍別當を小侍奉行と記せしは盛衰記に侍所別當を侍奉行ともむるにむなし

之間忽被返遣彼公卿等散狀於行方其狀云二所御參詣供奉人間事仰給之趣不得其意候之間所給之註文等返進候恐々謹言十一月十二日和泉前司殿御返事時宗實時十八日辛巳二所御參詣精進事明日者延引可爲廿一日之由治定仍武州被觸仰其趣於小侍所周東兵衛五郎爲御使○按平岡實後工藤光泰は小侍所司なり

又云弘長元年正月九日辛未於前濱有御的始射手之試相模太郎殿令監臨給工藤三郎右衛門尉光泰候御供奉行之此外南部二郎小笠原彦二郎等爲御供越後守實時故障子息四郎主相具平岡左衛門尉實俊行向同奉射手十二人一五度射之十四日丙子御的始射手十二人一五度射之今日越後守不出仕相模太郎殿一所令奉行之給布衣供奉人等次第可進覽之旨被仰越後守之處任位次於次第者不可及于細不然而者無左右難計申之由以景賴被報申之重仰云不可依位次且任家之清花且分嫡庶可立次第也者於御持佛堂前公卿座越州并武藤少卿等雖相談之非位次次第者凡難道行之間猶言上其由此上被止其儀三年三月十三日癸巳武藤少卿遣奉書於小侍所別當云二所御精進

又云熙時永仁元年七月廿日任左近將監同日叙爵同三年爲引付衆同六年十二月九日爲小侍正安元年二月廿八日叙從五位上同三年八月廿二日爲評定衆同廿五日爲引付頭

又云維真正安二年八月廿日叙從五位下乾元二年五月十八日任右馬助嘉元二年七月十日爲引付衆同三年五月六日爲小侍奉行德治元年八月四日爲評定衆同二年十二月六日爲引付頭

又云高時應長元年正月十七日爲小侍奉行九同六月廿三日任左馬權頭同日叙爵同五年正月五日叙從五位上同七月十日爲執權四

按小侍所は幕下御座所の近邊なる侍所なり始めは宿直すへき所にはあらで假初に着座せる所なりしを建曆中和田義盛の亂に御所燒亡して後營作古に復せず郭内狹隘にして侍所の結構なかりければ承久元年定めありて小侍を宿直の所になされ始めて北條重時をもてこの所の別當に補せられたりそれより後北條家の一門相つきてこれに補任せらる或は一員或は二員時として同しからず初は侍所別當所司大小となく諸侍を指揮して出軍行伍のみに限らず宿直供奉人射手等のことなべて執行

せしに建曆以後侍所別當は執權の兼職となりて一人兩職をふさぬる故におのつから事務繁多にして事の停滯いてきければ小侍別當を置れし後は宿直供奉人の催促弓始射手の撰定など皆小侍所にてうけ給はること、なり又朝夕の雜色を差使ふも侍所の職掌なりしをこれも小侍所の預りし事となりぬさて宿直供奉人射手等の定めは先此所にて調撰し執權又内覽して後幕下の機嫌をうか、ひ決定する定めなり執權は侍所を兼る故に必これに預るなりこれより後侍所司は巡察檢斷以下非常をいましむるを平日の所職となせり但大事に至りては兩侍所にて諸侍を進退する舊制なり足利殿の時にいたりては兩侍所何れも別當の名目をは設けられず各所司一員を置て事を執しむること、なれり猶次條をも合せ考ふべし

○小侍所所司

吾妻鏡云建長五年正月二日辛巳明日依可有御行始于相州御亭今夕被催供奉人是以元日着庭衆所被撰也小侍所司平岡左衛門尉實俊令朝夕雜色等廻其散狀又云康元元年七月十七日乙巳將軍家御參山内最明寺此精舎建立之後始御禮佛也今日御出行列先隨兵十二人御車中略次御後供奉廿二人越後守實時刑部少輔教時下廿八人

次小侍所司平岡左衛門尉實俊○按實時は小侍所別當なり又云正嘉二年三月一日辛亥辰剋將軍家二所御進發着淨衣一人々行列和泉前司行方爲奉行一隨兵行列平三郎左衛門尉盛時奉行之先陣隨兵十二騎次御駕後騎次小侍所司平岡左衛門尉實俊次武藏守長時相模太郎並次侍所司平三郎左衛門尉盛時次後陣隨兵十二騎又云文應元年正月一日有御行始之禮仍任例進覽庭上座着例就御點催供奉人其間事以上工藤三郎右衛門尉光泰奉行之平岡左衛門尉實俊依有故障也未別御出云々二月二日庚子小侍御簡有新加衆和泉前司行方傳仰於越州仍令平岡左衛門尉工藤三郎右衛門尉沙汰之四月十八日乙卯小臺所格勤侍五人可令着到之由云云工藤三郎右衛門尉光泰平岡左衛門尉實俊等奉行之和泉前司行方武藤少卿景賴依傳仰也七月廿九日乙卯中御所番衆者可着到于庭御所之旨和泉前司行方奉行相觸工藤三郎右衛門尉光泰平岡左衛門尉實俊十二月廿九日壬戌明春正月朔可有御行始供奉人事可相催之由武藤少卿傳仰於小侍所而爲院飯出仕人々於御所庭上兼取座藉所差並札也仍光泰實俊行向其所就札所見注交名進上申下御點相觸其旨

又云弘長元年正月四日丙寅七日供奉事以御點人數召進奉而最明寺殿公達御事有可被載于散狀之次第所謂相模太郎同四郎同三郎同七郎如此是禪室內々所思食也當時書樣頗違御意云々工藤三郎右衛門尉光泰得其趣告事由於越州越州報云於今度散狀者人々既進奉訖此上今更不能書改歟直承存之後可改向後體之由云々此事不限今日去年則安東左衛門尉光成告申旨如此云々太非越州所存歟武藤少卿一同之間去年冬之頃於禪室御前聊依暇申突鼻云々凡太郎殿可被着兄之上由被仰之五日丁卯來九日可有御鞠始之由云云而懸一本枯問爲被仰下可注進交名之旨行方傳仰於平岡左衛門尉實俊仍注進之其中被下御點訖刑部少輔越前前司遠江守武藏五郎秋田城介出羽大夫判官仰此人々來九日可有御鞠始懸一本枯日以前可尋進之由被仰下之趣被書下之越州奉云々六月十二日壬寅來八月放生會御參宮供奉人事自小侍所任例注交名爲申下御點被付武藤少卿景賴廿七日丁巳新相模三郎時村辭放生會隨兵是去廿三日兄阿闍梨入滅輕服故也依之小侍所司平岡左衛門尉實俊相觸和泉前司行方間有沙汰兄弟輕服日數爲五十日八月十五日者猶

日數内也可有憚否可尋問宮寺者行方相尋先規於鶴岡別當僧正隆辨七月十日庚午自今夕依可彼修別御祈爲左大臣法印壇所於御所近邊被點人々宿所行方承仰相觸平岡左衛門尉工藤三郎右衛門尉等之間兩人點進其所十三日癸酉工藤三郎右衛門尉光泰依有故障放生會供奉人散狀等記一向被付平岡左衛門尉實俊廿九日己丑隨兵之中在國輩四人進辭退請文昨日自小侍所付武藤少卿景賴之間今日披露此外條々有其沙汰官人事足利大夫判官家氏隱岐大夫判官行氏出羽大夫判官行有上野大夫判官廣綱以上三人被催促之處行有氏者已辭職訖在國恩許之由捧請文廣綱者申領狀家氏者當時在國之間被催否去廿七日於相州禪室御前有沙汰可申評定之由治定仍今日實俊光泰等披露之處早可相催者則被成下御教書八月十三日癸卯放生會御出之間事條々有其沙汰先被定供奉人着座之所(中略)此間事平岡左衛門尉實俊一人申沙汰之工藤三郎右衛門尉光泰輕服之故也而實俊奉行難儀之由越州依被申之自相模太郎殿被差副平三郎左衛門尉之間座席事可存知之旨被仰合十四日甲辰放生會條々重有其沙汰所謂立隨兵并布衣供奉人等次第可進覽之旨被仰

越後守次中御所依可有御參被定供奉人是平三郎左衛門尉依可奉行下賜其散狀如將軍家御共着直垂者可候之可令帶劔否有沙汰不可然云々九月十九日戊寅小侍所司工藤三郎右衛門尉光泰二所參詣之間者着到等事暫可令小野澤次郎時仲奉行由被定三年正月十一日壬辰明日御弓始射手之中小島彌次郎家範依申故障被合手小沼五郎兵衛尉孝幸同被止之所被縮五番也而今日工藤三郎右衛門尉光泰計申云就家範之故障被止孝幸爲五番者若猶臨期於故障輩出來者四手不可然若合早河六郎祐頼於孝幸如元爲六番之條可宜歟者仍有沙汰如然云々所被加彼兩人也六月廿六日甲戌來八月放生會御參宮供奉摠人數記爲申下御點自小侍所被付和泉前司行方廿八日丙子放生會御參宮供奉人散狀有御點左點布衣右隨兵左點端者直垂着云々被下小侍之間光泰實俊等廻之○按以上五條は鎌倉將軍家の所司なり

御の日記云建武二年正月七日左馬頭殿御鎌倉之時御的小侍所澁河殿康永四年正月十五日小侍所大高與州土御門東洞院御所貞和二年正月九日小侍所師直子越後大夫將監師秀同五年八月十二日新造御所小侍所上杉左馬助文和二年正月廿四日大御所御在鎌倉之時御的小侍所吉良左馬助同五年二月十三日小侍所細川兵部少輔顯氏應安五年正月廿八日小侍所山名彈正少弼永和二年二月廿一日小侍所今川上總介永享二年正月十七日小侍所島山左馬助同十二年正月十七日小侍所山名右衛門佐持豐

花營三代記云應安五年正月廿三日小侍所沙汰始於山名入道被山名次郎時奉行入道被山名次郎時奉行松田左衛門尉眞權少外記七年四月廿八日御社參(中略)次近習人々佐々木三河守土岐刑部大輔赤松三郎山城三郎左衛門尉山名彈正少弼子時小侍所細川右馬助子時

又云永和元年三月廿七日石清水八幡宮御參詣(中略)次小侍所子時山名彈正少弼數十町引下之後騎五十人召具之

鹿苑院殿御元服記云永和元年四月廿五日御參內始御裝束衣御雜色如御社參御劔細川右馬助頼基今日被御小侍所召具朝夕畢普廣院殿御元服記云永享二年七月廿五日甲子大將御拜賀供奉行列出仕人々伺候次第并踰階侍所甲子時赤松左京大夫入道性具依爲法

山左馬助持永着狩衣紅紋郎從十騎直垂如例大帷を重ぬ

康富記云寶徳元年八月廿八日室町殿御參內始也(中略)行列次第管領右京大夫勝元朝臣淺黃直垂具騎馬十騎一打也次小侍所右馬助成賢直垂具騎馬五騎

御の日記云寶徳二年正月十七日小侍所島山左衛門佐義胤康正三年正月十七日小侍所細川民部少輔教春

親長卿記云文明十八年七月廿九日今日室町殿右大將御拜賀也武家散狀注左小侍所細川右馬助政賢後騎廿人召具之○按已上九條は京都將軍家の小侍所なり

鎌倉年中行事云正月十日小侍所并評定奉行扇谷侍所千葉介方出仕但依時宜日限八日管領出仕以後被參事在之御對面之様多分管領同前出仕之様體も同○按此一條は鎌倉公方の所司なり

按小侍所所司は別當たるもの、佐職たる事侍所所司に同じ但承久に始めて別當を設けられし後しはしの間所司を補せられず別當一員を置たりきされは執務繁多なるをりには奉行人の内より別奉行を副らるることなり其後建長の頃にいたりて平岡實俊始て此所の所司に補任せられ又程ありて工藤光泰を加へ補せらる二人

みな北條家昵近の衆なりこれより以來兩侍所の所司何れも北條家の祇候人に限りてうけ給はること、なれりさるは小侍別當は北條家の世職にして年少の人もま、補任せらる、か故に事を行ふに不便なるをもて昵近の輩をして補佐せしむる爲なるへし且其權勢を他家に移さ、る用意もありしと見えたり足利殿の時に至りては兩侍所各所司一人を補して其所の長官とせられしかは職掌といひ人からといひなへて鎌倉の世の別當にひとしかりき又この頃は其人をさしてよへるにも侍所小侍所とのみいひて所司といふを省きいふこと常のならひなり初め等持院殿兵權をとられし頃は他家の輩も補任せられしかと文和延文の頃より後は一向足利の門葉たる輩の所職となれりこれを以て其所職階級にしへの別當にひとしきをしるべし應仁亂の已後も文明の頃までは猶此職を補せられしかとそれより後は遂に廢絶に及べり關東の足利家にも京都にならひて小侍を設置れたりけれとこれも同じ程に中絶せり

武家名目抄第廿三册

塙檢校保己一編

職名部 十二上

○公事奉行人又稱御物沙汰

吾妻鏡云建久二年正月十五日甲子被行政所吉書始云云政所別當前因幡守平朝臣廣元令主計允藤原朝臣行政案主藤井俊長知家事中原光家問注所執事申宮大夫屬三善康信法師侍所別當左衛門少尉平朝臣義盛所司平景時公事奉行人前掃部頭藤原朝臣親能筑後權守同朝臣俊兼前準人佑三善朝臣康清文章生同朝臣宣衛民部丞平朝臣盛時左京進中原朝臣仲業前豐前介清原真人實俊又云建曆二年九月廿六日己巳御物沙汰衆就奉公勲厚賜祿物是月追宣式也而去去年事延引又云天福元年十一月十日今日有評議及晚事訖武州令還御亭給之後招大和守倫重立善允康進民部丞業時等賜酒公事之間致勲厚殊神妙之由褒美給是近日難訴等事相積之間連々有評議每度武州早參給人々面々欲倒衣奉先立之仍此三人令談合日夜中參候于評

うけとり目安箱に入置也

按鎌倉右大將家草創のはしめ府を東關にひらき政所問注所侍所等の諸司を置て治務を施行せしむ就中政所は朝家の太政官の如くにして幕下の命令武家の庶務なへてこゝにあつからざる事なく問注所は訴訟裁判の事をつかさとり侍所は御家人諸侍の進退を攝しかねて非道を檢斷す此時又更に公事奉行人を置くこれ政所問注所の所司と共に政理をたすけ命令を奉行するものなり是時に當て麾下の諸侍は悉武藝を専とし汗馬の功少からすといへとも素より文事にならばすして治務を行ふに便ならざるを以て中原清原三善藤原等の諸氏明經明法の道に通し或は算筆の術に熟せる輩を京師より招き祿をあたへて家人に列し府務を施行せしむ政所問注所公事奉行人の輩皆是なり只侍所は武士を指揮し警衛を務むるを以て武勇の輩その職に補せらるる武は以て亂を治め文は以て成を守ること自然の理に出るを見つへし凡公事奉行人のつかさとする所一事にと、まらざるか故に廣く公事を以て稱せるなり然れとも正しき職名ならざるに依て常にはひとへに奉行人とのみへり後評定引付の兩衆を設け政所問注所の兩寄人を置く、に及て其

定所至翌朝奉待彼御參事既及五六個度之間預此御威

又云寛元元年二月廿六日癸酉諸人訴論事爲無成敗解緩今日於左親衛御亭有沙汰且被點其日々被結三人數定御物沙汰日結番事一番三日九日十三日攝津前司師若狹前司村下野前司綱對馬前司重太田民部大夫連二番日八日廿四日佐渡前司綱太宰少貳爲出羽前司行清左衛門尉三番日廿八日廿九日信濃民部大夫入道行甲斐前司秀秋田城介加賀民部大夫持康右守二次第二無懈怠可被參勤之狀如件仁治四年二月日○按結番の盟皆評定衆なり季瓊日録云長祿三年十二月廿日依馬淵被官人永原公事可有御札明之相奉行之事飯尾加賀守伺之樵談治要云凡奉行人は天下の公事とりおこなふ職たるに正直にして私を存せず黑白をわきまへ理非にまかせて最負をいたささらむをよき奉公人と稱すへしもし又奉公人として最負をいたしかた手うちになされたる公事たらは越訴をたて、申さむ事その咎あるへからず甲陽軍鑑云信玄代徳公事奉行今福淨閑武藤三河守櫻井安藝守右三奉行用周公吐堀御陣留守には御藏の前衆目安を

置ひとしく公事を奉行す故に奉行の員倍増せり其内より諸事の奉行に定めらる、時或は恩澤奉行又は安堵奉行問注奉行等の稱あり其以下の諸奉行皆是なり諸奉行の職を撰するもあり又臨時に命せらるるもありて一様ならず但後世にいたりて設けたる奉行及大名一家の奉行は此例にあらず此輩を御物沙汰衆とも稱す御物は公事の意に通し御用といへる辭大沙汰は奉行の義にかよへはなり吾妻鏡弘長三年十二月十六日の條に六波羅陸奥近大夫將監時茂朝臣師落是依最明寺政御事桑向而不可被御物沙汰由被仰出之間御物沙汰あり時茂は六波羅の探題にて奉行頭人を指揮するものなれば關東に逗留する時は政務運滯すへきに依て急に歸洛せしなり又善株の明惠上人傳に六波羅へ参りて折前奉時朝臣物沙汰して侍に留せられたり云々奉時朝臣頗に涙を押し申されけるは如此の物沙汰に聊と私なく理の儘に行ひ候は御にはなるまじきに候やらん云々と見ゆこれをなへて公事執行の内には訴訟裁判の事は人庶の浮沈にか、り天下の瞻望する所にして政務の第一なれば俗間に公事といへるは必訴訟の事に限れる辭の如くなりゆきければ足利殿の時には奉行人の事を公事奉行御物沙汰衆なといふ辭は絶たり然れとも公務を執行するとは皆鎌倉の例にならへり鎌倉の世に訴訟人を問注する者を問注奉行といふ足利殿にいたりては是となへも絶たり猶問注奉行條に注せりかく公事といふことの訴訟に限れること、なりしより大名諸家にて公事奉行公事方など稱する職掌はすへて訴訟裁判の職となれり甲陽軍鑑に見えたるもの即これなり但公家には今も御物沙汰といへるは政務の總名なり御物沙汰には世俗の御物沙汰といふは猶奉行人條を合考ふへし

○恩澤奉行又稱勳功奉行
 吾妻鏡云文治五年十月五日辛卯有手越平太家綱之者征伐之間候御共募其功可被行賞之由言上且賜駿河國麻利子一邑招居浪人建立驛家云々仍任申請之旨被仰下爲散位親能奉行早可充行之趣下知内屋沙汰人等

又云建久四年正月廿七日乙未安房平太以下班浴新恩廣元行政奉行云々十一月卅日癸巳人々浴恩澤因幡前司廣元民部大行政大藏丞頼平等奉行之六年九月廿三日甲辰御家人多以浴新恩廣元行政頼平奉行之
○按廣元は政政所合なり頼平は武藤氏の始祖にして行政故時は政政所合なり頼平は人なり子孫相繼て奉行之職なり

又云元久元年五月十日壬申伊勢平氏等追討賞事有_二其沙汰_一廣元朝臣問注所入道等奉行之
○按問注所入道は問注所執事三善康信入道善信なり
 又云嘉禎元年九月十日庚午長尾三郎兵衛尉光景雖致度勳功未預恩賞事駿河前司義村并同次郎泰村屬恩澤奉行後藤大夫判官基綱頻執申之仍有沙汰可有勳賞之旨被仰付基綱二年八月卅日甲寅於新造御所

有恩澤沙汰大膳權大夫師員奉行之
○按基綱師員共評定衆なり
 又云曆仁元年十二月十四日丁巳今日評定云々其後匠作前武州被參御所_二有恩澤沙汰_一基綱奉行之

る、に及て後藤基綱はしめて此職を命せられてより以來評定衆の内にてこれをうけ給はること、なれり畢竟引付衆を以て任用せられざりしは其職掌を重くせられし故なるへし足利殿の時恩賞奉行といふもの即この奉行之事なれと人數も増加し職掌もや、異なることあるは時世移りて損益する所なきにあらざればなり

○恩賞奉行又稱御前衆
 庭訓往來云寺社訴訟者就本所舉進被_二是非_一越訴援勸依_二探題管領與奪_一被_二執行_一之奏事於_二庭中_一家督恩賞方法規式不可_二勝計_一也

祇園修行日記云康永二年十月十八日治部兵衛大夫依恩賞奉行事_二釘曲露顯之間被_二止出仕_一上所帶被_二收公_一猶可_二被_二處_一重科之由有_二其沙汰_一之旨近日風聞了
 建武式目追加云庭中_二籍目_一一本所寺社領事方々施行停滯頭人并奉行緩息也空經_二廿个日_一者任_二本條_一宜_二經_一直訴_二嚴密_一避_二行之_一可_二申_一左右之由差_二日限_一可_二仰_一本引付方_二但有_一限日數已前諸方雜掌亦猥及_二濫訴_一者暫可_二被_一閣_二彼_一訴訟也一恩賞連引事節被_二群之輩_一勳功賞連引之族理訴沈淪云々宜諸訴可_二被_一仰_二奉行_一人_二子細_一同前

又云文書紛失_二訴訟事_一貞和_二二四九_一可_二爲_一内談方所務_一之由

又云仁治二年九月三日戊子信濃國住人奈古又太郎者承久三年大亂之時乍施勳功漏其賞由頻雖愁申之依無便宜之地空送年序訖但猶雖有如_二此不幸之類_一於奈古軍忠者勝_二其中_一之間相構可_二被_一行賞由故匠作時遺命也仍左親衛爲_二不_一遠_二其趣_一今日執_二彼款狀_一加_二別御詞_一被_二仰_一道恩澤奉行_二人師員_一朝臣之許_二師員_一申_二御返事_一云奈古又太郎申勳功賞事折紙給預候畢早可_二申入_一候恐々謹言七日壬申有_二臨時評定_一爲_二出羽前司行義奉行_一細工所雖恩澤事有_二沙汰_一野世五郎拜_二領相模國橫山五郎跡新田垣内等_一
○按行義は評定衆なり
 又云寶治元年九月十一日辛酉筑後左衛門次郎知定捧和字款狀_二是愁_一漏_二合戰賞_一事也云々左親衛數返被_二覽之_一知定已述_二獲麟_一一句_二何無_一其沙汰_一哉仰_二勳功奉行_一人等_二究_一淵源_二之後_一可_二被_一披露_二評定_一次_二之由_一直令_二示_一付_二諏方_一兵衛入道_二給_一

按恩澤奉行或は勳功奉行ともいふ此職は勳功の大小を考へて恩賞の厚薄を定めさて新恩の地を分付するつかさなれば其職掌輕きにあらず故に鎌倉殿の初政には政所別當令及問注所執事等の如き宿老の輩其事をふさねて別に奉行人をは定のさしなり後嘉祿中評定衆を置

先日雖有_二其沙汰_一於_二建武三年_一已前分_二者無_一事書_二之間委細_一之旨趣無_二據_一札明_二歟任_一先例_二尋_一問當_二知行之_一實否_一於_二有_一證人等_二者須_一成_二賜紛_一失安堵_二御下文_一至_二同年_一已來分_二者守_一舊規_二於_一事書在所_二風賞方安堵_一可有_二其沙汰_一焉次不知行地事於_二内談方_一且相_二尋當_一時之領主_二札_一明證跡_二可_一是非_一
○按内談方は引付衆をいふなり

後愚昧記云貞治五年八月十八日大夫入道没落以後奉行人等少々有_二黜陟_一沙汰_二政所執事_一代日來齊藤五郎左衛門尉_二也而_一改替齋藤藤内右衛門入道被_二補云々_一又依田左近大夫中澤掃部亮等被_二除_一恩賞奉行云々
○按大夫入道は佐々木高氏入道道譽なり當時評定衆の上首たり

花營三代記云應安二年十月廿七日中條兵庫頭入道飯尾美濃守參_二加恩賞_一方_二五年三月十二日_一佐々木治部少輔恩賞方出仕始_二六年六月廿六日_一飯尾左近入道圓耀被_二召_一加恩賞奉行_二訖同七月二日_一出仕始

尊卑分脈云齋藤基能藤内右衛門尉法名玄觀引付頭評定衆政所執事代應安五正十一恩賞奉行
○按花營三代記によればこの評定衆となりて即日恩賞方に加はりし故にかく記せしなるへし
 花營三代記云康曆元年五月十一日門真外記被_二召_一加恩賞奉行_二七月廿五日_一任_二左衛門尉_一八月十日出仕始也

齊藤親基記云文正元年二月十七日御前御沙汰始御座管領
 酒掃雲禪因州同事次第野州貞基玄良以上式評定也恩賞 誠信
 州忠郷松丹州秀興肥州之種清泉貞秀飯兵大貞有飯和元連
 齋四右種基親基齋五兵豐基飯四左爲衛依二歡樂二不參衆治
 河國通飯新左爲脩二年二月十日清式部丞秀數廿九 飯尾隼
 人佑任式布施下野善十郎英基正思 被三召三加恩賞方一飯總
 州申沙汰也秀數于レ時爲二使節一作州在國留守之間也
 蟻川親元記云文明十七年八月四日壬午闕文飯尾加賀守
 清房清八郎左衛門尉貞枝中澤備前守之綱飯尾與三左衛門
 尉爲規選松田左衛門大夫長秀選 松田對馬孫三郎英致選 飯
 尾新左衛門尉兼連選以上十七人恩賞方衆御前未參衆矢野
 長門入道之雄俗名種倫 齊藤新右衛門入道余久俗名基數 治部
 四郎兵衛尉通種選 諏方彌次郎長直選 依田中務丞光朝選 飯
 尾四郎右衛門尉種貞選 飯尾右京亮貞永選 清四郎貞春選 雜
 賀善次高行選 松田八郎秀孝選 齊藤四郎基聰選 齊藤民部丞
 基紀選 松田九郎頼亮選 飯尾又六貞連選 飯尾彦次郎爲弘選
 諏方次郎貞就選 飯尾孫四郎元清選 飯尾彌六選 飯尾彦三郎
 爲完選 松田又八郎秀績選 治部四郎貞兼選以上廿一人十五
 日癸巳奉行衆出仕飯尾大和入道清備中入道齋藤大藏入道
 清式部大夫飯尾美濃入道飯尾左衛門大夫諏方信濃守松田

對馬守飯尾與三左衛門尉松田左衛門大夫飯尾三郎右衛門
 尉松田對馬孫三郎飯尾新左衛門尉以上御前衆御前未參衆
 矢野長門入道治部四郎兵衛尉自餘略之○按四日條と十五日條と
 ふなり猶編末の按中にのへたり
 惠林院殿將軍宣下記云延徳二年七月五日丙辰御判始宣下
 事終之後被レ執行之一中二次御前御沙汰始御座管領以下着二裏
 打一參候同二于御評定之儀式一就二恩賞御沙汰御評定
 評定着座御免一到二御前御沙汰着座一者一段之儀也經二一兩
 年一有二御免一也恩賞方衆選 出仕先着二貢馬間之次座敷一
 今日御祝儀繁多之間不レ移二時刻一可レ被レ行之旨依レ被レ仰
 出二各不レ改二大帷一着座也一列伺事在レ之一永元敬秀清秀三人御
 寄進奉行兼連連最前伺レ之披露狀山城國上桂齋淵跡名田
 畠事石清水八幡宮可レ被レ成二御寄進御判一也次一列伺事條
 數各一箇條披露様同二奏事一人數打清式部筑後守元定松田
 丹後守長秀諏方信濃守貞通齋藤大藏入道玄茂中澤備
 前守之綱飯尾左衛門大夫爲規飯尾筑前守種貞雜賀民部丞
 高行清式部四郎左衛門尉貞數飯尾兵衛大夫春貞齋藤民部
 大夫宗基松田左衛門大夫頼亮飯尾近江守貞運松田主計大
 夫英致飯尾三郎左衛門尉爲完諏方左近大夫貞說飯尾彦左
 衛門尉行房飯尾次郎左衛門尉爲頼矢野長門守貞倫一昨日

年中定例記云正月四日御對面の次第一番御身固と申て
通稱 此兩人承二番に面々と申次申て管領其外御相伴衆御
 參外様少々御供衆申次番頭以下小すわう前後に參賀の公
 家三番に大外様惣番衆加治奉行衆御前奉行上様御被官松波
 六郎左衛門尉前守 山田其外勢多判官大膳亮御くすし又衆
 人續く

務僅兩三人の堪る所にあらざるを以て評定引付兩衆の
 内より十餘人を撰びて恩賞方に舉補して事を辨せしむ
 凡引付の頭人を帶せる評定衆は更なり其餘頭人たらし
 る輩も他に攝職あるものは皆恩賞方に列して事に従ふ
 ならひなり他の攝職は政所問注所の兩執事評
 定奉行越前奉行等の類これなり 又政所問注所に
 祇候せるなへての奉行人も引付衆に補せらる、時は數
 年ならずして必恩賞方に加へらるこの故に評定衆の外
 恩賞奉行たるもの常に十六七人より減する事なし中頃
 此輩を御前衆又御前奉行ともよへるは御評定始には將
 軍家の御前に於て奏事の役を勤め御沙汰始の時は披露
 奉行として沙汰の披露を役するものなればなり此外引
 付衆たりともいまだ恩賞方に加らざるもの又なへての
 奉行人は御前の役に従事せざるが故にこれをば御前未
 參衆といへり式評定衆は御評定始御沙汰始等の時御前に若
 れと常に披露以下の公事を奉行せざるものなれば恩賞方には加へられ
 すこれ式評定衆と稱するいはれなり尙式評定衆の條を參考すへし又い
 また恩賞方に着座せざる引付衆も政所内談には恩
 賞奉行と同じく公事の披露をいたすならひなり

按恩賞奉行の名は建武の頃より見ゆこれ即鎌倉の恩澤
 奉行にして其職掌は大かた前に注せるが如し但足利殿
 の時には執務の事倍増せしかは先代には恩澤奉行一兩
 人に過ぎりしを爰に至りて往々人數を加倍せり初め北
 條家其祀を絶し公家一統の政務に復せし時ま、武家の
 制度をも混用ありければ新に恩賞方を建置せられ堂上
 地下十七人を以て其衆に充られたり建武年間思ふにかく
 此に見ゆ思ふにかく
 數人を置れたるは元弘大亂の後公武何れも勤勞ある者
 多きを以て恩賞の沙汰殊に繁く剩神社佛寺等に至るま
 て新恩の地を寄附すること常に絶されはなるへし其旨
 趣往
 往寺社の寄附文書に見ゆ鎌倉の世には恩澤奉行寺社領を預り沙汰せし
 事いまた所見なしといへとも祈念等の功によりて新に寄附せらるゝを
 おりしなるへし 足利殿武權を掌握ありし後も暫くは諸
 國全く靜謐に屬せさりければ恩賞の沙汰猶繁く寺社領
 等を奉行する事も亦建武の制度に異ならずされは其職

○安堵奉行
 新編式目追加云未所分所領配分事延應四云三相論之是非
 三十六云 三得分之多少始終於引付可レ有二其沙汰一其訴狀等者
 安堵奉行入可レ賦二之同御下文施行事以二配分狀一可レ付二安

塔奉行^一御下文被^二成下^一者安塔奉行可^レ下^二子給人^一

大田康有記云建治二年三月廿九日備中前司行有被^レ仰安

塔奉行^一評定衆なり

北條記云道嚴攝津入道弘安元年二月加^二評定衆^一永仁三年

爲^二官途奉行^一同四年爲^二案塔奉行^一同六年二月廿八日爲^二

越訴奉行^一

新編式目追加云未所分跡御下文事^{三五}遺領配分之後被^レ

返^レ遺安塔奉行人之條不可^レ然自今已後引付奉行入可^レ

成^二御下文^一歟

二階堂系圖云盛綱攝津守安塔奉行盛綱弟政雄能登守評定

衆安塔奉行^一○按盛綱政雄は康有記に見

又云時藤備中守安塔奉行越訴奉行^一○按以上六條は鎌倉

建武年間記云奥州諸奉行政所執事山城左衛門大夫評定奉

行信濃入道寺社奉行安威左衛門入道薩摩掃部大夫入道安

塔奉行肥前法橋飯尾左衛門二郎^一○按此一條は建武の新制にて鎮

將軍源顯家

建武式目追加云文書紛失遺訴訟事^{廿七評定}可^レ爲^二内談方

所務之由先日雖^レ有^二其沙汰^一於^二建武二年以前分^一者無事

書^一之間委細之旨趣無^レ據^二糾明^一歟任^二先例^一尋^二問當知行

之實否^一於^二有^一證人等^一者須^レ成^二賜紛失安塔御下文^一至^二同

被^二成下^一畢已上七箇條^{四條}三年十二月八日披露條々一三

河國三橋錢屋與^二新善法寺雜掌^一相論同國稻束平尾内負物

下地事^河於^レ當知行在所^一者不可^レ有^二相違^一之由被^レ成^二御

奉書^一有^二子細^一者訴人以^二參洛^一可^レ申^二上之^一(中略)一澤彌

六事^一被^レ成^二下安塔御奉書^一畢以^二違背篇^一也六年四月十

日内談頭人諏信州飯左大清泉飯兵大齋民齋五兵諏左將松

丹州治河齋新左齋四右齋大清四左松主披露一嵯峨保宗院

永代買得安塔事^{清泉依爲別一圓如庵安塔^{齋民自^{治河}一}}

日野北小路殿鶴御料人買得御安塔^{各可^レ被^レ成^二奉書^一}

云々^一○按政所内談に公事の披露を致すはなへて引付

按安塔とは本領の地に安塔するいはれにしてたとへば

時世の轉變にあへるも猶古の如く父祖の所領を知行す

るをいへり或は久しく中絶せし舊領にても故ありて返

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

賜はるをば本領安塔といふ史記の高祖本紀に案塔如^{故云々}

年以來分^二者守^一舊規於^二事書在所^一方問注所^一可^レ有^二其沙

汰^一焉^一○按前記事書とあるは政所の記録をいひ後なる

花營三代記云當知行地安塔事^一以^二一同之法^一被^レ下^二宣

旨之上者重不^レ及^二沙汰^一但依^二諸人之妨^一有^二愁申之輩^一者

尋^二究當知行之所見^一披^二見文書正文^一所^レ申無^二相違^一者載^二

名字^一可^レ給^二安塔^一此上若雖^二段歩^一以^二不知行之地^一寄^二事

於安塔^一令^二掠領^一者隨^二支證出來^一可^レ被^レ沒^二收本領^一無^二所

帶^一者^レ斷^二罪其身^一非^二罪科證者^一當知行地充^二給他人^一事相

傳支證難^レ被^レ默止^一者雖^レ爲^二恩賞地^一可^レ被^レ返^二付之^一只有^二

常知行之號^一無^レ指^二由緒^一又其身非^二朝要之仁^一者依^二事可^レ

有用捨^一按^二この制は建武の一統に公家より出たる法度を適用せしもの

有^二用捨^一なり其事建武に於て文章の旨趣大相類せり但彼記には

代相傳之仁無^レ故被^レ收^二公^一者被^レ尋^二究文書道理^一可^レ有^二勅裁^一雖^レ帶^二

本券契^一相承不^レ明不^レ可^レ及^二沙汰^一文治建久以來恩給之地知行令^一中絶^二

必^二この法を適用せしと見えたり思ふに等持院殿武権を掌握せられし後諸

國全く静謐に屬せざる間公家武家何れも本領安塔を歎訴するもの多く眞

偽紛冗にして有司の事務繁雜に堪ざりければ建武の制に准し朝廷に申し

停止せらるる事なりしと見えたり猶次なる政所内評定記録を參考すべし

政所内評定記録云寛正二年九月六日内談着座頭人諏信州

松丹州飯左大國治河飯兵大齋四右清式齋大齋五兵諏左將

披露條々一越前國社庄福聚庵安塔奉書事^{河一尾張國大鷹}

郷大梅院被^レ申安塔事^{清一物部左京亮申安塔奉書事^{諏左即}}

塔といふ上件の事は皆安塔奉行の主職として奉行する

ならひなり其外父祖の領邑を譲られて子姪妻妾等の分

配知行するをも此奉行のうけ給はり沙汰する所なり凡

勤勞ある者新に給はる領地をば新恩といひて恩賞奉行

これを奉行し安塔の地は安塔奉行の沙汰する事なれば

諸家の領邑寺社の田園すべて此兩奉行のあつかからざる

はなし^{建武の新制にて鎮守府に諸奉行を置れし時は安塔奉行のみに}

をふされ沙汰^{て恩賞奉行なかりしは當時京都に恩賞方を定置れて五畿七道}

せし故なり^{鎌倉の世には評定衆たる輩此奉行をうけ給}

はりければ足利殿の時にも大かた其例を追はれしなる

べしさて應安に至りて本領安塔の制令を出され舊領の

地にても久しく中絶して證據分明ならざる所領又故あ

りて一度沒收せられし領邑等の類は後年歎訴を致すと

いへども容易に返賜はるまじき定となりて安塔の沙汰

多からざりければ別に此奉行を置く、に及ばすなべて

引付方の奉行すること、なれり但元より引付方にて安

塔の沙汰にも預りたれど其要務をば安塔奉行のうけ給

はる事なりしを爰に至て更に引付に附屬せられしなり

○賦別奉行又稱賦奉行

新編式目追加云未處分所領配分事^{延應四云^三相論之是非^二}

云^一得分之多少^一始終於^二引付^一可^レ有^二其沙汰^一其訴狀等者

安堵奉行人可賦之按賦狀を賦するは問注所の所職なれと安堵の本に定むるなり

新式目云諸人訴訟問狀事正應三九訴狀爲非據者不可賦之由可被仰問注所凡即時可成御教書之旨可被仰五方引付奉行人一賦

新編式目追加云充給總領跡混領庶子分事正應三九總領主有罪科之時以別人令改補之處庶子等稱不給御下文無尋決知行實否頃年被付總領之條甚爲不便之儀歟各別領知證據分明者縱雖不帶安堵御下文於本引付重有沙汰可返付之由被仰下之後三方引付奉行人被結改畢然者雖非本引付於奉行人現在之方可申沙汰但無奉行人事於三番分者頭人依無相違猶於本引付以他奉行人可糾明於三番者不被改頭人一至四番五番者止其方々畢彼三方者自問注所可賦出引付方也

庭訓往來云讓狀謀實越境相論未分甲乙之次第譜代相傳之重書等者於引付方可被遂御沙汰頭人上衆圍閣右筆奉公人等雖有終日御評定窮屈更無御休息被勸判一就問注所賦也問注所賦也執筆書與問狀奉書於訴人之時及兩度無音仰使節被下召符一就違背散狀者直被

康富記云嘉吉二年十一月廿九日丙戌清大外史之訴河內國更占冰室事者遣召文於結城方畢小川事者遣召文於和田國分方之處件和田國分者當管領之被官人也當職之時者內者事不可成召文之由賦奉行飯尾六郎左衛門答云々此事不謂次第也雖當職之被官人爭可略訴訟哉不可說之由奉行等一揆誘之云々

政所内評定記録云寬正二年六月廿五日丙辰着座頭人諏信州松丹州飯左大治河清泉飯兵大齋四右齋五兵諏左將一久我大納言家雜掌申治河久我殿者別奉行之家領播州石造之内近間不賦之賦被處安名者下河原門跡領也然代官職事今熊野牛枕庵江御契約之處公用懈怠之間有改易久我殿江被預申之處彼牛枕門跡之借物相殘之由申在所不渡云々可被成御奉書云々一岩崎平次郎高則申賦所賦左將但當座醍醐妙法院領丹波國朝來村代官職事(中略)可被成御奉書云々以上披露已後三獻九月六日内談着座頭人諏信州松丹州飯左大治河飯兵大齋四右清式齋大齋五兵諏左將披露條々一明林申借錢與合錢對津田相論事一御料所小吉野事無賦一越前國社庄福聚庵安堵奉書事治一六波羅岩坊與三平野神主相論事一尾張國大應郷大梅院被申安堵事一物部左

下知訴人令召進之時及兩度封下訴狀番三問答訴陳於御前遂對決一任雖雄是非奉行人令取捨事書於引付一親御評定異見所令成敗也

沙汰未練書云賦奉行トハ最初本解狀ヲ上ル奉行所也關東六波羅在之

又云所務沙汰とは所領之田畠下地相論事也於引付有之賦奉行請取之賦取紙沙汰之篇目ヲ書付テ訴狀ニ加銘追次第五方引付ニ賦之其開閣請取之於引付御座以孔子一定奉行奉行治定之後御教書ヲ成也以之爲訴訟之初云々按已上六條は御料將軍家の奉行なり

建武式目追加云一奉行人直請取訴狀披露事正長二論人出帶之時參差之沙汰出來之條不可然向後者上裁并賦別奉行之外所被停止也各可令存知矣一諸人訴訟事永二八以賦日限次第奉行行人可伺申之焉正長二七廿二一諸人庭中事永八致訴訟之輩各申請賦可付奉行所處無左右之企庭中之條自由之至也但雖望賦令遲々者申次之族或緩急歟最負歟屬別人申之尙延引者於庭中可言上之非急事題目等不經次第狼致庭中事一切被停止訖焉

京亮申安堵奉書事即被成下以上七箇條三年正月廿六日内評定始三月廿三日後内談始一天龍寺澄紋申香嚴院領佐味庄事主職事治河此一箇條者依爲社雜掌一相論同國稻束平尾内負物下地事被成五箇年之補任一度々過分立御用之處不能御返辨背補任之旨改易之條不便也可被遂算用之由申之自管領一就仰候公方江披露之處此分當所江可申之由被仰出之可有如何之由披露之仍不及賦之意見被成召文可被遂算用云々十二月八日披露條々一二河國三橋錢屋與新善法寺

雜掌一相論同國稻束平尾内負物下地事治河此一箇條者依爲社雜掌一相論同國稻束平尾内負物下地事被成五箇年之補任一度々過分立御用之處不能御返辨背補任之旨改易之條不便也可被遂算用之由申之自管領一就仰候公方江披露之處此分當所江可申之由被仰出之可有如何之由披露之仍不及賦之意見被成召文可被遂算用云々十二月八日披露條々一二河國三橋錢屋與新善法寺雜掌一相論同國稻束平尾内負物下地事治河此一箇條者依爲社雜掌一相論同國稻束平尾内負物下地事被成五箇年之補任一度々過分立御用之處不能御返辨背補任之旨改易之條不便也可被遂算用之由申之自管領一就仰候公方江披露之處此分當所江可申之由被仰出之可有如何之由披露之仍不及賦之意見被成召文可被遂算用云々十二月八日披露條々一二河國三橋錢屋與新善法寺

按賦別奉行は問注所の奉行たる輩うけ給はる所職なり賦は分附配當の意にして此奉行たる者は吏民訴訟の事ありて訴狀を奉るの時これを受とり其狀に銘を加へさて五方引付に賦してこれを沙汰せしむ故に賦別奉行賦奉行等の稱あり銘を加ふとは年月日と奉行の姓名を賦の裏に略するなり

凡訴訟の沙汰は問注所引付方恩賞方安堵方等引付以下は皆政所の被り各分掌ありといへども問注所はこれを以て主職とするが故に何れの訴訟にもあづからざるはなし故に當所の奉行を以て賦をつかさどらしむる定格となりしなり侍所にては訴訟の沙汰をいたすといへどもこれは武事を主職とする故に非違檢斷問注所等の事をつかさどり當日の訴訟にはあつからずかく分配の奉行を定置る、事はひとへに裁判の奉行をして私曲の沙汰なからしめん爲の備と見えたり式目
追加に奉行人直請取訴狀披露等差違之沙汰出来之條不可然
向後者上裁并別奉行之外所被停止也とあるを思ふべし
○披露奉行

吾妻鏡云寶治元年九月十一日辛酉筑後左衛門次郎知定捧和字款狀是愁漏合戰賞事也左親衛數返披覽之知貞既述獲麟之一句何無其沙汰乎仰勳功奉行入等究淵源之後可披露評定次之由直令示付取方兵衛入道給

又云文永三年三月六日己亥諸人訴訟事被止引付沙汰問注所召整訴陳狀可勘乎是非也前々被記申詞之間爲被賦九人評定衆所被結番也御評定日々奉事結番一番日十三尾張入道見西越前前司時廣宮内權大輔時秀伊賀入道家道圓和泉入道行空一番日十六越後守實時中務權大輔教時出羽入道道空行信濃判官入道行一行對

左近大夫也○按評定始には奏事といひて披露奉行とは稱せずいは當日の稱呼にならひて誤記せしなり
 又云至德二年二月十二日御恩沙汰御座管領義將朝臣二階堂中書禪行照問注所刑部少輔長康波肥通郷松丹貞秀飯濃入初披露奉行入松田豐前守雅樂備中守飯尾肥前守齋藤五郎左衛門尉同十七日仁政御沙汰御座管領義將朝臣二階堂山城書禪問注所刑部波多野肥州松田丹州飯尾濃入披露奉行入飯尾肥前守雅樂備中守飯尾善左衛門爲久松田主計允

又云明德二年五月六日御沙汰始御座管領右京兆二階堂山城中行照攝津左能秀問注所越長康波多野肥通郷松田丹貞秀奉行入飯尾左衛門大夫飯尾肥前守雅樂備中守飯尾美濃守治部四郎左衛門尉中澤次郎左衛門尉○按こゝに奉行人とあるは即披露奉行なり

建武式目追加云奉公人同事規式正長二一出仕各守結番之次第可令參勤但於急事者雖爲非番可申之矣一條數事不可過三三條不足不及被定置焉一時尅事可爲已刻於以後者可令略矣
 又云奉行入直請取訴狀披露事正長三論人出帶之時差差之沙汰出来之條不可然向後者上裁并賦別奉行之外所被停止也各可令存知矣

馬前司倫長三番日廿秋田城介泰盛殿頭師連少卿入道心違伊勢入道行願行一番衆五日二番衆一日三番衆日五政所問注所兩執事行實每日可令參也且自問注所每日可差進文士二人也○按本文には九人評定衆云々とありて交名るへし又按此時引付の沙汰を止めしかと同六年に至て又これを復されたり
 北條記云永仁元年十月止引付置執奏時村道監師時惠日宗宣運瑜宗秀等也十月又置引付頭人一時村道監道西惠日運瑜○按十月引付を復せらるるといへども師時宗宣宗秀等は尙奏事役日運瑜をうけ給はりしと見えたり又こゝに載たる執奏七人の内時村ひとり尙合衆なり
 又云宗宣弘安十年十月爲評定衆正應元年十月七日任上野介永仁元年七月爲小侍奉行同十月止引付執奏諸人訴訟同四年正月爲引付頭四
 又云道嚴攝津入道弘安元年二月加評定衆永仁六年二月廿八日爲越訴奉行正安元年正月六日加奏事人數乾元元年九月十一日爲八番引付頭○按以上五條は鎌倉將軍の奉行なるとも執奏といひ奏事といふともに披露の意なるを以てこゝにのすなは後按にのへたり
 御評定着座次第云文和三年五月廿日寶篋院殿御自筆御記云評定始又三方内談始也今日評定當參石橋左衛門入道心勝仁木左京大夫頼章朝臣佐渡判官入道道譽士岐大膳大夫頼康二階堂大藏少輔政元問注所美作守順行披露奉行温原

康富記云嘉吉二年十一月廿九日丙辰向布施民部大夫貞基亭西京準人町事去年十二月及兩度致披露重又可有披露之由令催促了相奉行飯尾肥州禪也兼可申之由返答
 季瓊日錄云長祿二年四月十三日雲頂院領披露奉行以飯尾下總守定之
 又云寬正三年七月廿八日今日以赤後雖可有諸奉行之披露事依諸奉行今日御座之前日伺否之事不覺仍今晨被閣披露事也奉行不記得之旨伊勢守被露之八月九日花頂殿訴訟依飯尾美濃入道違例以兵衛大夫可致披露之由被仰出仍命于兵衛大夫也十月四日東福寺領熊坂公事披露之飯尾美濃入道出仕之時可致披露之由被仰出也

蟻川親元記云寬正六年七月朔日丙午以備前奉之御狀就當士兵部大輔入道確執之儀御注進之旨同彼方書狀趣即齋藤四郎右衛門尉令披露了父子確執事候間不及御糺明被成下御教書奉書候尙以宜被成御成敗候哉此旨可得御意同六月廿五日福嶋修理亮殿貞親○今河治部大輔殿へ御狀也御教書日付如此今河殿御狀同其方御注進之旨披見驚存候仍奉行

人即令披露候間被成下御教書并奉書候早任御成敗

之旨可有其沙汰候哉恐々六月廿五日謹上富士兵部大輔殿伊勢守

齋藤親基記云文正元年二月十七日御前御沙汰始御座管領酒掃雲禪因州伺事次第野州貞基立良以上式評定也恩賞方若座未御免誠信州忠郷松丹州秀興肥州之種清泉貞秀飯兵大貞有飯和元連齋四右種基親基齋五兵豐基飯四左爲衛依歡樂不參衆治河國通飯新左爲脩○按伺事とは即披露ないふなり

蟠川親元記云伺事結番之次第文明十五一番清泉禪通飯濃朝松對飯三右爲二番布野州英飯左大爲飯加房三番齋上州基飯三左爲脩中備四番清備中秀松豐飯與三左爲五番清式大元誠信通松左大秀惣奉行和州飯尾元運

惠林院殿將軍宣下記云延德二年七月五日丙辰宣下同時可被執行御判始之旨被仰出之(中略)次御前御沙汰始恩賞方衆前衆出仕一列伺事在之御座管領因州加州肥禪官對州加州飯御寄進奉行兼連最前伺之披露狀山城國上桂薦淵跡名田島事石清水八幡宮可被成御寄進御判也御前御沙汰最前御寄進地伺事文明御判始時兼次一列伺事條數各一連叙父近江守任連伺事中之云々不知先例也

長秀諏方信濃守貞通齋藤大藏入道玄茂中澤備前守之網飯尾左衛門大夫爲規飯尾筑前守種貞雜賀民部丞高行清

光源院殿御元服記云天文十五歲十二月廿日若君義藤朝臣征夷大將軍從四位下紫色昇殿宣下有之同日新將軍御評定始御判始等有之御評定始圖役松田九郎左衛門尉賴隆

奏事飯尾大和守堯連御判始奉行松田對馬守盛秀御前御沙汰有之御吉書始有之新將軍御着座人數定賴朝臣二階堂中務大輔有泰朝臣町野左近大夫將監康定松田丹後守晴秀今度始而後元造朝臣也康定御親目錄持參御前シテ置歸座召加也三色御合點有テ康定座ヲ立テ二色取テ退又着座堯連出テ三社ノ事披露發言晴秀各合點ノ氣色有テ堯連退出次ニ評定衆下臈ヨリ皆退出(中略)御評定始新將軍又御出座定賴朝臣以下評定衆如前各着座以前ノ處ニ御間座一有之其上ニテ各令披露次第飯尾大和守堯連松田對馬守盛秀飯尾左衛門尉盛就中澤掃部助光俊松田九郎左衛門尉賴隆松田次郎左衛門尉賴忠其次座ヨリ晴秀出テ披露又着座堯連盛秀ハ大帷子ヲ脱テ各奉行衆ノ如ク裏打ナリ評定衆又下臈ヨリ退出○按以上御前御沙汰始なり

按披露奉行は恩賞方の内引付衆たる輩のうけ給はる所職なり凡此奉行たる輩は御評定始の時奏事の役に従事し御前御沙汰始には公事披露をいたして幕下の氣色を伺ひ許可を蒙りて其事を奉行すこれらは皆規式につき

式部四郎左衛門尉貞數飯尾兵衛大夫春貞齋藤民部大夫宗基松田左衛門大夫賴亮飯尾近江守貞連松田主計大夫英致飯尾三郎左衛門尉爲完諏方左近大夫貞說飯尾彦左衛門尉行房飯尾次郎左衛門尉爲賴矢野長門貞倫新加貞通申文住吉社雜掌中加賀國有福庄檢注事任先例可被成下御教書矣延德二年七月日貞說申狀石清水八幡宮雜掌申長門國福富庄檢注事任先例可被成下御教書矣延德二年七月日各如此但依人々意巧神號文章相違之一列披露之後肥禪起座於圓座伺申之中狀歸座自己之伺事事申意見請同了次對州以下伺事請意見乞伺歸座建武式目追加云伺事條々永正八一守結番之次第各可令參勤也訴陳之儀爲巡番先一個條可伺申事但訴陳之儀可伺申事一非急事者非番之輩可斟酌於被仰出之子細者不及是非事一被仰出御返事等非指急事者當番可伺申事

蟠川親俊記云天文七年十月十七日丁亥御料所之事披露奉行所へ申十一月廿七日丁酉富田新右衛門入道申事披露方伺之然者以折紙可申之由候間如此調遣之二十年十月十日尊勝院飯和安居陪奉行殿相論事つかひの披露在之尊勝院德利云々

たる職掌なり當日には訴訟以下の公事を沙汰して幕下の聽に達し又許可を蒙りて裁判をなす事なり爰を以て披露奉行と稱し又御前奉行の名あり○また恩賞方に加はらるる引付衆及政所寄人等は政所内評定始内談始には孔子奏事等の役を勤め公事披露をいたすことなれと御前の奏事披露等を役することを待すはゆる御前未參衆なり御前奉行の事は既初鎌倉殿の時には披露奉行として別に恩賞奉行條にのへたり初鎌倉殿の時には披露奉行として別に定置れしことはなかりしに永仁中しはらく引付方を止められ評定衆寄合衆等の内より奏事の職を置れ公事披露を役せしめ又程なく引付を復されし時猶奏事をは廢せすして更に設置れたりこれを披露奉行の濫觴ともいふべし但本條に引たる奏事の輩はなへて評定衆寄合衆の内なれば足利家の披露奉行とは階級尊卑あることに聞ゆれとかの時も引付衆の内より奏事に足利殿の時に至りて全く披露奉行の稱はいてきしなり式評定衆も規式の披露をは勤むれと常の内に加はらる

○問注奉行
吾妻鏡云元暦元年十月廿日乙亥諸人訴訟對決事相具俊兼盛時等召決之且令注其詞可申沙汰之由被仰大夫入道善信仍就御亭東面廂二箇間爲其所號問注所○按善信遠久に至て問注所執事となる

又云仁治二年五月十日丁酉江民部大夫以康問注奉行之間就有非勘之咎被召放所領一所訖三年十二月十三日

六波羅御沙汰之間問注奉行人緩怠遲參之由依_レ有_二其聞_一定_二時剋_一令_レ着_二到_一之_二毎月可_レ進_二關東_一之旨被_レ仰_二相州之許_一

又云寛元三年三月卅日乙丑諸人問註事被_レ差_二奉行人_一之處一方通避之由問依_レ有_二其聞_一自今以後相_二觸奉行人_一之處可_レ註_二交名_一就_二彼狀_一可_レ有_二誠沙汰_一之由被_レ仰出_二加賀民部大夫奉_一行之_二十二月廿五日丙戌松浦執行源授被_レ召_二籠其身_一上野入道日阿所領守護也與_二鶴田五郎源剛_一就_二肥前國松浦庄西郷内佐里村壹岐泊牛牧等相論事_一授_二非據_一之除_レ以_レ劄令_レ惡_二口問注所奉行人越前兵庫助政宗_一之由構_二申無實_一之間被_レ尋_二證人_一之處太田太郎兵衛尉康宗志村太郎入道齋圓進_二誓文_一不_レ合_二惡_一口政宗之由也仍於_二劄領所_一者任_二當知行_一不_レ可_二相違_一之旨被_レ仰出_二中山城前可_レ盛時奉_一行之

又云寶治二年十一月廿三日丙寅問注奉行人等閑_二雜務_一稽古酒宴放遊爲_レ事不_レ面_二調訴人_一不_レ見_二究證文理非_一之間臨_二評定座_一之時預下問事等所_二答申_一頗令_二停滯_一於_二如_レ然輩_一者不_レ可_二召仕_一之由可_二相觸_一之趣今日被_レ仰_二付太田民部大夫信濃民部大夫入道行然等_一後十二月十六日己未諸人訴訟事於_二申沙汰條數多々_一之奉行人_一者可_レ有_二御恩_一之

由今日被_レ觸_二仰_一之

新式目云一故武藏入道沙汰之時有_二御成敗_一事寛元二十八年條之評定事書内訴人不_レ遣_二懸物_一之押書_二者縱可_レ遂_二問注_一由雖_レ有_二書下_一今更不_レ及_二召決_一之旨遍可_レ相_二觸奉行人_一等之由可_レ被_レ仰_二下問注所_一歟一問注難澁輩事右於_二遠國_一者被_レ下_二召文_一其後無_レ故至_二于五个月_一_{百五}不_レ參_二決_一者就_二訴人_一申狀_二可_レ有_二其沙汰_一至_二近國_一者召文日限可_レ有_二沙汰_一也次兩方參對之後遁_二避問注_一空過_二二个月_一_{六十}者雖_レ不_レ遂_二其節_一直可_レ有_二御成敗_一也者依_レ仰_二下知如_レ件建長七年辰十二月廿九日相模守陸奥守

又云引付衆并奉行事_{弘安七}右引付忠否奉行曲直頭人不_レ憚_二于人_一不_レ及_二緩怠遲々_一可_レ注_二申_一也引付外奉行人政所問注所執事可_レ申沙汰_一矣_{○按引付外奉行人とは引付衆に補つれし執事の進退を受る者なり}

庭訓往來云問注所者永代沽券安堵年紀放券奴婢雜人券契和與狀負累證文等謀實_二糺_一明之_二管領寄人_一右筆奉行人等評判也

按問注奉行は訴訟の旨趣を問尋して申詞を注記するつかさなれば其職掌輕からず鎌倉右大將家武家中興のはしめ_二三善康信_一をして其職に定充られ更にさるべき輩兩

武家名目抄第廿四册

塙檢校保己一編

職名部 十二下

三人を隸して問注の事を奉行せしむ康信元より吏才ありて其任に堪たるか故なり建久の初有司の職員を定むるに及びて康信即問注所執事に補せられ前に隸屬せし被管の輩寄人となり更に其職に従事すこれ即問注奉行なり其後人數を加補せられし由は往々舊記に見ゆ足利殿の時に至ても前代にならひ此衆を置れたりけれと問注奉行といふ稱は絶てひたすら問注所寄人問注所衆などとなへたり凡訴訟の事ある時は先引付方にて預りの奉行人を定められさて問注奉行に屬して其旨趣を糺明せしめ其後預りの奉行たる者問注の是非を斟酌してこれを沙汰する事なり猶問注所執事寄人等の篇を參考すべし_{但他の手細ありて問注に及ばざる公事は直に引付方にて奉行する例もまゝこれあり}

貞永式目云閑_二本奉行人_一更付_二別人_一企_二訴訟_一事右閑_二本奉行人_一更付_二別人_一内々企_二訴訟_一之間參差之沙汰不慮而出來歟仍於_二訴人_一者暫可_レ被_レ仰_二裁許_一至_二執申人_一者可_レ有_二御禁制_一奉行_二人若令_一緩怠_二空經_一廿个日_一者於_二庭中_一可_レ申_レ之

同追加云鎮西爲_レ宗神領事甲乙人等稱_二沽却質券之地_一猥管領之由有_二其聞_一尋_二明子細_一如_レ舊爲_レ被_レ返付_二所_一差_二遣明石民部大夫行宗長田左衛門尉教經_一兵庫助三郎政行_一也大友兵庫頭賴泰法師越前守盛宗太宰少貳經資法師可_レ爲_二合奉行_一_{○按行宗以下三人は六波羅の奉行人なり}

太田康有記云建治三年八月十九日自_二山内殿_一被_レ召_レ之_二間馳參之處_一召_レ御前_一被_レ仰_二云山名次郎太郎直康飯泉兵衛二郎祐光岩間左衛門太郎行重可_レ勤_二合奉行役_一之由可_レ

召仰云々九月四日依召參山内殿之處被召御前任
 仰以安富民部三郎入道島田七郎齋藤七郎兵衛尉長田新
 左衛門尉以上政富來十郎之執事飯田三郎右衛門入道注
 入引付衆了六日五番執事合奉行交名付城務十二月十
 四日豊後新左衛門尉被召加于合奉行之由爲城務奉
 被仰下

新式目云庭中事私安七五廿七評被召先事書并本奉行當日可
 有御沙汰論人令當參可陳申之由者可被開召歟
 又云越訴事永仁五右自今以後可停止之但有評定令
 落居内於餘殘事者本奉行人可申沙汰○按以上五條は鎌倉將軍家の奉
 行なり

建武年間記云奥州引付一番信濃入道長井左衛門大夫宗良近
 江二郎左衛門入道安威左衛門入道五大院兵衛太郎安威彌
 太郎合奉榎原七郎入道行二番三河前司常陸前司伊賀左衛門
 二郎薩摩掃部大夫入道肥前法橋丹後四郎豊前孫五郎合奉
 三番山城左衛門大夫伊達左近藏人武石二郎左衛門尉安威
 左衛門尉下山修理亮飯尾次郎齋藤五郎合奉行○按此一條は建
 武統の時征夷府に准
 して大將軍願家の佐職なり

鹿苑院御元服記云御祝儀式次第應安元年四月朔日云々奉行攝津掃
 部頭能直松田左衛門尉貞秀齋藤太郎左衛門尉利治○按能直

衛門大夫被相添之由被仰出也

又云寛正五年三月十七日當院領江州安孫子郷二階堂山城
 守知行江州立保郷民等就用水之事及弓矢合戰仍可
 有御成敗之事并京極鞍智又次郎高夏知行同所也仍以
 訴狀申之當院奉行飯尾左衛門大夫鞍智方奉行清和泉守
 出御奉書可致成敗之由被仰出即召兩奉行維掌
 命之○按飯尾は本奉行
 治は合奉行なり

政所内評定記録云寛正二年九月六日内談披露條々一六波
 羅岩坊飯兵與平野神主齊四相論事番之(中略)已上七個
 條同廿六同内談一番勸修寺家河與塚崎齊四間事一番
 矢倉兵庫河與八幡入江坊飯左間事一番三位篤忠齊左與
 今熊野牛枕庵齊四間事以上三个條十二月十七日昨日一番
 中井次郎三郎齊四與雲田齊四間事一番勸修寺家河與東
 崎齊四間事一番賀茂氏人等齊左與森河齊四間事一番正親
 正中間事齊左以上四个條○按諸人を預るは本奉行
 論人を預るは合奉行なり
 又云寛正四年四月十五日内談開國飯左大依披露一武田被官
 與一色左京兆被官相論船荷物事於船者盜物沽却云々
 召上彼訴論人可被遂對決至荷物者彼船頭負物在
 之間押取云々所詮船之荷船頭之計哉否自餘之津渡例相
 尋之可依左右本奉行清泉合奉行治河一對決四月廿如

利治は合奉行なり
 花營三代記云應安五年十一月廿二日將軍家御判始御裝束
 立烏帽子執權武藏守頼之朝臣摠奉行治部少輔高秀右筆松田
 長賴直垂左衛門尉貞秀合奉行齋藤四郎右衛門基兼(中略)其後於
 内々御祝雜掌管領沙汰之自御所總奉行并右筆合奉
 行下賜御馬○按右筆とあり
 光源院殿御元服記云天文十五年十二月十九日壬寅於坂
 本樹下宅公方御元服總奉行攝津守元造朝臣御元服奉行
 松田丹後守晴秀飯尾大和守堯連御元服奉行兩人何モ大帷
 子也○按幾連は合奉行なり已上三條は足
 利將軍の時規定につきたる奉行なり

建内記云嘉吉元年四月五日辛未武家兩奉行書下未到之
 由定光坊申之仍示遣大和守許書下到來貞逆即書之載
 判合奉行松田九郎左衛門尉貞寬本名貞親也改名寬合判事示遣之次
 遣定光坊畢其後定光坊下行也
 康富記云嘉吉二年十一月廿九日丙辰向布施民部大夫貞
 基亭西京集人町事去年十二月及兩度致披露重又可
 有披露之由令催促了相奉行飯尾肥州禪也兼可申之
 由返答○按貞基はこの訴
 訟の本奉行なり

季瓊日錄云長祿三年十二月廿日依馬淵被官人永原公事
 可有御札明之相奉行之事飯尾加賀守伺之以飯尾左
 内談兼日證人奉行事以公人相觸(中略)武田奉行清泉
 一色殿奉行治河申詞執筆齋五兵衛齋四右奉行衆疑殿着座
 一色殿御使小倉武田使逸見其外武田被官莊江次間座船頭
 兩人廣綠座一内談四月廿披露一武田被官與一色左京兆被
 官若州小濱住人等買賣船相論事賣主有現在者不日被
 召上可有糾決云々本奉行清泉合奉行治河六月廿六日
 内談一北野洞官乘與院申間事召文雖及兩三度田中越
 前守無音被成後悔召文可隨左右本奉行諏信州合奉
 行治河一武田被官與一色左京兆被官申船荷物事十三九
 大事者主各別之上者於小濱立請人先被返渡相論枝
 船事者仰豊前守護可被召上賣主本奉行清泉合奉行
 治河

齋藤親基記云文正元年八月廿二日飛鳥井家被官人與右
 京兆被官岡相論粟田口酒屋事於殿中意見在之本奉
 行兵大貞有合肥州之種
 政所賦銘引付云淺原與三郎秀廣文明十五四條坊門南西類
 私宅事河上孫三郎仁借置候刻彼方ヨリ料足一貫文借用候
 過半者返辨候處件屋ヲ質物ニ入之由申掠于今抑留候云
 云合奉行飯加州爲信同飯加清房同三十九年九月十二日○按本奉行は清泉州
 六十二飯加にて合奉行は飯尾爲信なりしを後合奉行
 をば清房うけた
 まはりしなり

又云松平修理亮親長文明十三九合奉行松豐十西院小泉庄沙汰人職并給田之專任文明十二八廿三永代沽券明之旨可被成二下安塔御奉書云々但論人道幸入道也可有二糾明

又云鷹屋修理亮範兼文明十四三廿六中商賈紙座事先祖相傳無其隱二然件支證共一條道場玉壽庵入置質物之處彼庵ヨリ村上左京亮ニ預置候紛失之由玉壽庵證狀有之然下京橋屋與申者令出二帶件支證二申給御奉書之段无二是非二次第也可預御糾明云々合奉行布野州同五月三日合清式大ニ與奪又有二座中望申子細二誠信ニ與奪

大館常與記云天文十年十月十日尊勝院奉行與安居院奉行與相論事つかひの披露在之尊勝院德利云々○按已上九條は京師將軍の時訴訟を沙汰する奉行なり

甲陽軍鑑云金九平三郎爲落合彦助被伐條長坂源五郎落合彦助を相近付て申様は此度其方を是程にはなざるまじき事なれ共金九平三郎が殊外御取成をあしく申上たる故かくの分なりと様彦助に申さかする意趣は彦助が公事の前に長坂源五郎横奉行の番に相當の時公事の様子悉源五郎言上仕るに付而本奉行衆可二申上二様無之とて御前を罷立是は源五郎分別相違故なりさたの事は本奉行若き衆一人つ、遣され

候は曲淵か様なる者有て奉行へ雜言の時奉行とても相手の言上申に片口を以て曲事には被成にくき事にて御座候間爲其横奉行を遣さる横奉行衆は何事も不申上一かよき物を源五郎利發たてをいたし奉行衆を押のけ我して持たる様子信立公御意に一向不參候へども其邊に聞食指置たまひて其後本奉行衆を召て公事の様子さた被成云々○按甲州の横奉行は室町殿にていふ證人奉行の類なり

長曾我部家格云何も相奉行相付上者一人として萬不可申付二若相奉行指相候者檢使可二申請二事慶長二年三月廿四日盛親元親

按本奉行合奉行はもと一事沙汰の上にてよへる稱呼なれば全く定まりたる職名にはあらず鎌倉殿武家中興の初訴訟の事あるに臨みて家司の内より專當の奉行を定め其沙汰を致さしむこれいゆる本奉行なり又政所寄人の内より一人を以て其副たらしむこれを合奉行といふされはいつれも常日の所職にてはなかりしを引付衆を置れし後其衆を以て本奉行に定むる事は臨時の職掌にて初の格に異ならざりければ合奉行に至ては寄人の内より常に定置る、例となりておのつから職名の如くなりしなり本奉行を常に設置せしは誰にもあれ引付衆たる者は公事を沙汰する職掌たればなり但訴訟沙汰も奉行を定めらるべき時は大かた合奉行を副らる、事なり後大名諸家にも此職號いてきしは全く幕府の制にならひしなるへし合奉行或は相奉行に作るものあるは合相なり

○證人奉行
政所賦銘引付云對決回文折明日一日刻於政所一與一算用對決爲證人奉行可有二參勤二之由候

汰の外に事ありて定めらる、兩奉行は必此例に准せず事の大小に従て人數の多少もあり又門地階級にもか、はらすして命せらるればなり本條に引たる貞永式目追加に領奉行三人を下されし時領西の奉行三人を以て合奉行とせし類これなり又建武一統の新制にて鎮守府に諸奉行を設けて奥羽の成敗を沙汰せられし時も引付衆の内最末の下臈を以て合奉行に定置れたりこれ

はた鎌倉の例に准せしなるへし此時は別に寄人といふものなかりければ引付衆の下臈を用ひられ足利殿の時に至りては兩奉行いつれも設置ことなく皆臨時に命せらる、格となれり且臈次階級をもえらはずして兩職共に引付衆のうけ給はる事もあり又皆寄人なる時もありて一例ならず但御評定始御沙汰給等に公事らされは勤仕する事能はず其他の奉行人は政所内職の時訴訟以下の公事を披露する事なり又此時のならひにて本奉行は訴人をあつかひ合奉行は論人を預る是亦鎌倉の例と異なる所なり思ふに兩奉行の階級なか凡室町の世には訴訟沙汰のみならず規式の公事を行はる、にも合奉行の稱ありいはゆる御判始御元服等の如き然るへき公事には專當の奉行一人を命し更に合奉行一人を副ら

るこれ規式につきたる職掌なり但大儀には評定衆を以て惣奉行とし合奉行二人を副られ小事に奉行一人にて副職のなき事もあり又鎌倉の世には一事の公務も兩三人にて奉行せしことなきにあらざり訴訟沙汰の外には合奉行の稱聞えざるのみなり思ふに訴訟につきて當日合奉行の職ある故に他事には其稱なかりしにもあるへし其餘何事にて

政所内評定記録云寛正四年四月十五日内談中略披露一武田披官與一色左京兆被官一相論船荷物事於船盜物沽却云々召二上彼訴論人一可被二途對決二云々本奉行清泉合奉行治河一加賀國那谷寺福藏坊買得之地事本主立歸彼地一已前之沽却狀謀書之由申疑書事以證人奉行一令檢知之一可依二左右一本奉行齋四右一對決一四月廿一日如内談兼日證人奉行事以公人相觸回文書樣例式折明日午刻於政所武田大膳大夫被官與一色左京兆被官一負物相論對決爲證人奉行一可二有二參勤二之由候月日齋藤四郎右衛門尉齋藤五郎兵衛尉殿武田奉行清泉一色殿奉行治河申詞執筆齋五兵衛齋四右○按この對決には證人奉行たる者執筆役と銘役とをかれしなり

又云十一月廿六日内談下野國商人實成荷物事飯左十二月廿二日對決森次郎齊四小五郎鎌倉商人室成證人奉行治河清泉右筆齋五兵

蟻川親元記云寛正六年六月廿八日甲辰松梅院禪親與勝藏坊胤禪對決於布施下野守與所在禪親奉行布野州胤禪奉行飯左社家奉證人奉行誠信州治河右筆齋四右

按證人奉行は鎌倉殿の時に所見なければはきはめて室町家の世に設けたる職號と見ゆもとより臨時の所職にして常日設置る、ものにあらず何事にもあれ訴論人等對決すべき事あれば本奉行合奉行の外更に他の奉行二人もしくは三人をして沙汰の始末を見聞せしむ證人奉行といふは即これなり凡其職分且は對決の是非曲直を見證し且は專當の奉行に偏頗なき旨を證すへきつかさなればひたすら證人を以て名とせしなり鎌倉の世にその稱行人に專當の奉行と見證の奉行とをわからせておのつからその職掌はありしなるへし

○横奉行

甲陽軍艦落合彦助と自姓と公子條曲淵御藏の前にて奉行衆へ慮外の後御書立をなされおく近習衆の内にて五人横奉行と名付公事の場へ一人つ、その年より一兩年の間被遣候其五人は一番に金丸筑前守か子平三郎二番に長坂長閑か子源

衆一人つ、つかはされ候は曲淵か様なる者ありて奉行へ雜言の時奉行とてもあひての言上申にかた口をもつて曲事にはなされにくき事にて御座候間爲其横奉行をつかはさる横奉行衆は何事も不申上にかよき物を源五郎利發たてをいたし奉行衆をしのけ我までもちたる様子に信玄御意に一向不參候へとも名人なる御屋形にて其邊に聞食指置たまひて其後本奉行衆を召て公事の様子され被成就中此彦助か公事は源五郎横奉行の時應指次に有之所に平三郎おこらぬ模様なるにより平三郎を一入褒美なさる、に付て源五郎か平三郎をねたみて彦助をよひ讒言す云々略こい本奉行とあるは公本奉行のことないへるなり

按横奉行を甲州にのみありて他家に於てきく所なしもと此職を訴訟沙汰の時公事奉行の傍にありてその曲直を察しもし法令にふる、事あればその旨を主將に密告せる職掌にて室町殿の證人奉行の類なり横は傍の意にて目附の職を横目ともいふに同じ當世目附の職たる者を訴訟裁判の席に臨ましむるはこの横奉行の職掌にひとしかるへし

○越訴奉行又稱越訴頭
北條記云文永元年十月廿五日越訴頭實時泰盛

五郎三番に日向大和か子藤九郎四番に三枝土佐守か子善八郎五番に眞田一徳齋か子源五郎是五人也然所に曲淵か公事のあくる日に御舍弟道遠軒被官落合彦助と申者百姓と公事を仕負て奉行を惡口申其日の横奉行は金丸平三郎也五人の中にも一人御前よき故落合か雜言の様子申上る信玄公開食公事の次第は何と御尋ねある平三郎申は其段は奉行衆へ可被尋仰候我等は只雜言の事計と申候信玄公開食當家法度の式目を則存いたすとやさしき分別なりとて彼平三郎を御褒美あり其後奉行衆をめして彦助仕る公事を委開食に非公事也次に横目の二人衆頭を召寄隠密を以て御き、被成候へは彦助非公事の由申上る又御小人頭衆をめして三段まで惣様の唱御尋なされても彦助非公事に究申候

又云金丸平三郎爲落合彦助被役候長坂源五郎落合彦助を相近付て申様は此度其方を是はとはなさるまじき事なれとも金丸平三郎か殊外御取成をあしく申上たる故かくの分なりと様彦助に申さかする意趣は彦助か公事の前に長坂源五郎横奉行の番に相當る時御藏の前より罷歸る公事の様子悉源五郎言上仕るに付て本奉行衆可申上様無之とて御前を罷立是は源五郎分別相違故なりさたの事は本奉行若き

關東評定傳云文永元年甲子評定衆越後守平實時三番引付頭六月爲二番頭十月廿五日秋田城介藤原泰盛六月爲三番引付頭十四年丁卯評定衆越後守平實時越訴奉行秋田城介藤原泰盛越訴奉行

新式目云弘安七五廿卅八箇條一越訴事可被定奉行入事○按此時奉行人を置るへき議ありといへとも永仁元年まで數年の間其人を補せざりしと見えたり

北條記云永仁元年五月廿日越訴頭宗宣宗秀十月止引付置執奏時村道監師時惠日宗宣運瑜宗秀等也○按宗秀は大長井宮内大輔なり宗宣の事は次にあり

又云宗宣弘安十年十月爲評定衆一正應元年十月七日任上野介一永仁元年五月爲越訴奉行同七月爲小侍奉行同十月止引付一執奏諸人訴訟同四年正月爲引付頭同十月爲寄合衆一同爲京下奉行

新式目云越訴事永仁五右自今以後可停止之但有評定令落居内於餘殘事者本奉行入可申沙汰

北條記云永仁五年三月六日評云被止越訴但本訴事一箇度被許之九月廿九日評定逢懸越訴事爲奉行人出仕引付可沙汰之由被仰出之六年二月廿八日評云越訴被許之但宗宣宗秀事切事者不及沙汰質券賣買利錢出舉向後被許之○按逢懸越訴事とは今年越訴を止めらるいといへとも當時いまた裁判決せざる越訴をいふなり

又云永仁六年二月越訴頭道殿行藤○按藤原守景入道なり去年以來一人にて奉行せし見ゆこれ越訴のすくなかりし故なるべし

又云道嚴攝津入道弘安元年二月加評定衆永仁四年爲安塔奉行同六年二月廿八日爲越訴奉行正安元年正月六日加奏事人數乾元元年九月十一日爲八幡引付頭

又云行藤永仁元年十月十九日補之政所正應元年七月廿四日任出羽守永仁六年二月廿八日爲越訴奉行正安元年四月一日爲五番引付頭

又云正安二年十月九日止越訴相州家人五人奉行之

又云宗方正安二年十二月廿八日爲評定衆同三年正月廿日爲引付頭同八月廿日任駿河守同廿五日爲越訴頭嘉元二年十二月七日爲侍所

又云乾元元年越訴頭宗秀

又云宗宣正安三年九月任陸奥守乾元元年二月十八日爲二番引付頭同八月爲官途奉行嘉元元年八月廿七日復爲越訴奉行同三年七月廿二日爲將軍家連署

諏訪大明神書詞云嘉元の頃當國の御家人小坂孫三郎盛直重き科有て硫黄か島へ流されたりけるか當社御社山の酒室の頭役人なり先規に任せて免除有へき由慈き申ければ其頃執權時村朝臣を越訴管領宗方確論の事有て神訴も

掃部助入道道供禪律奉行町野信濃守入道淨善越訴之奉行二階堂山城宮内入道行康等なり○按此一條は關東足利家の奉行なり

按越訴奉行は本奉行の沙汰或は遲滞し或は偏頗の事ある時訴訟人越訴をいたすへき爲に設けられしつかさにして偏に奉行人等の私曲緩急を防ぐへき職掌なれば鎌倉殿の初政には置れしことなしこれ併當時の諸奉行皆其職にかなへるか故なりや、衰政の時にいたりて奉行の職ひたすら家々の世職となり其任に堪えざる凡庸の輩も任用せらるること、なりし故に非法の沙汰ま、これあるを以て北條時宗執權の初はしめて評定衆二人を以て此職に補せられ奉行人の私曲を壓せられしなりさ

れは殊に其任を重くし評定衆の中にも多くは北條家の親戚たる輩擧用せられたり其他長井攝津二階堂の輩もたま／＼補任せられしことあるは且は評定の世家といひ且は其才によれるなるへしもと常日設置へきつかさにあらされは時宜に隨ひてたま／＼中絶のこともありしなり足利殿の時にいたりても鎌倉の制にならひ評定衆の内よりさるへき輩をもて越訴奉行に補せられたればそのつかさとする所も亦前代に准せしをしるへし鎌倉殿の世にこの奉行を越訴頭とも稱せしは引付頭人た

空しかりける同三年四月關東兵亂あり時村朝臣を以勇士等聞あやまりて誅戮し畢宗方凶害とを聞えし然間縫に一句を経て宗方又誅に伏す末代なりといへとも神罰不思議なりとして同八月早船を立られて召返され畢

清原氏系圖云親監隼人正刑部大輔正五下評定衆越訴頭二階堂系圖云時藤備中守安塔越訴時藤弟貞藤出羽守越訴○按已上十七條は鎌倉將軍家の奉行なり

庭訓往來云寺社訴訟者就本所舉達被是非越訴覆勘依探題管領與奪被執行之○按本文の意はなへての奉行越訴を覆勘するに越訴奉行の與奪を受て後沙汰す

樵談治要云奉行人として最負をいたしかた手うちになされたる公事たらは越訴をたて、申さむ事その咎あるへからす其方の奉行たる人傍輩にかたらはれ媚をなして理をまけんは返々口惜かるへし御法にも奉行をさしおきて別人に付て訴訟をいたす事をは停止せらるといへとも時にしたかひ事によるへしいかにも内奏強縁をもてまなけし

申へき事なるへし○按此一條は室町家の奉行なり

鎌倉大草紙云應永五年十一月四日氏滿四十二歳にて御逝去なり中略若君滿兼公鎌倉に備りたまふ管領は上杉中務禰助承之引付頭人二階堂野州入道清春一方頭人長井

るものこれを帶せし時のことなり

○京下奉行又稱京下執掌

北條記云宗宣正應元年十月七日任上野介永仁四年正月爲引付頭同十月爲寄合衆同爲京下奉行同五年七月十日爲六波羅南方

又云時連永仁四年爲寺社奉行同六年十二月廿八日任信濃守正安元年爲京下執掌同二年爲引付頭

又云熙時正安三年八月十二日爲評定衆同廿五日爲引付頭乾元元年十一月十八日任右馬權頭嘉元三年爲京下奉行德治二年二月九日任武藏守延慶二年四月九日爲寄合衆

按京下奉行といへるは鎌倉の季世に至りて永仁の頃あらたに設たる所職なれと随分の重職たりしと見えて大かた北條家の門族これに補せられたり但其職掌に至てはいまた明證を得されは詳にすへからすといへとも當時の俗諺に上洛のことを京上といひ京師より他方へ赴くを京下といひしによりて考ふるに此奉行は京都の官人訴訟の事にて下向せるか又鎌倉より呼下したるたくひの訴訟を沙汰する所職なるへし畢竟官家の人は尊卑の論なく公家奉公の輩なれば裁判の遲滞なからんか爲

に殊更此奉行を設けられしと見えたりさていかなれば
 永仁の頃に至りて始めてこれを置れしにやと思ふに追年
 奉行人等緩怠にして公事の沙汰延引に及ぶ類多かりし
 故なるへし新式目に正安二年七月鎌倉より九州探題北條實政の方へ
 政務執行の制令を達せし内に京下并無足取人及御三
 序沙汰事急速可申沙汰事云々といふ條あり、京下とあるは即四
 國なる領邑訴訟の事によりて御西へ下りたる官人をいへるなり、關東に
 て新に此奉行を設たれば御西へも此事遅滞なかるべき旨を達せしなり
 永仁四年より正安二年まではつかに五年なりこれらの旨を以てその
 大意を知
 るへし
 又これを京下執筆ともいへるはなへて奉行人を右筆方
 ともいへるに同じ

武家名目抄第廿五册

塙檢校保己一編

職名部 十三

評定奉行

吾妻鏡云建長三年六月五日甲午有評定(中略)次三方引
 付更被結番之爲六方秋田城介義景輕服之後始出仕
 奉行此事四年四月十四日丁卯將軍家始御參鶴岡之八幡
 宮一日出以前御神拜事終還御辰尅爲秋田城介義景奉行
 故可有政所始之由被仰下之仍而兩國司衣被參政
 所各着坐(中略)次可有評定始之旨被仰出秋田城介
 奉行云々奥州以下參上各着座奥座陸奥守右馬權頭政村武
 藏守朝直前出羽守行義端座相模守秋田城介義景民部大夫
 康連前尾張守時章對馬守倫長清左衛門尉滿定○按義景は五
 番引付頭なり
 貞永式目追加云他人和與領事文永九十一
 評定以御恩之地和與
 他人之條兩方同心之趣非無不審所詮被尋究其由緒
 之時或爲報累年之芳心或爲謝當時之懇志兼日契約
 之條無其隱者不及子細若親昵之儀無所據者可被
 召和與地也且存此趣可申沙汰之由可相觸五方

引付頭人之旨可被仰城介○按城介は秋田城介義景にて
 五番務といふし
 に城またおなし

太田康有記云建治三年四月十九日明日可被始行御評
 定之由爲城務奉行被仰下十二月十九日御寄合山内殿
 相太守
 (時宗)被召御前奥州村被申六波羅政務條々一人數事
 務康有
 因幡守美作守筑後守下野前司山城前司駿川二郎備後民部
 大夫出羽大夫判官小笠原十郎入道甲斐三郎右衛門尉小笠
 原孫二郎入道加賀二郎右衛門尉式部二郎右衛門尉出雲二
 郎左衛門入道○按、いなる十四人は皆六波羅の奉行人なり本文此下に
 以上三條は鎌倉將
 軍家の奉行なり

建武年間記云奥州諸奉行所執事山城左衛門大夫評定奉
 行信濃入道寺社奉行安威左衛門入道薩摩掃部大夫入道安
 堵奉行肥前法橋飯尾左衛門二郎○按政所執事評定奉行の二人は
 共評定衆にして引付頭人をか
 れたる人なり其餘はみな引付衆なり此一條は建武中
 鎮守府におかれし有司にて大將軍顯家の被官なり
 清和源氏系圖云畠山國清左近將監右衛門大夫阿波守修理大
 夫引付頭人評定奉行云々關東執事爲紀伊守護法名道誓
 康安二卒
 花營三代記云應安四年十月十九日評定奉行山門奉行寺社
 諸亭賦已上三个條佐々木治部少輔高秀山門右筆布施彈正
 大夫入道松田左衛門尉南都右筆中澤掃部大夫入道雅樂左

近入道公人奉行布施彈正大夫入道守護奉行右筆齋藤右衛
 門入道住持奉行右筆中澤掃部大夫入道十一月十五日評定
 奉行沙汰始也佐々木治部少輔右筆布施彈正大夫入道同日
 山門奉行沙汰始也佐々木治部少輔布施彈正大夫入道松田
 左衛門尉○按評定奉行は佐々木高秀にて山門奉行諸亭賦はとも兼職
 領の次間注所執事の上列せし、と御評定衆の上首にて評定の度、に管
 領の次間注所執事の上列せし、と御評定衆の上首にて評定の度、に管
 領の次間注所執事の上列せし、と御評定衆の上首にて評定の度、に管
 領の次間注所執事の上列せし、と御評定衆の上首にて評定の度、に管
 松田貞秀記云應安五年十一月廿二日御判始云々次御評定
 御座武州禮部佐々木評定
 座禪中書二階堂備禪佐々木
 政所肥州野多
 奏
 事寺社三个飯尾美濃守貞之園子役飯尾左近將監次御恩沙汰
 條如例例、飯尾美濃守貞之園子役飯尾左近將監次御恩沙汰
 條如例
 (中略)奏事以後貞秀渡御寄進狀於摠奉行佐々木禮部則
 持參之被成御判畢於御前渡進管領畢其時分自
 餘意見者退出之次申施行判

御評定着坐次第云明德二年正月十一日今年始於上御所
 被行之庭殿御座御島朝子
 直衣下拵管領間越波肥松丹評定奉行佐光祿
 禪中二禪攝左不參是皆問注所越後守上着也○按評定奉行不參
 大膳大夫高秀入道二階堂中務少輔入道行照攝左は攝津左馬助能秀
 のことにて三人皆評定奉行なうけたまはる置なり問越は問注所執事町野越
 後守長康波肥は波多野肥後守通
 御松丹は松田丹後守貞秀なり 同四年正月十一日於室町殿被
 行之御座管領右京兆佐々木治部少輔高詮攝津掃部頭能
 秀問注所越後守長康波多野肥後守通卿佐々木治部少輔者
 二階堂中務少輔入道攝津掃部頭等下薦也而中務少輔入道

者去年四月廿六日死去爲替出仕舊冬被叙正五位下
 超越能秀長康通卿等也能秀文能直爲故高秀被超然
 而康曆御拜之時分四品之時又超高秀云々雖歎申之
 被弄指云々同六月廿六日職始御座管領左金吾義將朝臣
 攝津掃部頭能秀問注所越後守長康波多野肥後守通卿此時
 評定奉行京極治部少輔高詮出雲國下向
 又云應永七年正月十一日自今年當將軍御坐御座管領德元問注所信
 濃守下四人佐々木治部少輔高詮自江州一昨日上洛然而
 不參攝津掃部頭能秀依所勞不參評定奉行不參例○按本書これよ
評定同八年正月十一日同十年正月十一日の評定始の姓
名をのせられた佐々木攝津の二氏はともに不參なり
 中原氏系圖云藤原滿親掃部頭從四下攝津守左馬助評定奉
 行官途奉行始問注所神宮頭人地方頭人御所奉行
 齋藤親基云文正二年二月十日番文施行也但寛正三年伺
 申之間其日附也今日進上濃禪常恩爲公人奉行申沙汰評
 定奉行匠作之親○按之親は攝津氏
にて滿親の子なり
 惠林院殿將軍宣下記云延德二年七月五日丙辰評定衆役者
 出仕波多野因幡前司通直朝臣町野加賀守敏康問注所飯尾
 肥前入道永永松田對馬前司數秀飯尾加賀前司清房攝津掃
 部頭政親今度評定奉行事先祖令勤仕否事可被註申之
 之旨御尋波多野町野之處支證紛失之由波多野被申之

但爲次坐勤仕之例町野注進仍以彼例被仰付洒掃云
 云代々勤仕勿論也將軍宣下令執進上之後俄依所勞退
 出無御評定着坐也惣評定着座御免者去年事也其後無
 御評定今度又所勞也未着坐也奏事飯尾美濃兵衛大夫春
 貞雖有上衆依應安御例被仰付云々如先規自評
 定奉行可被相觸之旨兼連申通政親以彼使者兼被
 相觸之云々孔子清筑後修理亮貞春爲公人奉行兼連以
 使者兼日相觸也評定衆也先各着坐御出座之後管領着坐
 (中略)着到不參評定奉行調之持參着坐以前彼從者渡
 于御所侍直見掃部允綱盛請取之御出以前置御座云々
○按攝津波多野町野とに代々評定衆になさる家なれと波多野町野の兩
 家は評定奉行を勤仕せしこと所見なし但花管三代御評定若座次第等を考
 ふるに應安の御評定のとき佐々木高秀攝津能直の次二階堂入道行照の上
 町野進江入道眞助列座せしことよりあり餘の三人は評定奉行の家なれば町
 野もその列なりしさまに見ゆれといまた他の
 明証を得ず以上七條は京都將軍家の奉行なり
 上杉系圖云憲直掃部助淡路守陸奥評定奉行永享十年十
 一月於金澤自害
 鎌倉年中行事云正月五日ノ夜御行始管領へ御出恒例也
 (中略)其後御臺參管領評定奉行以下宿老御座へ被召云
 云九日初子日ニ相當時見好法師參テ種々ノ祝言ヲ申根松
 ヲ三本持テ參其時評定衆之子共松ヲ受取テ扇ニ置テ十二
 間へ令持參一時松ヲ御請取アツテ被置也見好法師ハ管
 領評定奉行ノ亭へモマカリ出自公方様御祝自政所下
 行其外祝言アリ十日小侍所并評定奉行扇侍所干葉介方
 出仕但依時宜日限八日管領出仕以後被參事在之御對
 面之様多分管領同前出仕之様體モ同但御劔以後御一家被
 下事無之十一日御評定始公方様御出ノ口ハ御ヤリ戶管
 領ハ大御門ノナラヒ南ノ小門ヨリ被參評定奉行政所問
 注所其外ノ衆中ハ皆面ノ御門ヨリ出仕綱代與也
 又去四月朔日御祝如例三島御精進タル間アイ火以下可
 有斟酌方ハ不被致出仕其朝管領評定奉行政所問注
 所御所奉行其外衆中ヨリ御極進上當日晚景ニ御酒數十獻
 アリ管領評定奉行ハ不被參御代官ハ出仕○按以上三條は問
 東公方の奉行なり
 按評定奉行は評定衆の内長老たる輩のうけたまはるつ
 かさにして評定衆の進退を指揮する職掌なれば引付頭
 を兼さるものは補せらるることなし評定もしくは寄合
 の席に於ても管領の次問注所執事の上に着して席中の
 ことを攝す評定るとき着到の次第をさたむるは元より
 其つかさとするところなり其重職たること推してまへ
 し但北條家の一門は引付頭を兼るものといへども除かれて補任せられ
 ずこれかの門族は年職なくして評定衆となり引付頭をかゝるが故
 り建武の新制にて鎮守府に諸奉行をおかれしときも鎌
 倉の制に准し評定衆の内引付の頭人たるものを以てこ

の奉行に補任し足利家のときにいたりても先代の格に
 ならひ評定衆の世家佐々木二階堂攝津等の輩年藤の次
 第によりて補せられしなりこゝにいふ三家の外波多野町野等
 らるゝ家にして評定奉行をつとめしことほきこす惠林院殿將軍宣下
 記にも波多野町野此奉行を勤仕せし支證紛失の由を記せるを思へば古
 所より評定衆の職に就きしことより評定衆の内佐々木は侍
 所の所司たるによりて後には評定衆はなれり然るに應永より
 以降攝津一家の世職となりことに應仁亂の後は規式の
 節にのみ設けらるる所職となりてつねにおかるること
 は中絶せり關東の足利家にも京都にならひて設置れし
 故に管領にさしつきたる重職にてありしなり
 ○公人奉行
 吾妻鏡云建長四年四月廿日癸酉可被改引付番文之旨
 有云沙汰今日以評議之次被加三人數秋田城介太田
○按廣運は問注所執事なり本文公人奉行
 たまはるは其職掌なるを以てこゝにのす次に引たる
 康有記も亦これに准すへし城介義景は評定奉行なり
 太田康有記云建治三年八月廿九日自山内殿被召之間
 馳參之處召御前被仰武藏守可爲一番引付頭武藏前
 司可爲二番頭越後守可爲三番頭早以此旨可觸
 仰彼人々一旦問注所公人不足云々先日所舉申之富來十
 郎光行山名彌太郎行佐藤田左衛門四郎行盛清式部四郎職
 定皆吉四郎文盛可召加寄人云々九月四日依召參山

内殿之處以平金吾被召御前任仰以安富民部三郎入道島田七郎齋藤七郎兵衛尉長田新左衛門尉以上政官富來十郎元合奉行飯田三郎左衛門入道注引付衆畢六日一番引付注文進武州五番執筆奉行交名付城務十二月十九日御寄合山田殿相太守時被召御前六波羅政務條々一人數事因幡守美作守筑後守下野前司山城前司下九人諸事因幡守可奉行一宿次過番事下野前司可奉行一越訴事下野前司山城前司可奉行云々○按康有は當時問注所事云々といへる十四人は六波羅の奉行なり已上二條は鎌倉將軍家の奉行なり

花營三代記云應安四年十月十九日評定奉行山門奉行寺社諸亭賦已上三个條佐々木治部少輔高秀山門右筆布施彈正大夫入道南都右筆中澤掃部大夫入道公人奉行布施彈正大入道守護奉行右筆齋藤右衛門入道住持奉行右筆中澤掃部大夫入道○按山門南都の右筆は高秀のうけたまはりにて分配し守護住持の右筆は公人奉行の沙汰としてきたりたるなり

又云永和四年十二月十二日公人奉行雅樂左近入道道喜諸國守護奉行松田丹後守貞秀

季瓊日錄云文正元年正月十一日布施下野守舊冬受公人奉行之命之由今晨來賀之次來告仍賀之

齋藤親基記云文正二年二月十日番文施行也但寛正三年伺申之間其日付也今日進上禮禪常恩爲公人奉行申沙汰評

定奉行匠作之親

建武式目追加云條々文明九八廿七子時公人奉行松田丹後守秀興奉行之

一成懸御教書并奉書等事不_レ及伺申調遣之段先規勿論也雖_レ然於_レ訴人掠申之儀者可_レ有御糺明若不實令_レ露顯者任_レ先例可_レ被沒收所領無_レ所帶者可_レ被處_レ其身於罪科_レ矣

蜷川親元記云文明十三年四月廿日甲子松田丹後守秀逝去于時公人奉行

惠林院殿將軍宣下記云延德二年七月五日丙辰宣下同時可被_レ執行御判始_レ之旨被_レ仰_レ出_レ之依_レ公人奉行飯尾大和入道宗勝指令息兼連奉_レ之役者以下令_レ申沙汰事(中略)

次御判始宣下事終之後被_レ執行之云々評定衆役者出仕評定衆姓名略_レ之奏事飯尾美濃兵衛大夫春貞雖_レ有_レ上衆依_レ應安御例被_レ仰付云々如_レ先規自_レ評定奉行可_レ被_レ相觸_レ之旨兼連申_レ通政親_レ以_レ彼使者兼被_レ相觸_レ之云々孔子清筑後修理亮貞春爲_レ公人奉行兼連以_レ使者兼日相觸也(中略)次御前御沙汰始今日可_レ被_レ執行之旨今曉被_レ仰_レ出_レ之兼連相觸畢依_レ公人奉行差合_レ折紙無_レ之恩賞方衆○御出仕一列伺事在_レ之又云段錢石見國分爲_レ追加可_レ申沙汰之旨公人奉行明應

四三廿七日被_レ相觸_レ之去年依_レ令_レ月迫_レ當年被_レ相觸_レ之國々在_レ當國并越州兩國使節飯尾中務大夫行房下向也

要脚到來者可_レ被_レ用_レ御參内始料云々

大館常興記云天文七年九月三日諏訪信濃守來入公人奉行事内々可_レ令_レ言上_レ之由被_レ申_レ之自然於_レ御尋_レは意得所_レ仰候旨被_レ申_レ之也九年二月十七日今日御沙汰始也(中略)

公人奉行信_レは少所勞氣にて先直に被_レ罷歸_レ候追而可_レ有_レ來入_レ由似_レ飯中大_レ被_レ申_レ之也各何もかたきぬ也公人奉行一人は烏帽子上下にて出仕候十一年二月十七日右筆方衆公人奉行信_レはじめとして各來臨今日御きたはしめ珍重候由被_レ申_レ之也

萬松院殿穴太記云天文十八年六月廿八日には世中かはりしのも諸家の參賀あるへしとして比叡辻の寶泉寺御所に入人拜參せり七月二日には御沙汰初めありて公人奉行松田丹後入道宗俊を初め奉行とも參集して自から政道を開せたまふ

年中恒例記云正月四日惣番衆參次第事一番ヨリ始テ五番迄番次第ニ御目ニカ、ル也昔ハ少々ウラウチノ衆モアリシナリ又就_レ御祝儀御太刀ナト時々參候時ハ當番ヨリ始テ御太刀進上之由也奉行衆ハ參次第也但公人奉行ハ一番

二掛_レ御目_レ也奉行衆ハ悉大口ヒタ、レ也

御事始記云十月の御成功之事公方様御直に被_レ下方へは其分にて候又御直に不被_レ下候方へは御前之御成功過候て五个番へ御なりきり四方にすはりて一膳つ、五个番へ被_レ出_レ之五个番之月行事有_レ祇候_レ請_レ取_レ之番子にちやうたいさせ申候又奉行衆には公人奉行祇候仕候て請取申是も各に頂載させ申候也○按已上十二條は京都將軍家の奉行なり

按公人奉行は奉行人の進止をつかさどる職掌にて評定又は寄合の席に臨む時は評定奉行と共にことを擬するものなりもと評定奉行は評定衆の指揮をむねとし公人奉行は諸奉行の進退を専務とするものなれば評定引付以下奉行人の中にとりては今いふ組頭肝煎などの類にあたりこの故に評定衆には評定奉行を第一とし諸奉行には公人奉行を上首とす凡政所問注所の寄人はさるなり在京せる奉行人のことにさへあつかるを以て頓て公人奉行と稱せるなりなへて公人といへるは後世御家人御人な稱なれといへるは奉行人に限れる名目なり但鎌倉の世にはこれ其職中の稱呼のつから常となりたる故なり

別にこの職をおかれすして問注所執事たるもの其事を奉行しけるを足利殿の時に至りて奉行人の内より更に公人奉行の職をおかる、こと、はなりぬ其職掌のこと

きは又先代にことなることなし鎌倉の世にも當日の言辭には問評定奉行中絶の後には評定衆のこともをか
ねうけたまはりしと見ゆ猶評定奉行條を合考すべし

○諸亭賦

太田康有記云建治三年十二月十九日御寄合山内殿相大守(時)
被_レ召_レ御前_レ奥州_レ被_レ申六波羅政務條々一人數事因幡
守美作守筑後守下野守前司山城前司下九人一寺社事一關
東御教書事一問狀事一差符事一下知符案事書開闔事五箇
條備後民部大夫可_レ奉行一諸亭事因幡守可_レ奉行(中略)
以前之沙汰等有_レ緩急之聞_レ者陸奥守_レ越後左近大夫將監
相共可_レ加_レ催促也廿五日評定以後城務與有被_レ召_レ御前
有御寄合一院宣諸院宮令旨殿下御教書因幡守可_レ奉行
一諸亭事先度因幡守可_レ奉行_レ之由雖_レ被_レ仰改_レ其儀下野
前司可_レ奉行云々○按陸奥守は時村大夫將監は時國のことにて兩六
波羅鎌倉殿のとき六波羅なり時村は此月補せられていたまた鎌倉にあり此
一羅にての奉行なり沙汰未練書云寺社沙汰事引付外賦并頭
人奉行在之寺社沙汰相論事落居體同引付沙汰○按此一條
の奉行
花營二代記云應安三年八月六日山門奉行佐々木治部少輔
諸亭賦中條兵庫頭入道四年十月十九日評定奉行山門奉行
寺社諸亭賦以上三箇條佐々木治部少輔高秀山門右筆布施

○官途奉行

吾妻鏡云建保二年十二月十二日壬寅諸人官爵事家督之
仁存_レ知其官仕勞_レ可_レ執_レ申之_レ於_レ直進狀_レ者奉行人不_レ
可_レ及_レ披露_レ之由被_レ仰_レ定之_レ廣元朝臣奉行普相_レ觸之_レ
家督之仁とは家嫡の人をいふ門庶庶子の官
爵は一家の惣領より申せといへるなり
又云曆仁元年九月廿七日己亥御家人任官事所望之輩可_レ
令_レ減納_レ成功_レ之由相議之旨就_レ有_レ其聞_レ今日被_レ經_レ沙
汰_レ可_レ停止云々凡成功之官職之外不_レ可_レ有_レ御舉_レ之趣
被_レ定云々御在洛之次望_レ申官位_レ族多_レ之又有_レ御吹舉_レ仍
爲_レ固_レ向後之法及_レ此評定詮勾勘者相模三郎入道眞昭也
又云建長二年四月廿五日庚申諸御家人任官之間無_レ本官
之輩直可_レ任_レ左右衛門尉_レ之由向後可_レ停止_レ之被_レ仰出_レ
清左衛門尉爲_レ奉行十二月九日庚子野本次郎行時名國司
所望事父時員任_レ能登守_レ之時不_レ付_レ成功_レ直令_レ解除_レ之
上者如_レ彼例_レ可_レ爲_レ臨時内給_レ之由申_レ之清左衛門尉爲_レ
奉行今日有_レ沙汰_レ其父時員屬_レ越後入道勝圓_レ在京之時
彼内舉自然令_レ任歟破_レ堅法_レ之後法_レ之者不_レ足_レ爲_レ例之間
輒_レ巨_レ許容_レ之旨被_レ仰出_レ又臨時内給事於_レ三分等_レ者
依_レ事體_レ可_レ被_レ申_レ請之_レ至_レ國司_レ以上者_レ可_レ被_レ停止_レ其就
望_レ之由云々六年十二月廿日戊子今日評定之間御家人官

彈正大夫入道松田左衛門尉南都右筆中澤掃部大夫入道雅
樂左近入道○按評定奉行山門奉行諸亭賦は皆高秀の兼職なり此日高秀
の字を加へたりと見ゆ飯山は日吉社を管領し
興福寺は春日社を預る故に寺社の名目有なり

按賦は分配の意にして諸亭は猶諸應といふかことし凡
諸亭とは引付方恩賞方安堵方及問注所侍所等の諸所
をいふなりさて諸亭賦の職掌はいまたその明證を得さ
れば詳にすへからすといへとも今試に推考するに何事
にもあれ公事執行の時この役をば彼所へ屬し彼所は其
所をして役せしむるなりやうのことをつかさとりしな
るへしされは諸亭へ分配する所職なるより諸亭賦と稱
せしと見ゆもと隨分の重職なれば評定衆の内にてこれ
をうけたまはりしなり足利殿の中頃より已後は此職を
停廢せられしにや絶て見るところなし應訓往來の内田舎に
在なから代官を京師
事既嚴密所_レ被_レ執行_レ也評定若_レ可_レ有_レ悠々_レ緩急之儀_レ者御在洛之費也
先被_レ遣_レ察狀_レ代_レ者公所出仕諸亭經_レ可_レ申_レ國師_レ也とありて其あと
に引付方問注所にて沙汰すへき趣又侍所にて執行すへき始末を委細に
注記せりこれを以て諸亭は諸應といふに同じきなるへし又鎌倉年中奉行
事の卷尾に鎌倉中_レ年中奉行_レ事_レ大_レ概_レ知_レ此_レ也諸亭記_レ可_レ爲_レ同前_レ歟と
あり_レ爲_レ内_レ職_レ所_レ務_レ之_レ由_レ先_レ日_レ雖_レ有_レ其_レ沙_レ汰_レ於_レ建_レ武_レ三_レ年_レ以前_レ分_レ者
無_レ事_レ書_レ之_レ間_レ委細_レ之_レ旨_レ趣_レ無_レ據_レ亂_レ明_レ歟_レ至_レ同_レ年_レ以來_レ分_レ者_レ守_レ符_レ記_レ於_レ
事_レ書_レ在_レ所_レ(恩_レ賞_レ方_レ安_レ堵_レ方_レ問_レ注_レ所_レ可_レ有_レ其_レ沙_レ汰_レ焉_レといふことあり
此_レに_レ恩_レ賞_レ方_レ安_レ堵_レ方_レ問_レ注_レ所_レに_レある_レ事_レ書_レといへるは即_レ年中_レ奉行_レに_レいはゆる
諸_レ亭_レ記_レの_レ事_レなり_レこれら_レを_レ合_レ考_レれば_レ諸_レ亭_レは_レ諸_レ應_レといふに_レ同じ_レき_レ事_レ益_レ分
明_レなり

途事就別仰_レ及_レ其沙汰_レ是於_レ近習要須輩等事_レ非_レ指朝

要顯職_レ者每度雖_レ不_レ付_レ成功_レ可_レ被_レ申_レ請_レ臨時内々給
云々但依_レ人_レ可_レ有_レ御斟酌_レ歟云々清左衛門尉奉_レ行之_レ
北條記云道嚴弘安元年二月加_レ評定衆_レ永仁三年爲_レ官途
奉行同四年爲_レ安堵奉行
又云宗宣正安三年九月廿七日任_レ陸奥守_レ乾元元年二月十
八日爲_レ一番引付頭_レ八月爲_レ官途奉行_レ嘉元元年八月廿七
日復爲_レ越訴奉行
又云久時正安三年八月廿三日爲_レ一番引付頭_レ嘉元二年六
月六日任_レ武藏守_レ同三月六日爲_レ寄合衆_レ爲_レ官途奉行_レ德
治二年三月廿六日出家_レ同十一月廿八日卒○按以上六條は
鎌倉將軍家_レの奉
行_レなり
中原氏系圖云藤原滿親掃部頭從四下攝津守左馬助評定奉
行官途奉行始問注所神宮頭人地方頭人御所奉行
齋藤親基記云文正元年十二月廿日齋藤四郎右衛門尉種基
任_レ加賀守_レ齋藤民部丞親基從五下號_レ民部大夫_レ飯尾新左
衛門尉爲_レ脩從五下號_レ左衛門大夫_レ攝津修理大夫之親朝臣
爲_レ官途奉行_レ申沙汰○按以上二條は京都
將軍家_レの奉行なり
按官途奉行は御家人たる輩官爵任敘のことをうけたま
はり沙汰する所職なりなへて任官叙爵のことには幕府

のつからまれにして別に此職を設るに及はされはなる
 へし足利殿武権を掌握ありしのは大亂の餘弊をばら
 く止すして諸家の向背絶ることなく又非法をいたせる
 輩も多かりければ轉替の沙汰つねに繁雜なるか故に常
 日此奉行を設置てこれを沙汰せられしなり其形勢は本
 文に引たる建武式目追加にも相見えたり又太平記公家
 武家榮枯易地條に前代相模守ノ天下ヲ成敗セシトキ諸
 國ノ守護大犯三箇條ノ檢斷ノ外綺フコトナカリシニ今
 ハ大小ノ事共ニ唯守護ノ計ヒニテ一國ノ成敗雅意ニ任
 スレハ地頭御家人ヲ郎從ノ如クニ召仕ヒ寺社本所ノ所
 領ヲ兵糧料所トテ押ヘテ管領ス其權威唯古ノ六波羅九
 州の探題ノ如シとあり又建武式目追加康永三年七月四
 日沙汰篇に諸國守護人以下使節緩急事或可沙汰付下
 地之旨被仰下或可催上論人之由觸遣之處遊行運
 引之條甚以不可然向後於難澁使者者須被收公
 所帶一矣又同書貞和二年十二月十三日沙汰篇に諸國守
 護人非法條々大犯三箇條付田根頼 使節遊行外相綺所務以下
 成地頭御家人類事號公役對捍稱凶徒與同無左
 右令管領同所領與恥辱及牢籠事得論人當知
 行人語下知遊行難澁事成分取訴論人所領或押領

へし謀害の世には諸國を奉行人に分配して難澁奉行といふを各
 國の難澁を沙汰したりしか足利殿の時に至りては守護奉行を置
 て難澁奉行を補せられしは皆時宜に従ひ廢置すべきはれあれは
 なり又貞永式目に諸國守護人奉行事といふ條あり吾妻鏡にも守護奉行
 事なといへるかまゝ見えたりこれに守護職たるもの沙汰
 すべきことといへるにこゝにはゆる守護奉行にはあらず

國中關所ニ構ニ表裏沙汰一事一成縁者之契約致無理方
 人事一號請所假名字於他人令知行本所寺社領
 事一稱國司領家年貢讞納號佛神用催促放入使者
 於所々追捕民屋事一號兵糧并借用資取土民財產
 事一誘取世人借書令呵責負人一事一以自身所課令
 分配一國之地頭御家人一事一橋新關號津料取山
 手河手成一旅人煩事以前條々非法張行之由近年普風
 聞雖爲一事有違犯之儀者忽可改易守護職若正員
 不存知爲代官結構之條蹤跡分明者則可召上彼所
 領無所帶者可處遠流之刑矣と見ゆこれらの文に
 よりて當時守護人威權を專にし犯科多かりしこと推て
 知るへしこれ守護奉行を設けて常日沙汰を經らるゝい
 はれなりさて鹿苑院殿の頃までは此奉行をおかれしこ
 と分明なれとそれより後は絶て聞えず思ふに明德に南
 北和合の議成て諸國の鬪亂漸く平治に至り犯法の輩も
 少く且各國の守護大かた其家定まりければ轉替の沙汰
 多からずなりて常日此職をおかるゝに及はざるを以
 て遂に中絶せしと見ゆ應仁以後に至りては諸國の守護
 多くは在國して幕府の命令に應せざりければ轉補の沙
 汰施行すへき術なきを以て再びこれを設けられしなる

武家名目抄第廿六册

塙檢校保己一編

職名部 十四

○御所奉行

吾妻鏡云建仁三年十二月廿二日丙辰營中雜事北條五郎可
 令奉行之由被仰付

又云承元元年八月十五日戊午鶴岳宮放生會將軍家既欲
 有御參宮之處隨兵已下臨期有申障之輩被召別
 人之程數被扣御出尤爲神事違亂是則御出等事
 無奉行人之故也仍召民部大夫行光向後供奉人散狀已
 下御所中可然事於時無闕如之様可計沙汰之旨被
 仰合之

又云正嘉二年三月一日辛亥辰冠將軍家宗二所御進發初着
 淨衣人々行列和泉前司行方爲奉行隨兵行列平三郎左
 衛門尉盛時奉行之○按行方此時評定衆にて御所
 奉行たり盛時は小侍所司なり
 又云文應元年十一月十一日甲戌二所御參詣事來十九日可
 被始之仍供奉人間事可被催促之趣和泉前司行方奉
 仰觸申越州并相模太郎殿而卿相雲客事者就爲御所

奉行沙汰一任例可令一方催促之處加于小侍奉行一事申可被催由之條聊宿德今已背兩人所存之間忽被返遣彼公卿等散狀於行方

又云弘長三年正月十日辛卯為和泉前司行方奉行被定旬御鞠之奉行皆是所被撰堪能也七月五日癸未今日依和泉前司行方孫子卒去間縫殿頭師連可奉行御所中雜事○按師連は當時引付衆なり已上五條は鎌倉將軍家の奉行なり

祇園執行日記云觀應元年三月十八日行二階堂三川入道將軍御許一見參祇園二鳥居建立記云貞治四年六月十七日予參等持寺以御所奉行箱臺禪門御願鳥居入眼目出之由申入了檜葉二同申了

松田貞秀記云應安五年十一月廿二日御判始次御恩沙汰(中略)自管領御引出物御雜掌被遣之間於内々御座有御祝之儀云々為御所奉行伊勢入道沙汰被牽諸社神馬等被下總奉行以下一畢

普廣院殿御元服記云正長二年二月十五日任征夷大將軍給口宜小槻宿禰周枝持參之攝津掃部頭滿親請取令披露御所奉行昨日被仰付候明翰抄云御所奉行秀與松田丹貞秀清和秀有飯尾美貞基布施下後守

時分公方様御酌ヲ被召テ管領ニ御盃ヲ被下其後御所奉行御荷用ノ人々モ被給管領ノ供兩人モ御酌ニテ被下御酒如此ノ後又一獻參テ御酒過ル也

又云二月朔日御祝御酒三獻御一家御所奉行其外宿老中皆以御座ニ伺候内々御祝如例四月朔日御祝如例三島御精進タル間アイ火以下可有斟酌方ハ不被致出仕御一家御一人為御代官別テ有御精進同八日瀬戸三島大明神臨時ノ御祭禮公方様御社參(中略)中之酉ニハ本社三島ハ為御代官一月輪院出世一人有參詣仍御一家ノ御代官ハ瀬戸ハ參詣有下向被參ハ應テ御精進過也其朝管領評定奉行政所問注所御所奉行其外衆中ヨリ御極進上當日晚景ニ御酒數十獻アリ管領評定奉行ハ不被參御代官ハ出仕御所奉行其外宿老中皆々出仕有也

又云五月中被撰吉日泰山府君祭有之御代官御一家中陰陽頭出仕之時御代官モ立烏帽子淨衣ニテ被參御所奉行子息參御御腰物ト御弓征矢御具足鏡御硯文臺金劔被出之陰陽頭被官人御中門縁ニテ奉請取云々

又云御所造并御新造之御移徙ノ儀禮之事御移徙ハ夜隠也公方様御直垂ニテ松明役ハ御所奉行御車ノ左ハ梶原名字右ハ佐々木名字ナト面々參松明紙燭本也然共長春院殿様

元連同大遷秀馬守為信同加秀數部清式部 賀守 豐基 藤原 任連 飯尾 近元 定清式部 為信 同三郎 貞康 松田 豐 貞通 近將監 數秀 松田 清房 飯尾 彦定 大夫 左衛門 貞康 前守 近將監 數秀 馬守 清房 左衛門 綱部 大夫 長秀 條 是 京都 將軍 家 の 奉行 なり

鶴岡事書案云應永七年三月廿六日上方依仰御所奉行執行法印方江被申様は抑八幡宮供僧中天下安全御祈禱七ケ日可被致精誠之由被申送問今日始行千反タラ尼在之

鎌倉年中行事云御門警固正月三十日ハ自管領參仍管領出仕南小門ヨリ御遠侍ヲ透御評定所ノ御縁侍ヲ透并ノ御妻戸ヨリ七間ハ參テ出御ヲ待申サル管領モ供兩人直垂也公方様モ御直垂御所奉行并御荷用之人々モ直垂也御劔御馬若君様ヘモ進上御對面ハ十二間七間ヨリ御六間御二間ノ御座ヲ透テ被參供兩人ハ七間ノ御縁ニ伺候御酒先式

三獻其後聞召御肴ニテ七獻計御座アリ御一家ノ人々シテ被下御劔是ハ管領ニ限也管領御酌給テ其後御盃ヲ持參御行始之時モ同前也仍御前ニ元置タル御盃ノ臺ヲアケ申サレ近付之人則被取之御酌ヲモ或近付或御所奉行ノ子息先持ニ出鬼吞ヲイタシテ其後管領ニ預申テアフギタ

タウ紙ヲ御酌被給間持テ御酌過テ御盃持テ參テ被出タル時モトノ臺ヲ受取テ其後扇タ、ウ紙ヲハ可出御酒過御移徙之時ハ蠟燭也

又云御所奉行人數八人佐々木近江守海上信濃守梶原美作守穴戸二階堂信濃守寺岡但馬守本間遠江守海老名○按以上倉公方家の奉行なり

按御所奉行は營中の諸事を攝する司にして其よせ輕からず此職連綿の職となりしは二階堂行光に始りしかと猶これより先建仁中に北條時房營中雜事を奉行すへき命をうけしを思へは必ずしも其職掌なかりしにはあらず行光より後は評定衆引付衆の内にて此職を帶せる例となりし故に足利殿の時に至ても其准據にて世家の奉行人此職を奉はれる事なり然るに伊勢氏政所執事及將軍家御父の職を世々にするに及びて營中の大小事大かた其攝する事となりしかは此職掌おのつから彼にうつりて御所奉行は表立たる所役にのみ從ひしとみゆ鎌倉公方家にも京都にならひて佐々木二階堂等の八家を定め替るゝ其職を司とらしめしなり織田家よりこなたにはたえて此奉行を設けらるゝことはなくなりしなり

○殿中總奉行 伊勢系圖云貞繼 伊勢守法 政所殿下總奉行御別當從尊氏公義滿公迄大父ト號ス貞信 伊勢守法 諸職同前又號大父

貞行 伊勢守法名常陸 諸職同前義持公御代又號大父一貞經 伊勢守法名常陸
 諸職同前貞國 伊勢守法名常陸 諸職同前義教公御代三年目ヨリ號大父一貞親 伊勢守法名常陸 諸職同上貞宗 伊勢守法名常陸 殿中總奉行御厩別當貞陸 伊勢守法名常陸 諸職同上貞忠 伊勢守法名常陸 諸職同上天文四十一廿四卒

按伊勢氏世々殿中總奉行といふ職をうけたまはりしと家譜の外に見る所なしといへとも貞繼已來政所執事を以て家職とし又幕下代々の御父たるを以て昵近出頭の家となり營中の機務あつかりさかざることなかりしかは私には殿中總奉行なと稱せしこともありしと見ゆ故に他書に所見なしといへともしはらく家説によりてこゝに列せり

○御出奉行
 吾妻鏡云建永元年十一月廿日酉佐々木五郎義清可令奉行御出事由承之

又云承元元年八月十五日戊午鶴岳宮放生會將軍家既欲有御參宮之處隨兵已下臨期有申障之輩被召別人之程敷被扣御出尤爲神事違亂是則御出等事無奉行人之故也仍召民部大夫行光向後供奉人散狀已下御所中可然事於時無關如之樣可計沙汰之旨被

以使者山中遣之處召寄可進上之由返事在之八月十五日庚寅八幡御神事可爲卯刻之由雖有其沙汰御神訴條々依御裁許及晚神與御下山即上卿御參向御車也帶刀赤松三河守則赤松彌次郎直詰以下十番衛府小早川備後守照遠山左京亮國景以下以上五人此分御出奉行布施方へ尋之即善十郎方より注文到來也

季瓊日錄云文正元年二月三日來十月初午東福寺方丈儀法御成緇白紛冗仍職警固之事自寺家申之仍與伊勢守先評之尤可然之由有之以此趣伺之又詣于伊勢守即召御出奉行布施下野守雜掌可命于當職及所可代多賀豐後守之由命之六日來十日東福寺初午儀法御成之事以警固命當職并所司代事布施下野守告之但布施者御出奉行又東福寺之奉行也仍命之

齋藤親基記云文正元年三月十八日御參宮(中略)御出奉行布施下野守貞基飯尾肥前守之種十六日進發
 蛭川親俊記云天文八年正月十二日辛巳御參內御供細川右馬頭殿朽木殿貞孝御出奉行諏訪松田丹州
 走乘故實云永祿三二月六日壬午刻御參內有之一番御物人赤段子に桐の丸を縫ふ 二人して昇公人の正男子上下にて付也次御直應同朋高阿彌馬上すはう白袴御出奉行松田丹後守松田主

御含之

又云弘長三年八月九日丙辰將軍家御上洛事有其沙汰來十月三日御親發必然之間路次供奉人已下事被定之御路次間方々奉行人事一御出奉行和泉前司行方武藤少卿景頼一御物具對馬前司氏信武藤少卿土肥四郎左衛門尉實綱一御中持木工權頭親家進三郎左衛門尉宗長長次郎左衛門尉義連○按以上三條は鎌倉將軍家の奉行なり

康富記云寶徳二年七月五日丁未是日室町殿著直衣御參内也御拜賀大納言云々御出奉行布施民部大夫貞基飯尾左衛門大夫爲數兩人也

季瓊日錄云長祿二年九月晦日金剛院御成(中略)諸大名并御出奉行飯尾下總守布施下野守參侍也

又云寛正四年九月廿九日來十月五日西芳寺御成梅津渡御船之事可命當國守護之事令布施下野守也以被御出奉行之謂也五年九月晦日奉報金剛院御成之事也(中略)於御棧敷調御聽聞云々諸大名被參侍也御出奉行布施下野守飯尾左衛門大夫參侍也

蛭川親元記云寛正六年三月朔日戊申出仕如常自殿中貴殿注奉之花頂并大原野花遲速之樣可被御覽之兩所之花枝亦可執進之布施下野守御出可申之旨奉之即

計允何も鳥帽子上下馬上也○按正男子とは容儀のよき者をいふなり

供立日記云公方様御參内の事先御成候さきへ御出奉行とて奉行衆兩人乘馬にて參其次に御物奉行とて同朋一人乘馬にて御物は長からひつ也其次に御成あり

年中恒例記云御參内次第事一御出奉行トテ右筆方ノ内兩人御サキへ伺候仕テ庭上ニ敷皮ヲシキ着座仕也一禁裏様於庭上着座次第先長橋殿ノ御エンノキハニ御劔ノ役以下御供衆伺候次御供ノ同朋次走衆次御出奉行也一還御之後御供衆同朋走衆御出奉行其日ノ當番衆已下御太刀金進上之御參内初ノ御禮也

諸大名衆御成被申入記云御成刻限は毎度未刻也自然として從其時早々渡御之儀有之事は別段の子細可成凡定趣は未刻也如此定上にて勢州又は御出奉行方より兼日にその刻限を亭主へ案内被申也是は故實云々○按以上一條は京都將軍家の奉行なり

當代記云慶長八年三月廿五日家康公御參内被任征夷大將軍行列次第一番同朋二御出奉行板倉伊賀守○按伊賀守は當時所司代なり

按御出奉行はもと御所奉行たる者の兼帶せる職にて幕下御出行のことあれば供奉人の交名を定め路次の行列

を整へ及其他御出行の事につきては何こともうけたまはる職掌なり鎌倉殿の時承元中御所奉行二階堂行光かうけ給はりしを此職のはしめとす足利殿の世になりては御所奉行の兼ることとはと、められて更に奉行人の内より御出奉行二員を置れたり織田豊臣兩家にては此職を設けられしことまた見る所なし今の御世となりて慶長八年御参内の時所司代板倉勝重この奉行を命せられしはまさしく室町殿の古例にならばれしなれと臨時の所役にして常に其事をうけ給はりしにはあらざるなり寛永三年御参内の時堀田守宮城其右衛門等十餘人行列奉行の命を察りて其役に從へりこれ古の御出奉行の職掌の一端といふべし

○路次奉行

吾妻鏡云建久元年九月十五日丙寅來月依可有御上洛御出立間事等被經沙汰云々御路次間事諸事被定奉行行政善信盛時康清等沙汰之云々彼目錄被下雜色常清成里云々御京上間奉行事一貢金以下進物事民部丞行政法橋昌寬一先陣隨兵事和田太郎義盛一後陣隨兵事梶原平三景時一御厩事八田右衛門尉知家千葉四郎胤信一御物具事三浦十郎義連九郎藤次一御宿事葛西三郎清重一御中持事堀藤次親家一雜色以下下部事梶原左衛門尉景季同平次景高一六波羅御事并諸方贈物事掃部頭親能右依

時清一御力者佐渡大夫判官基隆一朝夕雜色小侍一小舍人侍所一國雜色加賀前司行頼一御乘替事長門前司時朝越中判官時業小野寺四郎左衛門尉通時和泉六郎左衛門尉景村善五郎左衛門尉康家武石三郎左衛門尉朝胤阿曾沼小次郎光綱

按路次奉行は將軍家遠路に赴き給ふとき羈中の事を沙汰する諸奉行の總名にしてもとより一職の名にはあらず足利殿は京都を御所としたまふゆゑにさはかりの遠路に赴き給ふことまれなればにやこの名目絶て聞えず

○宿奉行

吾妻鏡云建久元年九月十五日丙寅來月依可有御上洛御路次間事諸事被定奉行人中略一御物具事三浦十郎義連九郎藤次一御宿事葛西三郎清重一御中持事堀藤次親家

又云弘長三年八月九日丙辰將軍家御上洛事有其沙汰御路次間方々奉行人事一御出奉行和泉前司行方武藤少卿景頼(中略)一御宿事和泉前司行方備中守行有式部太郎左衛門尉光政一御厩薩摩七郎左衛門祐能

嵯川親俊記云天文八年十月二日丙寅佐々木箱臺上洛付而京中寄宿事權門被官不除之雖然當方昵近衆除之江州

御所定如件建久元年九月日

又云建長四年四月三日丙辰今日前將軍并若君御前御母儀二位殿等御上洛云々路次奉行筑前前司行泰河内前司祐村大隅前司親員大曾禰上總介城二郎上野彌四郎左衛門尉時光出羽次郎左衛門尉行有島津大隅修理亮久時大曾禰五郎兵衛尉小野澤次郎時仲伊東八郎左衛門尉伊東三郎本間山城次郎兵衛尉都筑九郎雖非御人自若君御時奉公之間令參

又云弘長三年八月九日丙辰將軍家御上洛事有其沙汰來十月三日御進發必然之間路次供奉人已下事被定之云云御路次間方々奉行人事一御出奉行和泉前司行方武藤少卿景頼一御物具對馬前司氏信武藤少卿土肥四郎左衛門尉實綱一御中持木工權頭親家進三郎左衛門尉宗長次郎左衛門尉義連一御宿事和泉前司行方備中守行有式部太郎左衛門尉光政一御厩薩摩七郎左衛門尉祐能一御笠加藤左衛門尉景經狩野四郎左衛門尉景茂一御床子御敷皮信濃次郎左衛門尉行經一掃部所伊豆太郎左衛門尉實保一護持僧一醫陰道已上兩條和泉前司一進物所登岐三郎左衛門尉頼綱一釜殿梶原太郎左衛門尉景綱一砂金并紫染衣和泉前司式部太郎左衛門尉光政一紺染衣武藏少卿伊勢次郎左衛門尉行經一格勤侍小野寺左近大夫入道光連一御中間信濃判官

宿奉行田村兵庫按此一條は佐々木定頼宿奉行にて陪臣なり大友與廣記云秀吉公九州豊後より注進に付て太閤秀吉公天正十五年三月朔日に鎮西へ御發向なるへさとの御議定にて其勢廿萬餘騎ときこ遠國のとなれば兵糧米なとそれに奉行を仰付られける猛勢の事なれば宿さしあはさる様にとの御議にて是また段々の宿奉行仰付られぬ九戸記云秀吉公御覽していかに利直誠に東南に雲收り西北に風靜にして四海の外迄も遙に去よとせさる地なきに正實政道をかすむる事甚以奇怪なり兎角討手を差下し心を合誅罰せよ蒲生飛彈守氏郷井伊兵部少輔直政に大將を給り軍奉行堀尾帶刀小荷駄奉行會根内匠御横目淺野彈正少卿宿奉行佐藤隱岐守生駒若狹守大橋將監蒲生源左衛門木下小次郎云々

按宿奉行は今の世にいふ宿割の所職にして常には設置れず旅行の事あるに臨みて定むる所の奉行なり慶長十九年大阪御發向の時淺野六之助五味金十郎等八人宿割を命せられし由増補家忠日記にみえ寛永三年御上洛の時酒井阿波守土井大炊頭已下十二人宿割をうけ給はりしこと東武實錄にみえたりこれ則宿奉行の職掌なり

○宿次過書奉行
吾妻鏡云建久六年正月十六日壬寅眞如院僧正眞圓被歸洛一宿次傳馬送夫等事爲三浦介義澄民部丞盛時等奉行

支配云々

又云寛喜元年十月九日長尾寺院主圓海門弟僧爲受戒上洛之間賜路次過書相州武州連署狀也

太田康有記云建治三年十二月十九日御寄合山内殿相大被守城務康有

召御前時與州被申六波羅政務條々一諸亭事因幡守

可奉行一檢斷事出羽大夫判官可奉行一宿次過書事下

野前司可奉行(中路)廿五日評定以後城務康有頼綱眞性

被召御前有御寄合一諸亭事先度因幡守可奉行之

由雖被仰改其儀下野前司可奉行一宿次事先度下野

前司可奉行之由雖被仰改其儀備後民部大夫可奉行

奉行〇按此一條は鎌倉將軍の時六波羅にての奉行なり

與州八槻大善院文書云白河修理大夫入道被官與州下向人

二百人荷物之馬二十疋荷物諸關渡無其煩可勘過之由所

被仰下也仍下知如件文正元年十月十六日肥前守三善

朝臣花押和泉守清原真人花押丹後前司平朝臣歡樂

又云白河彈正少弼連々進上御馬二十疋人二百人荷物之海河

上諸關渡每度以被印無其煩上下可勘過候若存異

儀之族者爲被處罪科者在所之交名可被注申之由

所被仰下仍下知如件延徳二年閏八月廿八日散位三善

朝臣花押備前守源朝臣花押正少弼〇按文中被印を以て勘過すへしとは白河彈正少弼の私印を以て勘過すへしとの意なり

朽木文書これに准して知へし

朽木文書云佐々木朽木彌五郎被官人五百人荷物之馬五十疋

在之每年自江州連々可上洛諸關渡上下無其煩以

彼印可勘過之由所被仰下也仍下知如件延徳二年

十月五日散位三善朝臣花押備前守源朝臣花押

書札集云過書認様之事伊勢國下向卅人荷物與一下馬二疋

諸關渡上下無其煩可勘過之由所被仰出也明應三

年五月八日散位三善朝臣前丹波守朝臣

書簡故實云過書可調次第賀州下向人六十人荷物與二挺

馬拾疋諸關渡無其煩可有勘過之由所被仰下也仍

下知如件永正八年五月日江州越州沙彌在判前丹後守源

朝臣在判

大館常典記云天文十年十月三日富樫次郎方より御馬可

有進上候仍過書の事被申候間奉行に可申付哉否之由

晴光方より各へ折紙也過書事もとくより所望にまたかひ

則奉行被書出候法にて候いかにもいかにも急度可被

申付事肝要可然存候旨申之也〇按以上六條は京都將軍家の奉行なり

按宿次は驛路の意にして過書は古の過所なり所と書と

音同じきか故に俗誤て過書に作りしとみゆ此奉行はす

へて路次往還の事をつかさとり過書を下せる有司なり

甲陽軍鑑末書云御旗本御陣取作法原隼人組衆五十騎手前

七十騎合百二十騎也御旗本并總軍ノ陣場奉行也外張ニ陣

取居テ御陣替ノ時ハ夜中ニ出テ往也

按御陣奉行といへるは常に置る、職にはあらず陣營を

結構すへき費用の事はもとより其他の雜費をもふさぬ

所職と見えたり故に御陣の總奉行ともよはれしなる

へし

〇御門役奉行

豐記抄云作事奉行普請奉行は公方様にては奉公人御沙汰

候門役奉行は右筆方の奉行仕候

蟠川親孝記云永正十三年六月十一日松對州來臨禁裏御門

役島山殿當月中來月中之儀外様衆江可被仰出候歟如

何之由同被申候御意得候旨在之御所様東御門役之事當

月中益田仍來月之事可爲吉見殿歟之由被申尤其心得

候由御返事有之異阿伺申松對へ以山内源四郎十二

申遣出仕之間奏者窪に申置云々十八日禁裏御門役之事仁

木次郎殿波丹可被勤仕申候由御請被申云々公方様東御

門吉見殿勤仕可被申候云々西御門役來月より三ヶ月分

能登守護殿勤仕可被申云々此三個條執事代被申分則

令披露尤可然之旨御返事在之九月御門役事松對より

鎌倉殿の時初めの程は定まれる奉行といふもなかつた、

奉行人の内にて臨時に其事をうけ給はりしか後には常

にこの事をうけ給はる奉行人を定めおかる、こと、な

れり鎌倉にて當に此奉行を定置れしこと見たる所なしといへども六波羅に置れし由康有記にみえしを思へば鎌倉にありけん事論を待た

足利殿の代となりても其例に准し奉行人の内にも其

職掌を定め置れしなり但鎌倉の世には執權連署の兩人

過書に連署することなりしか足利殿の時にいたりては

奉行たる者の加署すること、なれり今の道中奉行は大

かた此奉行の流なれと過書をくたす職にあらざれば決

して同職掌とも定め云可からず

〇御陣奉行

長享元年江州御動座著到云右筆奉行衆齋藤大藏入道元成

飯尾隼人佑(中路)飯尾加賀守清房御陣奉行松田丹後守同

親長卿記云長享元年九月十日江州御進發明後日云々仍

詣飯尾加州清房許暇乞也今度總奉行也〇按御動座著到を合

奉行といへるは即御陣奉行なり

鎌倉年中行事云公方様御發向事管領爲始宿老中ニ意見

有御尋一時宜定テ以後陰陽頭撰吉日進時五日モ十日モ

前ニ御陣奉行之右筆罷立其國ノ守護代令同道寺家ニテ

モ誘申御陣奉行ハ其儘待可申

同名以八郎左衛門尉殿頭人へ伺被申候御返事條々在之○按松田氏は當時御門役奉行たりとみえたり

大館常興記云天文九年正月九日早朝に佐方より各へ折紙在之明後日一より御門役事に今日御内談如常可有之由候間意得存旨申之也此御門役事正月十日迄可被勤申旨舊冬小笠原民部少輔進士美作等兩人に以御門役奉行○按此一條は伊勢

之御内談候歟云々十日早朝に佐方より被相尋候御門役奉行は松田對馬守一人に候歟又兩人候哉然は今一人は誰候哉之由被申之仍兩人にてはなく候松對一人にて候於愚存は此分にて候由令返答也二月九日行事無より各へ折紙在之明後日より御門役事たれに可被仰

付哉の事重而細川播州へ可被仰候也惣別和泉守護はもとより花御所四足一季○按伊勢入道とは伊勢氏のつ、相勤め申候事にて候と存候既只今御事かけ候間今月中被勤申候やうにと以御門役奉行可被仰候と存候由申之也

按御門役といへるは諸門の出入を守り非常をいましむる番役にて今の御門番といふに同じ○詳なる由は御門役の處に云へり奉行人の内一人をして諸家の輩を分配し此役に従事せしむることをつかさとしむこれ御門役奉行なり但

云御路次間方々奉行人事一御宿事と泉前司行方備中守行有式部太郎左衛門尉光政一御厩薩摩七郎左衛門尉祐能○以上四條は鎌倉將軍家の奉行なり

花營二代記云應安四年十一月廿五日御厩奉行被仰伊勢入道○按伊勢入道とは伊勢氏の齋藤親基記云文正元年三月十七日御參宮御臺様同前辰刻

御立御馬三疋被牽之疋置御鞍加治左京亮御供御厩方奉行也○按已上二條は京都將軍家の奉行なり但伊勢と加治とは職掌異なることありしなるへしその由は下にいへり

季瓊日録云文正元年六月五日伊勢兵庫助被官人宮崎三郎小生名曰小豆其者父存日之時彼厩料所公文訴避彼父而害其所召使之小者仍念合其恨即今上洛來于彼厩奉行眞野所見之提刀子刺之再三問其行年曰十三歲尤爲希世之勇人皆歎美之想赦其罪科賞其雄功乎希有希有奇哉奇哉彼小生問出處則播州人彼國英保被官人也○按此一條は伊勢氏の厩奉行なり

按厩奉行は常にいふ厩別當の事なりされと鎌倉殿武家草創の始めには制度も定まらぬこと多ければ建久の上洛に八田千葉の兩士厩の事をうけ給はりしは當時正しく別當にてありしとも定め難けれと其後に厩奉行と見えしは大かた別當をいひしなり足利殿の時應安中伊勢

の奉行の職掌は自身警備のことに預るにはあらず番衆の配當をふさぬるのみなり鎌倉殿の時此名目なし足利殿のときにいたりて設けられし奉行中の一職なり又大名諸家へ將軍家入御の時其家にて被管家人等に命して諸門を警衛せしむこれを門役とも門役奉行ともよへりそれは御門役の所にいたせり

○厩奉行

吾妻鏡云建久元年九月十五日丙寅來月依可有御上洛御出立間事等被經沙汰云々御京上間奉行事一先陣隨兵事和田太郎義盛一後陣隨兵事梶原平三景時一御厩事八田右衛門尉知家千葉四郎胤信一御物具事三浦十郎義連九郎藤次

又云建曆元年五月十九日庚午小笠原御牧牧士與奉行入三浦平六兵衛尉義村代官有喧嘩事今日被經沙汰對如此地下職人稱奉行恣令張行之間動及喧嘩偏忘公平之所致也早可改義村奉行之由被仰出被付佐原太郎兵衛尉云々

又云建保元年九月十二日己酉於幕府有駒御覽修理亮時所被進也三浦平六左衛門尉義村御厩爲奉行又云弘長三年八月九日丙辰將軍家御上洛事有沙汰云

貞繼厩別當に補せられてより子孫其職を世々にし○此れを厩奉行とも稱せしは花營三代記應安の記に見えたりさて同書應永三十年の記に伊勢貞經を厩別當と注せしによれば奉行と別當とは正しく異名同職たるを知るへしの支那なり又親基記に加治左京亮を厩方奉行と記せしは別當の下司にて小別當と云なくひなるへし○此も伊勢氏別當にてあれはなり

定め九年在住して國中靜謐す ○按目下部系圖と濱松御在城記とを合考すれば成瀬日下部は甲州の國奉行なり

日下部系圖云兵右衛門某三州に於て大權現に仕へ奉り國奉行となる又代官頭となりて伏見に住す

濱松御在城記云信立親類衆譜代衆惣家中衆家康様へ被召抱候時の起請敬白起請文之事一逆心申儀不可有之縦雖爲三親子兄弟存別儀者則言上可申候事(中略)右之條々於三相背者親子兄弟被成御成敗候共御恨存間敷候事云々天正十年戊戌八月廿一日御奉行成瀬吉右衛門殿日下部兵部助殿駒井右京進今福新右衛門

慶長年録云慶長十八年七月九日御代官を仕大久保十兵衛と申勘定方才覺有之石見伊豆佐渡等の金山奉行被仰付一國奉行に而評定衆のなみに加判仕云々

按國奉行は鎌倉右大將の時より設けられし職といへとも始の程は關東にのみ置れたりけんを文治已後に至りて諸國にて同しく此奉行を設けて國々を分配せられしなるへしもとより諸國には守護人ありて國中の檢斷をつかさるといへとも守護の職はもと軍旅のことを專務とするゆゑに別に國奉行を定めおきて其身は鎌倉にありながら諸國の治否を察し國人の難訴犯過已下を沙

司奉行人可存知一條々一不作道事一差出宅檢於路一事一作町家漸々狹路事一造懸小家於溝上事一不夜行一事右以前五个條仰保々奉行可被禁制也且相觸之後七日庚午鎌倉中民居毎人用意續松若夜討殺害人等仰執達如件寛元三年四月廿二日佐渡前司殿武藏守六月七日庚午鎌倉中民居毎人用意續松若夜討殺害人等出來之時者就聲面々取松明可奔出之由被觸仰子保保清左衛門尉萬年九郎兵衛尉等奉行之 ○按後藤佐渡前司基何れも評定衆にて臨時に此事を沙汰せし見ゆ萬年九郎兵衛は寄人にて檢斷奉行地奉行の類なうけたまはるものなるへし

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

又云寶治元年六月四日乙酉若狹前司并一族等之郎從眷屬彼是自諸國領所來集彼西阿宿所著甲冑士卒相列而或三牆壁又惣御家人及左親衛祇候人同群參追日頃數之間充満于鎌倉中門々戸々不可令着到自他軍勢云々

汰せしめしなり依てこれを雜人奉行雜務奉行ともよひしと見えたり足利殿のときに至りてはさる奉行人をはおかれさりしにや絶えて所見なし又本文に引たる三好記以下の諸書に見えたる國奉行は大名諸家の有司なれば各職掌は同異ありしなるへけれども大かたは地方奉行代官頭郡代などといふ類なるへし

○保檢斷奉行
○地奉行
吾妻鏡云建曆二年三月十六日癸亥前濱邊爲屋地二分賜御家人等所謂土屋大學助和田新左衛門尉境平次兵衛尉波多野次郎牧小太郎長江四郎松葉次郎等也清圖書允奉行之

又云建保三年七月十九日丙午町人以下鎌倉中諸商人可定員數之由被仰下朝光奉行之 ○按朝光は結城上野介のことにて當時の宿老なり

又云仁治元年十一月廿一日庚戌今日爲鎌倉中警固一辻々可燒燬之由被定省充保内在家等一定結番可勤仕之旨被觸仰保々奉行人等云々以此趣被仰遣六波羅云々

又云寛元三年四月廿二日丙戌鎌倉中保保奉行入等令存知可致沙汰條々今日被定佐渡前司基綱爲奉行保

又云建長二年三月十六日壬午仰鎌倉中保々奉行等注無益輩等之交名一進道田舎宜隨農作勤之由云々四月廿日乙卯仰保檢斷奉行入及地奉行一凡卑之輩大刀并諸人夜行之時帶弓箭事可令停止之由云々明石左近將監兼綱傳仰於諸方云々三年十二月三日戊午鎌倉中在々處々小町屋及買設之事可加禁制之由日來有沙汰今日被置彼所々此外一向可被停止之旨嚴密觸之

被仰之處也佐渡大夫判官基政小野澤左近大夫入道光蓮等奉行之云々四年二月十日甲子鎌倉中狹少路之事無承之旨鞍置馬常後立之事飛脚不慮出來之時於田舎立之事此條々殊誡及御沙汰保々奉行人等被仰付處也

九月卅日辛亥鎌倉中可禁制沽酒之由仰保々奉行人等仍於鎌倉中所々民家所註之酒壺三萬七千二百七十四口云々又諸國市酒全分可停止之由云々五年十月十日丙辰被定利賣直法其上押買事同被固制小野澤左近大夫入道内島左近將監盛經入道等爲奉行六年十月十日己卯鎌倉中保々奉行條々事殊不可有緩怠之儀之旨被定之又政所下部侍所小舍人等可止鎌倉中騎馬事同被仰出云々次押買以下事可停止事被仰萬年九郎兵衛尉云々後藤壹岐前司基政小野澤左近大夫入道光

事同被仰出云々次押買以下事可停止事被仰萬年九郎兵衛尉云々後藤壹岐前司基政小野澤左近大夫入道光

事同被仰出云々次押買以下事可停止事被仰萬年九郎兵衛尉云々後藤壹岐前司基政小野澤左近大夫入道光

事同被仰出云々次押買以下事可停止事被仰萬年九郎兵衛尉云々後藤壹岐前司基政小野澤左近大夫入道光

事同被仰出云々次押買以下事可停止事被仰萬年九郎兵衛尉云々後藤壹岐前司基政小野澤左近大夫入道光

遊等爲奉行

又云文永二年三月五日甲戌鎌倉中被止散在町屋等被免九ヶ所又堀上家前大路造屋同被停止之且可相觸保々之旨今日所被仰付于地奉行人小野澤左近大夫入道也町御免所之事一所大町一所小町一所魚町一所殺町一所武藏大路一所須地賀江橋一所大倉辻

○按此に行人はなへて政所寄人にて檢断奉行地奉行等を攝せし置なり

按保とは戸令に戸皆五家相保一人爲長若保内之人有所行詣語同保知といへる保の意にて今の俗にいへる組合のたくひなりまかるに鎌倉右大將殿武家を草創せられしころは既に五家一保の定はみたりになりて十家は家のかきりもなく人家の一むれに部隸せしところをはひたすら保といふと、なれり其諸保をすへては保保といひ同保相呼ては保内といへり猶今の世に町々と稱し町内と云ふかことし扱鎌倉殿の中頃より政所寄人の内さるへき輩を以て保檢断奉行と地奉行との兩職に補せられ互に相助けて府下の保々の雜務を沙汰せしむることといきたれり三代將軍家の間たしかに定まれるつかきを奉行せり大かた此職なまらぬれしは頼將軍のころにはしまりしなるへし

常の辭に保々の奉行人なといひしは即ち此兩奉行の事

をつかねよへるなり但その専務とする所を分ちいへは檢断奉行は市中を巡察して非違を檢し是非を断するつかさにしてひとへに檢断使の職の如し地奉行は道路屋舎賣買等の事をむねとするものにていはゆる市正の職に類せりされとも互に相助けてことを行ひし故に一對によはれしなるへし此兩職の所職を合すれば全く今の世の町奉行の職に相當れり足利殿のときに至りては檢断の勤めはなへて侍所の攝する事となりしかは所司代以下專の事を沙汰せり但室町の季世となりては兩檢断の職を罷れたりその趣は下の條に辨したり

○地方頭人

花營三代記云康曆元年八月廿五日政所内評定始一方左兵衛佐入道一方島山右衛門佐侍所山名民部少輔地方二階堂中務少輔入道○按少輔入道法名は行契といふ中原氏系圖云攝津能秀左馬助從五下掃部頭評定衆地方頭始能秀千滿掃部頭從四下攝津守左馬助評定奉行官途奉行始間注所神宮頭人地方頭人御所奉行○按能秀を地方頭人のふむなり

康富記云嘉吉二年七月三日辛酉權辨被語云今日地頭人攝津掃部頭子藤原之親任中務大輔云々十一月十日一藤宗二藤親子員職等同道向地方頭人攝津掃部方當知行冷泉院町長内小倉大納言入道家押領分松波二郎左衛門押坊分等事次日安申賦印出銘候間取之付飯尾美濃守貞之應可出召文云々

又云文安元年四月四日今夜々半過程地方頭人攝津掃部頭入道住宅今出川武者小路四郎燒亡其餘煙及隣里小家云々

季瓊日錄云寬正五年九月廿六日慈德寺可引移于舊所之事若衆一兩置置之可停止之由以崇和尚以狀被申即報于勢州并津守也勢州爲彼寺檀那也攝津守爲地奉行也

又云文正元年五月廿六日宗湛上座以庵兒敷地望申之所者中御門室町春日間以此書之并訴狀伺之御領掌仍命于攝津掃部頭也以彼爲地奉行也

蛭川親元記云文明十二年十二月廿三日鳥丸蓮光院より文まいる御返事地方事は攝津方へ可被仰候

細川家書札抄云 一政所開闔 一侍所開闔 一地方開闔 神宮開闔

里見義康分限帳云高貳百六石地方奉行堀江四郎右衛門此一條は大名家の所職にして幕府の有司に准し雜しといへとも名稱相類するを以て此に所載す

按鎌倉殿のとき政所寄人の内より保檢断奉行地奉行の二員を置て府下の雜務を辨せられしよしは前條に述へたるかことし足利殿の世に至りては檢断の務は侍所にこれを攝し土地のことは引付頭人の内に地方頭人といふをさためて京師洛外の宅地市塵道路等のことを管領せしむることになれり或は地方開闔は田地奉行なりといへからず地方頭人の田島の事を沙汰せし由はたえて見る所なれば其或説のあしきをまゐるへし地方開闔とは即ち地方頭人といへるなり其職掌鎌倉の地奉行と異なることなきかことくなれとかれは寄人を以て其職に補しこれは頭人を以て其事を管せしむる所を思ふに其人の階級大に同しからず依て考ふるに鎌倉には常に定まれる地方の頭人なく足利には定まれる地方の寄人なかりしと見えたりもし其事につきて臨時に沙汰すへき事の多き時は鎌倉には地方の頭人を定め足利には地方の寄人を命してさて事果ぬればやかて其職をとめしなるへし足利殿のときには初政より此頭人を定められしと見ゆれと初めの程は定まれる家もなかりしか鹿苑院殿の頃攝津能秀地方頭人に補せられしよりこのかた彼家の業となりて又他家の人を補せらるゝことは絶えたりしなり季瓊日錄にこの頭人を地奉行とかきしは當時寄人の内にさたまれる地方の

奉行なりしかは頭人なから打任て去か記せしなるへし
後世にいたりて大名諸家の地方奉行といへるは代官頭
那代頭などいへる類にて田島租税のことと沙汰せる
ものと見ゆれば幕府の地方頭人とは職掌同しからさり
しなるへし

○檢斷職

侍所沙汰篇云一故戦防戦事貞和二三五齋藤四郎云々一刈田狼
藉事爲檢斷方可有_レ糺明之所_レ犯令_レ露顯者可_レ被_レ召
放所領三分一也一山賊海賊事云々一刈田狼藉事貞和爲_レ檢
斷方沙汰可_レ被_レ行_レ嚴制一所_レ犯治定者可_レ被_レ召_レ所領五
分一焉同與力輩子細同前○按こゝに檢斷法とあるは當所の檢斷
人等は此外
所司代小所司代等をいへるなり開國書
なるへし

園太曆云文和二年六月八日當_レ南有_レ火此間檢斷侍所土岐
一族長山屋云々○按こゝに檢斷
所は所司代なり

室町殿日記序云源尊氏公一天の機を掩ひ苦戦を遂て終に
四海の運を開敷代武將の位を汚せり今天文の曆に至て此
時の武將は萬松院義晴公と申奉る此時に當て四夷八蠻一
同に亂れ弓箭一日も止事なし淺間敷かりし世間也于_レ茲
檜村市右衛門尉長高脇屋惣左衛門尉貞親兩人京都の檢斷
職を賜はりて自分の所用を毎日に記す又三好日向守長縁

き徳政を行ひて貧窮を甘よと被_レ仰付_レければ人々承て即
評定所にて案文をか、れける新規にもあらず大方先法の
如し徳政城州一借錢借米之事一於_レ武具之類一は廿四月
一絹布之類は十二月一佛具繪卷之物家器之類は十二月
一家質縦沽券に仕り證文正敷言有_レ之於_レ加_レ利辨一は可
可_レ申候若違犯の族於_レ有_レ之は曲事たるへきの由被_レ仰
出_レ候仍下知如_レ件天文九年三月光俊貞長高在去程に質
物を入たるともから悦ふこと大方ならず質屋の内外に人
の出入は限りなしか、る所に洛外に塾居しける一業所感
の者共よき幸ひと思ひて五人十人宛押返質物に事寄て財
寶をうはひ狼藉仕る依て質屋かた迷惑し此旨を訴認す諸
奉行聞給ひて重て高札を擧られける掟一今度被_レ免_レ除徳
政之所に在々所々に令_レ隱住一牢置質屋方へ押込を仕り
資財をうはひ取るのよし其間候向後其近邊の盡兼て致_レ
手合一即時に出合随分打留可_レ申候生捕におめては大功之
儀候之條侍におめては何にても望を叶へ平人に至ては當
座の褒美として料足貳百文可_レ被_レ遣候仍下知如_レ件月日
在判如_レ右右之高札洛中を初在々所々不_レ殘被_レ立畢○按貞
長は臨
屋貞親の父なるへしこれ檢斷を
とめしとみゆ光俊はいた考へす

は公方の御料所の沙汰人たるに依て是も事々を毎日に記
せりされは此日記は永録年中の亂逆に取失ひぬ云々○按
檜村
本によりて檜村に從ふ

室町殿日記云依洛中訴訟
被_レ行徳政條諸國就_レ忿劇一分國に新關を立往還
の旅人安からす都鄙の賣人自途絶しけり依_レ之京方の工
商家職をむなしくせり日を追て糧つきけれと家財を蓄た
る者は質物に入て暫く妻子をはこくむ財寶なき者は行衛
なく逐電しける者多かりけり角衰ふるによつて公方役地
子役かつてす、むるにあたはず催促さひしといへとも大
かた質物に拂底しければ詮方なくて上下京一同に檢斷所
へ訴訟を上る近年京都の諸商賣一圓に不_レ得_レ其持_レ内證
迷惑仕候去に付て家財を質物に入又は沽却を致候而年を
經るといへとも猶以_レ糧盡既に飢渴に及申候是に依て不
_レ克_レ御公儀役勤るに_レ此度の儀に御座候條被_レ加_レ御慈悲
徳政被_レ成_レ御赦免_レ被_レ下候は難_レ有_レ可_レ奉_レ存由言上す即
老中披見有_レ之被_レ達_レ上聞_レけり公方つくく御覽して翌
日人々を召て被_レ仰けるは在地人等近年家業の利を失ひ
飢渴に及ふのよし尤不便なり米錢に富たる者は利倍の爲
に質物をとる左程の族は假其財寶を悉くとらる、と云と
も飢渴におよぶ程のとはあらし常徳院の例にまかせて急

又云御座候
入用條御借用料足合百貫は御下女衆御中間衆小者衆
へ御扶持方に被_レ遣候也御返辨之儀は來秋十七_レ所の内を
以て加_レ三文字子利_レ御撥納以前返辨可_レ申候若御公物於_レ相
違_レ者可_レ令_レ他納を以納所_レ者也仍如_レ件天文十二年十二
月三日櫛屋町小島屋堺大小路柏屋堺大小路淡路屋堺目口
町笠原家印參加地權助久勝鹽田若狹守高景○按久勝は堺政
所なり高景は京
都の有りて當時檢斷
の助役なりしと見ゆ
又云御借
錢條御借用料足百貫文は六郎殿御内方御借用被_レ成候
來秋以_レ十七_レ所内_レ加_レ三文字子利_レ急度御返辨可_レ有_レ之候
被_レ行_レ徳政_レ候共此借錢においては無_レ相違_レ御返辨可_レ有_レ
之候仍狀如_レ件天文十二年十二月八日堺大小路天満屋宗
清老同博田屋又右衛門檜村市衛門長高小杉日向守長近
○按長近は堺政
所と見えたり
又云百姓等
訴訟條御領所の百姓中數手未進をはらみければ三好
筑前守この秋急度皆濟可_レ仕由催促被_レ入けるに依て百姓
中驚色々斷をつくすといへとも筋請さりければ攝津の百
姓等京都へのほり長高かたまで書付をもつて言上しけり
一累年少々つ、未進を仕ること方々の要害御普請の竹木
被_レ成_レ御取_レ又は夫是止事なく勤奉るに依て農桑麻綿疎
略に相成十_レ年以前の三_レ一ならては無_レ御座_レ候事一敵時

ならず取掛植田をこね毛作をうり馬の飼具などに仕り種
種の妨御座候に付て無爲なる世中とはつもあり各別に御座
候事一數年の未進此度は非共皆濟仕候様に被_レ仰付_二候は
面々所帯を上納仕候而可_レ致_三逐電を一覺悟に御座候事被_レ
成_二下御有免_一候は來年夏麥にて少宛なりとも皆濟仕候
様にいたすべく候被_レ加_三御慈悲を_一候は難_レ有_レ可_レ奉_レ存候
以上天文十六年十一月五日御奉行所様御領所百姓中

又云 近年洛中洛外以外痛申候に付而は 利倍の爲に米錢を借置利
足四割五割と申事高利に候間質物入候ては貳割質なくて
は三割に借可_レ申事一利足下にては不_レ入と存向後借米相
止申候有_レ之は此方へ可_レ申來_一事一町人振賣之商人座之
者共着_レ甲_三公儀を_一押賣又は惡口なと仕るに依て致_三喧嘩
を動すれば檢斷所へ罷出申向後商人いかに無_レ非道や
うに賣買を可_レ仕候事右_三條違犯之輩於_レ有_レ之は爲_レ過
錢と_一料足一貫文其上商賣留させ可_レ申候被_レ仰出_二に依て
下知如_レ件天文十六年十一月十一日檜村市右衛門長高脇
屋惣左衛門貞親

又云 高野山僧 高野山大塔與院ならひに諸堂破損のために諸
國を勸進せられけるに國々所々の關所さまたけなく通り
申御一札被_レ下へきよし訴被_レ申付_レ候は頼て將計爲屋兩
候也七月六日加持權之助殿長高長秋

又云 京師物 此節洛中洛外流伏見はた山崎八幡をはしめて
往反の輩をとらへてはき取荷物を追落し洛中へ夜毎に亂
入て財寶を奪取事な、めならざるに依て日暮か、れば門
戸を閉て箒たき番等殿しくしければ人の行かひ自由なら
す迷惑せしむるに依て檢斷所へ方々より訴訟申ければ所
所に高札を被_レ擧げる掟一今度洛中洛外へ徒黨の者徘徊
し追はき辻斬又は在家へ押込資財雜具を奪取の條甚以諸
人の怨劇不_レ過_一之所詮町中兼而手合を仕候而怪敷者共於
有_レ之は即時に討留此方へ可_レ被_レ參候時之依_三首尾_一輕重
は不_レ知御褒美可_レ有_レ之者也永祿五年八月三日貞親長高
又云 御借 御借錢之事料足合二百五拾貫文は御家中御給分
之爲に被_レ成_二御借用_一候來秋十七ヶ所之内を以て加_三三
割_一急度返辨可_レ申候若德政其外何事にても滞事候は以_三
他足_一無_二子細_一相濟可_レ被_レ成候爲_レ其狀仍如_レ件永祿五年
十一月七日市小路宗雲老龜屋壽齋老佃田長近加持久勝鹽
田高景檜村長高○按長近久勝は堺政所なり
高景は檢斷の助役とみゆ
又云 魚振 京都座之魚屋振賣の爲に堺へ打越町中を振あり
くの處南北の魚賣共とらへて檢斷所へあければ則荷物
を打上其者をいましめらる、京都の魚賣集り訴訟申けれ
は頓て狀をを出されける洛中を魚の振賣仕事先年より座

人に被_レ仰付_レける承て關役免狀をそ出さる、關役免狀事
一高野山聖衆諸伽藍爲_レ修理 諸國を令_レ勸進_二候往反之事
從_二往古_一も諸國差渡等其煩無_レ之上は以_レ今子細有間敷候
若違犯之輩於_レ有_レ之は可_レ被_レ加_三御成敗_一之由被_レ仰出_二也
仍免狀如_レ件永祿四年三月一日諸國關所中檜村市右衛門
尉長高脇屋惣左衛門尉貞親

又云 萬壽寺法 掟一天文十二年八月晦日任_三公方御下知之
旨_一都維那奉行等爲_二一人_一寺領以下恣不_レ可_レ相計_三并諸塔
頭可_レ有_二再興_一事世間忿劇之間被_レ成_三延引_一候者也永祿四
年十一月十六日當寺雜掌同永賢藏主長秋長高右のこくと
萬壽寺に是を改めて大門に擧られける ○按長秋は長高の子と
なれとも此時降る事ありて長秋助役として
加判せしなるへし次の一條も是に準すへし
又云 堺中の酒屋 堺南北より訴訟申けるは此節他所より御酒
あまた到來仕候て少宛下直に賣申候に付而酒屋かたおさ
へに罷成めいわく仕候間向後南北へ入さる様に被_レ仰付_二
候は可_レ忝由申ければ則兩檢斷所より堺の奉行所へ書狀
を以申されけるこの頃南北へ他國より御酒持參にて堺中
の酒屋迷惑仕之由訴訟申候間如_二在來_一堅令_三停止_一候由
被_レ仰出_二候間其心得を被_レ仕候て可_レ被_レ座中相觸_一事肝要
候也七月六日加持權之助殿長高長秋

の人賣來候に付而南北をも振賣を致之所に理不盡に荷物
を被_レ押其上被_レ擲置_一事太不_レ可_レ然所詮早々以_三登城_一可_レ
被_レ申分_二候不_レ可_レ有_二遲參_一候仍如_レ件八月廿九日森田彦
左衛門殿貞親長高○按彦左衛門は
堺の政所なり

又云 役船 船之儀に付而急用と、のひ難くや、もすれば依
令_レ難澁 在々所々へ申遣しける一札就_二其許船之儀_一子
細とも有_レ之條先此節聊爾に船を出すへからず候於_レ令_二
如在_一は曲事に可_レ申付_二候仍如_レ件二月廿一日伏見小幡五
ヶ所小倉惣中へ長高貞親
又云 借錢 上京今出川に大泉房と云客僧伊勢講中之掛錢方
方より借用し何れへも返辨せざりしかは檢斷所へ訴訟申
によつて裏書を被_レ致ける伊勢講之代物借主未_レ事濟_二於_三
德政_一令_レ難澁_二之由太不_レ可_レ然所詮先例の如く不_レ可_レ有_二
改易_一之上は自_レ是_レ可_レ加_三催促_一候之條得_二其意_一可_レ有_レ之
者也仍如_レ件十一月廿九日上京今出川大泉坊大夫慶存所
へ貞親長高
又云 野田安兵衛 丹州田邊備後守の家中に野田安兵衛と云士あ
りけり父彌三右衛門と申ける傍輩赤井新之丞と云ものと
口論して被_レ討けり安兵衛亡父の敵なればかれをうたん
ため廿三のとし主君にいとまを得て都柳原のほとりに伯

父のありけるを頼みてこれにまかりあり赤井か行へを聞けるに長沼下野守と云人大宮三條のほりに有けるかこの家にあるよしを告るか、る所に三月十日賀茂のやすらひとて神事なりしかは浴中の男女上下見物にいづる事不_レ斜_レあらはか、るかたへも出る事もや有なむとて唯一人こ、かしこを見廻りけるに爰に茂りたる森の木蔭にやんことなき人のさふらひ十人はかり具して幕をひかせ臂枕してありけるにこの傍に三十四五の男かしこまり居けるをみれば赤井新之丞と見えたり日も夕陽にかたふき給へは神事も事過ぬ見物の貴賤東西へかへりければこの人も立出けり賀茂川の端に着て皆々渡らんと拵所を能時分と思ひて一物のものきれを以て言葉懸て丁とうつ妻手の肩よりゆん手の脇のしたまで水もたまらず切て落しけりか、る程に十人はかりの傍輩とも真中に取籠けり安兵衛は是をみて敵打なればあやまちなし給ひそ則此刀を其方へ出し申搦捕て奉行所へ出給へあれにて意趣を逃へしと申ければ侍とも主人にいか、仕らんと申せはあの人の云ことくに奉行所へ具してあかるへしと申されければ五人六人中にうちつれて檢断所へ参り此よしを申上る長高出合給ひて亡父の敵はいかなる子細やらんと問給へは安

兵衛申けるは某は丹州備後守に幼少より宮仕の者にて候然處に父彌三右衛門と申けるを傍輩赤井新之丞といふもの聊の口論によつて打果申候されは主君にいとまを得て一兩年尋廻る所に今日見合候に依て討果申候此上はいか様にも被_レ仰付候へと申ければ長高聞給ひてけなげなる侍かな誠に神妙なる手柄不_レ過_レ之候國元へ自_レ是送申候はんとて侍二人に書状を加へて丹州へ被_レ送ける御家中の野田安兵衛と申仁亡父敵速に討被_レ申候寔に神妙なる手柄各被_レ致_レ感入候一廉可有_レ忠賞候爲_レ其加_レ一札一送申候恐謹言三月十一日田邊備後守殿村市右衛門長高程なく丹州に着しかは備後守出合大きに悦ひ給ひて使者を一日馳走し給ひて祿をひかせて返状有ける又云_{藤岡平次郎女}藤岡平次郎女_{を方取候}上京稱恩寺の邊に藤岡平次郎と云者あり近き頃京に有つきけりされは妻女を求とて今出川の重吉と申者の娘をとかくといひよりけるに聊のふしをいひて事破れ其後藤岡か隣町へ契約して一兩日か中にむかゆといふ平次郎いきとほりて日頃伴なふ若者共を六七人集めて子細を語り其期にならば追落し取へきと思ふなり後見してたひてんやといへは若者共心易思ふへし此本意はとけさすへしと支度して相待ける既に其夜にも成行は若者

とも三町計先へ出て相待けるに案のことく娘女房四五人めのと親若黨など四五人相漆て出来る若者共女房をこれにて請取まらすると云儘に背に負取てとらぬ者とも五六人前後を圍て平次郎か家へつと入供の女房若黨内の様あやしく思ひて鐔とのはいつくにおはしますやらんといへは藤岡聞て誠は今宵呼迎ゆる家にはあらず某は藤岡平次郎と云者なり聊のふしを云立て舅のかたに己をたくらに世間へ流布せるかにくさに此方へ入つる也事の實否をた、すへきの間其程此方に預り申由歸りて云聞せよと申ければ急き戻りてかくと云父母聞てか、る曲者は下にとかくいふとも事の濟へきものとも覺えずとてやかて檢断所へ申上る檜脇兩人子細を聞給ひて平次郎を具して可_レ參由下知し給へは町中より合て藤岡をつれて參る汝いかなるしわさ有て女を盗とるやらん意趣を聞へしとの給へは平次郎承て此女右より度々申入候て父母うけあひ申所に或もの、某を散々悪口申ちらすにより實否を親共にしらせんため暫時女をあつかり申別に子細も候はずと申ければ兩人聞給ひて是は唯男の耻辱をかへりみて奪とりけるものなりよし、右より兼約數度に及ふ女ならば汝にとらす也妻女にすへしと下知し給へは藤岡本意を

達してなかく妻女と用のける又云_{方取候}梅津正法院の祠堂錢三十貫久世の村中へ借被_レ申所に三ヶ年か間利本曾て手を不_レ付候に依て脇屋方へ歎被_レ申ければ頃て裏書を被_レ出ける就_レ梅津正法院の祠堂錢之儀以_レ中間催促有_レ之處に不_レ能_レ承引_レ剩追立之由事實に於ては言語道斷之義也所詮祠堂錢急度遂_レ散用_レ皆濟致さるへく候延引仕るにおゐては曲事に可_レ申付_レ者也八月廿六日久世惣中貞親長高_{○按巳上十九條は京都將軍家の檢断なり}又云_{堀に付て}五月雨晴間もなく明暮降つ、くれは賀茂川貴布禰河ひとつに成て萬里小路へ一もんしにおしかけ東西の町へ水かさ増りて洪水こみ入ければ浴中河原と成にけり是によつて訴訟しければ檢断人伊澤新右衛門同心に岡部忠兵衛奉行として罷出町中へ普請をあつるされは殘らす出て土俵をつき立て井關をくみ馳むらかつて相はたらく爰に齡四十計なる男精つきければ堤のもとなる柳の陰にしはらく伏居たり岡部忠兵衛折ふし廻り來てつきたる杖にて脊中をした、かにつきかほと我人ひまなく相はたらきやすむ間もなき普請に臥り居るこそ物くさき曲物なれとう、立あかれとにらまへければ此男つと入て腰にさしたる打刀を抜取弓手の脇はらをあなたへとほれとさ

しければ二言といはず死にけり此刀を取なほし腹十文字に切て失にけり伊澤へ此由を告げれば懸て松永へかくと申日本一の不覺者哉都而物かしらすればとて下をあなとる者必か、る怪我をする事度々あるならひなりとて立腹して新右衛門をよひて重ねてもある事なれば同心共よくよくいひ付給へ彼等か耻は松永の耻なりとていかられける

○按此一條は永祿中三好氏謀反して義輝將軍を弑し松永久秀を京師に置て近畿を管領せし時に置れたる京都の檢斷なり

蟻川親元記云寛正六年九月八日癸巳御母御知行越前國高柳保地頭方之事各別之處領家方南部光明院領代官甲斐備後四郎より段錢檢斷等事動申懸之及違亂云々仍奉書兩通彼名主沙汰人中貞雄親元兩判一檢斷事者領家代官に地頭代官御契約之時一圓檢斷以三其引懸之如此可被經上裁之旨可相決云々一段錢事南都成身院方へ被仰遣之

蟻川家記云洛中四條町十二町并六角町八町檢斷職事不云權門勢家之被管不論他人知行地成敗之處違亂之族在之云々太無謂所詮任證文之旨如先々可被加

下知由所被仰下也仍執達如件明應七年七月十六日日野殿雜掌美濃守在大和守在

立意法印下知狀云御家領四條并六角町仁在之關所檢斷職事任御證文分明之旨如前々可有御計候恐々謹

しさまなりしか年を追て諸國亂れ行し程に侍所の所司たるへき輩も己か心々に在國して所司代以下のつかさもおのつから關職となりしかは侍所開闔たるもの其專務にあらずといへ共所司代の職掌をも兼務むる事となり侍所開闔は引付米の兼る事にて當所の事をふされ行ふといへりも文事の方をむれとし巡行檢斷犯人追捕等の事は專務とせざるか本備されと盜犯檢斷及其他の雜務開闔一人の堪へき所ならされはにや萬松院殿の頃より兩檢斷の職を設けて都下の事はさらなり近畿の雜事をも奉行せしむる事となりぬこれを今の職掌に比するに大かた町奉行のつかさに相當れり但此頃は幕府の職員備はらさりければ寺勘定過所等の如きことをもかねつかさとりしなり永祿八年三好義長謀反を起し光源院殿を弑して京畿を管領し松永久秀を京師にとめしはらく兵權をとりける間も幕府の舊制に准して己か被管人を以て京師の檢斷とし都下の雜事を沙汰せり三好氏敗る、に及びて靈陽院殿位に復せられしかとも幾程なく天下兵馬の權織田氏に歸して京都の政務も其指呼に従ひしかは更に檢斷職を置事はなかりしなり又幕府職員の外に檢斷といふものありたとへは京都の在家を知行する輩或は一郷一所の地頭領主たる者所領の雜務をおきてものすへき爲

言天正十一年八月十六日日野殿御雜掌

松平記云二ヶ寺野寺の御坊達寄合て談合しけるは此寺は當國の本寺にて開山上人より此方久敷不入之地也加様の甲乙人の狼藉すへき所にあらす以來之爲尤いましむへしとて菅沼か所へ行士民共を催し菅沼か内のもの共を打ふせ難くくあまた取返してかへる菅沼大にいかり喧嘩を起しけれども不叶此由酒井雅樂助に申候酒井聞て使を以て斷申ければ其使をさきりける間家康是をきこしめし酒井雅樂助をけむたんに被仰付寺中の狼藉のものともいましめ給ふ

義後後覺云阿波山中頃都ニ阿波ノ山椒ト云奇妙ノ片輪者アリケリ或人召テ母ニ何國ノ國如何ナル人ナレハ角ハアルラント尋ケレハ母語テ曰四國阿波ノ國ノ者ニテ侍カ此娘ノ祖父ハ一所懸命ノ地ヲ持テ所ノ檢斷ノ職ヲ給リケル程ニ人ノ用テ圍繞渴仰スル事尋常ナラス○按已上五條は地頭領主の置たる檢斷に

按足利殿の時檢斷の職掌は都て侍所のうけ給る所にし所司代以下侍所の被官たる輩專其事に従へりされは所司代小所司代をもなへて檢斷方とも檢斷とのみもよへる事なりき應仁の亂ありて後文明の末までは尙同

に被管家人等をもて私に檢斷を沙汰せしむる事ある類ひこれなり今の世に檢斷名主檢斷年寄などいふか民家の所職に残れるは皆それらの流なるへし

○町奉行

東亂記云外郎去程ニ相州小田原守護ノ政道無私撫民シカハ近國他國ノ人民懷惠移家津々浦々ノ町人職人西國北國ヨリ群來ル昔ノ鎌倉モイカテ是程アラシヤト覺ユル計ニミニエニケル東ハ一色ヨリ板橋ニ至ルマテ其間一里ノ程ニ棚ヲ張り賣買數ヲ盡シケル小泉ト云人町奉行ヲ承ル賞罰嚴重ニシテ人ノ堪否ヲ知リ理非分明ニシテ物ノ軒直ヲ糾シケレハ人ノ歎モナカリケリ○按小田原守護とは北條氏綱をさせるなり

多聞院日記云天正十四年三月三日今般大坂并京邊千人切與行五六百人モ既ニ切金子廿枚ノ高札ニ被打置町奉行曲事トテ令返失之處令才學處大名衆究竟ノ仁共七人擲取今日於住吉表一害依之鹽干ノ神事モ無之云々

駿府記云元和元年五月十四日今日大坂町奉行水原石見守二條御所邊忍居之由依有訴人一則藤堂和泉守被遣討手一所石見守致覺悟相戰寄手三人切掛戰死云々○按已上臣家の奉

氏郷記云平六本町ヲ通りケルニ町人商人共只今政宗コソ

寄來レトテ家財道具運ヒ出ス事夥シ、是ハ如何ニ尾籠也ト制シケレトモ耳ヘモ不ニ開入ニ平六歸リ參テ此由申ケレハ留守居中ヨリ町奉行ノ池田和泉守其頃ハイマタ傳丞ト申ケルカ町方ヘ急度政道セラレ候ヘト觸タリケレハ頓テ押寄彼ノ町人共百餘人擲取テ張付ニコソ上タリケレ

奥羽永慶軍記云狂歌 義光姫カ祝言ニ連歌ヲセント催サレシニ山形ニ連數ニナラン者ナカリセハ餘リ無下ナル事ナリ若町人等ノ中ニナリトモ連歌師アラハ尋テ見ヨ和歌ノ道ニ貴賤ヲ撰ムヘカラスト云レケレハ其頃町奉行タリシ後藤掃部コレヲタツヌ町々ノ莊屋共レンカシト云物ハ鍵長刀ノ柄ナトニ成物ヤラント殘ル處ナク尋テ以後一同ニ申出ケルハ赤檉白檉ハカリハ數々候云々

里見義康分限帳云高三百石黒川權右衛門町奉行浦方共高貳百五十石角田丹右衛門町奉行

田邊記云孝和ハ元來吳子孫贖カ謀ヲ學タル者ナリケレハ靜ニ手負ヲ助ケ名アル死骸ヲ取ノケ少シモ不ノ騷シテ折節追風烈ク吹ケレハ女旨ノ町奉行曲齋某カ許ヘ使ヲ立ケルカ返答ヲ俟ツヘカラストテ町屋ニ火ヲ掛タリケル

増補家忠日記云慶長五年九月一日大神君東國ノ令ヲ下シ給テ上方ノ逆徒御征伐トシテ江戸ノ城御首途アリ中略

板倉四郎右衛門尉勝重ヲシテ城下ノ町奉行ヲ司ラシム是リ先々天正十八年ヨリ江戸町奉行ヲ勤其初駿州府中ノ町奉行ヲ司ルル六年十一月廿八日大神君江城ニ還御此年青山常陸介忠成ヲ江戸町奉行ニ成サシメ給ヒ關東諸奉行ヲ兼役シテ本多佐渡守正信内藤修理亮正成等ト同シク是ヲ務ム

當代記云慶長十八年二月十四日後藤莊三郎所へ自ニ古田織部所今世ノ數寄 金ヲ可レ借ノ由謀書ヲ持來者有莊三郎彼使ヲ相改處爲ニ盜人之間則奉行所ヘ注進ス彦坂九兵衛當時河町奉行 方ヨリ彼者ノ宿ヘ押入欲ニ擄捕處九兵衛若黨六七輩手負三人當座ニ死此儀經ニ兩日ニ達ニ上聞ニ甚腹立シ給彼盜賊ノ宿主大御所ノ步行奉公人也

土屋知貞私記云慶長十九年甲寅年大坂御陣之節伏見御城代松平隱岐守中略町奉行長田喜兵衛岡野江雪齋駿河御留守居御鶴君町奉行彦坂九兵衛江戸御留守居上總介殿江戸町奉行嶋田兵四郎米津勘兵衛

按町奉行はいにしへの保々奉行の職もあたりていはゆる保々奉行の兩職なり 市中の成敗檢斷の諸務なへて此處に裁決す公家の官職に比すれば市正と檢非違使の兩職を兼たる如きつかさなりもと町奉行といへるは諸家より起れる職名なれば鎌倉室町ともに此名目なかりしなり

○郡奉行

室町殿日記云安見保津表 かくて五月廿六日夜に入て安見河内守二千餘の人数を率して保津村へみたれ入て民屋少々放火す女童なきさけひ周章さわきにけまことな、めならず郷奉行山名又右衛門尉小森澤彦七郎すこしもためらはず都合六百餘卒を追立馳向ひ防ぎ戦ふ○按こゝに郷奉行の事なり山名小森澤何れも將軍御料所の奉行なり

愚耳舊聽記云南部高信 永祿の頃迄は津輕三郡共に南部の支配にて有ければ南部大膳高信と云人を津輕郡中の惣奉行と定め南部より遣しける

見聞雜錄云武田上杉の弓矢は古今無類と賞美する事軍果て猶以揚焉は雙方より郡村奉行夫あらし子を支配する小人頭道造之ク口鉄の頭組を引連夜中籌を焼て互に引せ立合て尸骸を吟味し引分引取事古今無類之戦場の法末代迄も中々又有間敷と同郡に賞美す

長曾我部元親百ヶ條云一國中七郡之内三人奉行相定上者彼奉行申付義諸事不可及ニ異儀事付在々所々ニ庄屋相定置上者萬事觸渡處毛頭不可存ノ緩事一盜賊之事即時擄捕奉行方迄申届於ニ歴然一者可斬ノ頭事勿論也若擄捕事於難成者則可ニ相果ニ右此旨猥申付候者在所庄屋可

爲ニ曲事一事一國中村々名分散田荒田之事在所之庄屋不荒様可ニ申付 但無ニ料簡一者奉行中迄相理可レ加ニ修理右旨油斷仕於荒者其在所爲ニ庄屋作人之貢物可ニ立替ニ事一井普請之事在所井奉行并爲ニ庄屋無ニ退轉ニ様堅可ニ申付若及ニ大破ニ其井懸者にて不ノ叶時は奉行中迄遂ニ理在所中相催可ニ申付事一不寄ニ給人百姓ニ隱田仕者聞立於途ニ言上者一稜可ニ褒美一其上を以奉行中相談仕檢地帳を以令ニ沙汰ニ歴然地頭隱置候者太以可レ處ニ罪科一若百姓相隱候者檢地以來之途ニ算用以ニ利倍ニ取皆濟上にて可ニ追失若令ニ難澁一者可斬ノ頭事一本道六尺五寸間可レ爲ニ二間同道事在々山里浦々共庄屋堅可ニ申付若道惡時は其地頭百姓より科錢壹貫爲ニ庄屋ニ取集奉行中へ可ニ相渡ニ事清正記云秀吉公より佐々陸奥守家來共に御供を下さるゝ條 玉名郡の内小森といふ所に伯耆左兵衛か家來の者に伊津野將監といふもの一門家僕等百三十人餘らうせきをふるまふよし郡奉行富田主膳所より申上る

武林雜語云立在家代々の武勇の或主人の宣ひたるとて人の語りしは相奉行相代官相年寄其外諸役人二三人一對に召仕候者中能思ひ合たるは主人の爲にならすせり合たるは徳有と被レ仰候近頃かしこき御分別之由語りければさる者

聞て其主人は誰にてもあれ悪心悪性也郡奉行ならば百姓いたみ普請奉行ならば下役人疼可申候惣別物毎に追合と申てはすく成事はなきもの也家老職諸役人は君と下との間を通る所作なるに下のいたみを知らずは何の主君の爲に可成哉無理をして徳を付候被管をよしと被思候は海道へ出し辻切追はきをさせ給ひ候は、目前に徳可有と申けるも理也

按郡奉行といふはもと大名諸家より起れる職名にて幕下所職の稱にはあらず但室町殿の季世には御料所に郷奉行といふを置れて租税の事なと司とせし事見ゆれとこれは古き制度ならず三好松永等の政務をふさねし頃のさまにして一時の節制にいてしものなりさてこの郡奉行はもと守護代のなかれにして又は郡代大代官なとも稱しなへての代官を指揮して郡村の庶務をふさめる奉行なり租税檢斷等の事はもとより何事によらず郡縣の庶務を沙汰せる職掌なりければ其方にては随分の重職なり猶委しき由は守護代郡代等の條を合せ考へてしるへし

○山林奉行

甲陽軍鑑云山本勘助時信公山本勘助を召て則政の家中を能

見つるかや仰らるれば勘助申は則政公の御分別ちかひ人をつかひ給ふ様あしく御座候其子細は譜代は外様に成新參は奥衆に成て本參衆に機つかひ有新參に心をゆるし武士道の役にたつ者をは米錢の奉行材木奉行或山林の奉行なんとに被成云々○按則政とは上杉殿政をいふなり北條家所領役帳云卅五貫文比金郡平沼百五十貫文久其段錢にて被下以上八百八十八貫九百五十六文卅四貫文小山代官遠藤兵部丞

長會我部家格云幡多郡諸奉行一御公用并金銀錢山入糺奉行澤良木式部門田新介一山入在々糺奉行山本平兵衛坂本作右衛門三浦彌市郎曾根甚五郎

又云中五郡諸奉行一山入在々糺奉行堀内菊右衛門島村左近進宮地平兵衛山崎彌右衛門

按山奉行林奉行といへるものもと幕府には聞えず大かた大名諸家より起りし職と見えたり其職掌は國々にて少しく同異ありしなるへけれどなへていは、此奉行は山林を預りて樹木をやしなひたて用に從て材木をさりとる等の事を専務とし又其所々より出せる税をも收むるなど其所職にてありしなるへし長會我部家格に見えたる山入糺奉行などいふは職掌たしかならずといへとも相類せ

武家名目抄第廿八册

塙檢校保己一編

職名部十六上

○勘定奉行

吾妻鏡云建久四年十月廿一日甲寅諸御領乃貢結解勘定事奉行入等於私宅遂其節之由有風聞之間甚不可然至今日以後者於政所可致沙汰之旨被仰云々

又云元久元年三月廿二日乙酉鎮西乃貢事掃部頭入道寂忍可令勘定之由被仰遣云々○按寂忍は藤原親能なり當時京師にありて事なとれる公事奉行入なり

貞永式目云諸國地頭令留年貢所當事右抑留年貢之由有本所之訴訟者即遂結解可請勘定一犯用之條若無所違者任員數可辨償之

新式目云弘安七廿卅八个條一御領御年貢每年被遂結解可被全御得分事一御年貢定日限可徵納若過期日者可被召所領事○按貞永式目と此條とは職名なしといふ此に引たり

甲陽軍鑑云信玄代惣勘定奉行青沼助兵衛騎馬拾五騎足輕三

拾入市川宮内助跡部美作守此衆惣算用聞也

又云小田原加勢入條青沼助兵衛是も馬乘十六騎から足輕卅持たる人也此助兵衛は損徳の考能して山川迄も所務の勘辨上手の人なれば信玄公御分國中諸代官の算用奉行兩人の内なり氏康公御藏何はと富貴なる加勢に參たる次に能見て歸て被仰付候

又云勘定奉行三人之衆形義各別なり青沼助兵衛いかにも下蓋なる者をも近付穿さくする市川宮内助は如何にも此方の理くつをあらく云て大略の者は理を持ても申かたくしてかすめらる、様に云なり跡部美作は有時はあらく有ときはやはらかに下す近き時もあり勿論下手遠き時もあり其品々によりて物をいふ人なり右の三人談合して西は美濃岩村同かんの大寺三河野田足助關東相模武藏堺新田足利堺越後堺飛騨越中椎名か居館迄道筋にぬかわら出し置是は御分國にて百貫の高に付糺二拾俵糺二拾把出させ是を置て道通町人百姓に十分一をくれてやすくうらする故度々の陣にも諸侍糺糺にことかく事なし殊に糺糺うつたる代物をは本の百姓へ返すなり上意なれとも如件をしはかるは是もつて信玄公御目利よく人を召つかひ給ふゆゑなり

由良家傳記云藤生善久御勘定奉行は其身實に思案の能物に
誓紙被_レ仰付_二其役を相勤候様に折々御穿鑿被_レ成可_レ被_二
仰付_一候并所々御代官御賄方諸色小役人に至迄其身のあ
やまちなき様に可_レ被_二仰付_一候

慶長見聞記云佐野肥後守ハ二重込ノ筒放シ筒サケ候テ充
申候是ハ秀次公衆ナリ勘定方奉行ニ召抱ラレ大坂西ノ丸
御留主ニ居タリシヲ敵追出シ申候間伏見へ參相果ル

慶長年録云慶長十八年七月九日御代官を仕大久保十兵衛
と申勘定方才覺有_レ之石見伊豆佐渡等之金山奉行被_二仰
付_一國奉行にて評定衆のなみに加判仕云々○按大久保十兵衛
は全くの勘定奉行
にあらずといへとも勘定方才覺有て國奉行をうけ給はるゝとあ
るかや勘定奉行の所職に類せるなるといふにのせしなり

按鎌倉殿の時には勘定奉行として別に設置れし事はなか
りしかと公事奉行人の内にて諸國より奉れる年貢の結
解勘定をうけ給はり沙汰せる輩を勘定の奉行人なとい
ひし事もありしとみゆ藤原親能京都の職務を攝せし時
に西國の乃貢勘定をつかさとりしより關西の乃貢は專
かしこにてつかさとする事と成にければ六波羅の兩探題
を置れし後は六波羅奉行たる者これをふさねし成へ
し足利殿の時にも鎌倉の例を追れしにや別に勘定奉行
の名を設けられさりしなりおもふに勘定奉行といふか

○段錢圖分奉行

吾妻鏡云弘長三年六月廿三日辛未將軍家御上落事有_二其
沙汰被_レ充_二課役於諸國_一御教書文章一同也西海事者被_レ
仰_二遣六波羅云々御教書云御上落問百姓等所役事段別百
文五町別官駄一匹夫二人可_レ充行至_二以_二町_一
可_レ成_二民之煩_一但有_二逃散之輩_一者相_レ觸在所_二可_レ令_レ勤_二其
役_一之狀依_レ仰執達如_レ件弘長三年六月廿三日陸奥左近大
夫將監殿武藏守相模守○按當時いまた段錢奉行の名なしといへ
も本文のいふところは至町殿の時の段錢奉
行の職掌なるを以ていふのす左近大夫將監は北條時茂なりこのとき六
波羅の北方に住し南方關職たるによりひとり京師の成敗を司とれり武藏
守は執權北條時相模
守は連署北條政村なり

後愚昧記云應安五年十月十日畑庄飛脚到來經世入道遣_レ
狀當國段錢事兩使一方松田某一方當國
住人久下新左衛門尉已充_二催所々_一當庄分同
先付_二切符_一之彼切符恒富庄云々○按松田は段錢奉
行久下は守殿なり

花營三代記云應安四年十一月一日御即位御沙汰被_レ始行_一
於_二管_一二日同御沙汰於_二御所_一被_レ行諸國段錢洛中邊土土藏
別三十貫酒屋壺別二百文云々五年七月十一日日吉神興造
替料足事被_レ付_二諸國段錢_一日吉社神興造替要脚内諸國段
錢事就_レ被_二下_一院宣_二所_一有_二其沙汰_一也所詮召_二出國々大田
文_一寺社本所領并地頭御家人等分領悉充_二公田_一段別三拾
文急速可_レ執_二進之_一若有_二難澁之在所_一者守護使相共遂_二入

全く職名となりて常日不退の職となりしは大名諸家よ
りおこりしとおほゆ其故はなへて幕府には國用を給す
ること政所の有司のつかさとする所なるを諸家には常に
勘定奉行といふを定補して米貨已下なへての國用を辨
する事なりければそれか常のならひとなりて其方につ
きてはやうやくうけはりたる重職となりしなるへし今
世若家老の勝手方なうけ給はるもの鎌倉足利
兩家の時の結解勘定奉行のくらゐに當れり

○勘定頭

里見義康分限帳云横小路將監貳百石臺所奉行并勘定頭堀
内庄左衛門勘定役高五拾石三橋新右衛門五拾俵御藏并勘
定衆福原善七高五拾石勘定

按勘定頭は即勘定奉行の別名なり依て勘定奉行ある家
には勘定頭はなし頭ある家には奉行はなし其職掌は前
條にいへるかことし勘定役は勘定頭の下司なれば頭人
の指揮に應じて結解勘定をなす者なりされは算勘に長
せし輩をえらひて此職に居らしむることにはありける
なり越前北庄分限役附を按ずるに勘定頭は六七百石の輩三人にて勘定
奉行は二三百石の輩六人ありさて別に勘定役はなし思ふに越前家
には勘定奉行の内にて頭たる者を勘定頭と稱しなくして奉行を勘
定奉行といひしとみえたり故に頭と奉行とならひてありしなるへし

○段錢總奉行

部_二可_レ致_一謹責_二矣次當參差所領事仰_二所務代官_一可_レ京濟
之旨相_レ觸之_二且領主之名_一字田數之分限可_レ注_二申之_一焉據
奉行佐々木治部少輔右筆門真權少外記十月十日日吉神興
造替諸國段錢事不_レ除_二三社領_一三代御起請符地_二可_レ充催
之由可_レ被_レ仰_二遣武家之旨_一新院御氣色所候也仍言上如_レ
件忠光恐惶謹言十月十日進上民部大輔殿權中納言忠光上
六年十二月廿七日山門神興造替沙汰被_レ執_二行之_一總奉行
人高秀親父道譽去八月廿五日他界之間依_レ爲_二重服_一延引
然而依_レ被_二下_一高秀除服之宣旨被_レ始_二行之_一○按佐々木高秀
神興造替の總奉行とも
兼うけ給はりしと見ゆ

又云永和五年八月廿二日門真奉行日吉祇園北野神興造營
要脚事就_レ繪旨_二重所有_一其沙汰_一也所詮以_二諸國之段錢_一
可_レ造_二三社之神興_一云々此上仰_二使節_一召_二出國々大田
文_一段別三拾文不_レ除_二三社領_一
三代御起請符地嚴密可_レ檢_二納之_一若令_二對押_一
者將_レ處_二罪科_一云_二交名_一云_二在所_一可_レ注_二申之_一次先度難澁
所々事守護使相共遂_二入部_一令_二謹責_一可_レ究濟_二之條_一同前○按
門真は權少外記なり先に佐々木高秀と共に段錢の事を奉行せし故に
てもうけ給はりしなるへし又使節とあるは國分奉行の事なり下に引たる
延徳二年將軍宣下記大箱書與記
等を參考してさるべきなり

下知書出申候也一諸侯知行分或京濟或免除之在所古今有之然者奉行より其守護へ御下知を成すに事書を一紙相添なり其事書に御即位要脚何國段錢事年號以て彼要脚被附其足事早除三社領并北野社領諸五山諸塔頭等持寺等持院領以下先々免除京濟之地令支配一段別五十文充於公田來何月十日以前可被究濟之若難澁之在所者將有其沙汰云云領主交名云云土貢員數共以可被注申之矣御即位に如し此認てうらに國分の奉行一人判を仕也是をうらを封すると云也名乗も不書してた、判計也さてくるくと巻て上書にさして事書と二字書也一守護へ奉書之文言御即位要脚何國段錢事早守事書之旨一相懸之來何月何日已前嚴重可被致執沙汰之由所被仰下也仍執達如件と書て如列式一年號日付ありて國分之奉行日下に官と判とを仕て其時の御即位奉行三人も四人もあれ加判也如此之時は評定衆之内一人同奉行を仕也假令攝津二階堂等之類也如此輩も奉行のおくに加判其時の頭人とは是を申也一諸侯之知行或免除之地或京濟之地事其國分の奉行人の方へ以て訴訟申處證文を披見して其時の頭人へ披露して訴人方と守護へと成御下知也其文言は先々免除其京濟共他たる上者可被止之

催促一由被仰出候也日下より奉行加判如常折紙之奉書之様體也立文事も可有之御下知之文言は先々為京濟地一上は被止守護使訖早相懸之何月何日以前可被究濟之由被仰出候也と認る也如此御下知をとりて其に隨て守護之遵行を取て執進納也一如此之時の御倉をは別にも被仰付又いつもの御倉へも納申事也受取には諸侯へは何かし殿と殿文字在之
季瓊日錄云長祿二年六月十一日常在光寺領丹後國守護段錢御免許之事被仰出被準于御料所之在所被免之四年七月十九日播州寶林寺領備前新田庄内吉永保役夫工米京濟之御奉書雖被成下彼守護難澁自寺家以狀嘆申之故遵行難澁之上者重可被成京濟之御奉書之由被仰出赤松次郎法師方同前被仰也即於殿中命于國分之奉行飯尾齋藤四郎衛門方也為支證自寶林寺本庵之狀以之伺之即遣于奉行方也○按赤松氏は播磨國清原布野州止出仕之間彼分爲總奉行被申之
四左近江
國清原
齋藤親基記云文正元年七月十九日大嘗會方段錢國分
備中
田丹後守秀被仰付之貴殿御奉以御使堤三郎被仰遣

延徳二年將軍宣下記云將軍宣下段錢石見國分政左大臣也向為追加可申沙汰之旨公人奉行明應四二二七日被相觸之去年依令月追當年被相掛之國々在々當國并越州兩國使節飯尾中務大夫行房下向也遠州使節飯左大貞說當月下向也要脚到來者可被用御參内始料云々大館常與記云天文七年九月廿九日越前への御使事國之奉行松丹也然に奉行中におきてへちの奉行を被差下候へは失面目様に存候旨内々松丹存分也云々佐方より此趣申之間其段各談合仍松田九郎を召て如此様體勢州へ九郎罷出候て申談處國より望にて候間飯彦左被差下候はは於身も可為祝着之由被申之云々
大館文書云御元服之儀千秋萬歳目出度存候就其當國段錢事可申付之由被成御下知候雖然從前々申付儀無之候此旨可然様可預御披露候恐々謹言五月六日大館左衛門佐殿具敷○按具敷は伊勢國司なり已上條は京都將軍家の有司なり
季瓊日錄云長享三年三月六日勝田地頭方段錢相懸條以兩官連署兩奉行樂師彦四郎鳥井十郎左衛門尉方江遣了多開院日記云永正四年十一月十七日今日於修南院家一初井修理進官府以下被參寺門成并御造宮段錢之事被仰付了修理進懇御請申畢廿四日御造替段錢并寺門領可在

運上由赤澤方出狀了御造替段錢并寺門段米寺社領御事各無相違可被相渡萬一於違亂之在所は給人可相改者也恐々謹言十一月廿四日和州諸給人御中赤澤長經在十二月二日棟別錢之内五十貫文赤澤方へ被遣了此内三十貫赤澤二貫井三日就御造宮段錢奈良成之儀自諸方使被出談合共在之赤澤方より四郎兵衛穂積自官府村井治部丞自寺門顯當專當并良善承仕今日談合共と云々自寺家多開院十二月四日御造宮段錢三奉行より穂積高林顯宗道乘村并於神龍院會合毎日別段錢運上并段米沙汰云々段錢員數事百姓役卅二文段米同一升充可出之由切符入了不簡問田余田惣田數被懸了先納當納共以三百姓設計也○按造宮とは春日社の造替をいふなり官符とは前井氏の事なり
嚴助僧正往年記云大永五年正月廿五日棟別奉行九人罷越云々今度國中棟別自右京兆被相懸之寺町三郎左衛門波々伯部兵庫上原神兵衛飯尾肥前石田四郎河田兵衛河田右衛門大夫齋藤三郎衛門井上中務長澤越前宇津御境内同氏人衆罷下也○按棟別の奉行は御段錢の奉行なりその由は下の按命せし奉行にして幕府の職員にはあらず
長曾我部家格云中五郎諸奉行一段米大奉行松本寺町軍人一同在々御奉行は毎一年爲二兩人可相計一段米千穎彌兵衛濱田仁右衛門一拾分

一悉并門等請取奉行大黒半左衛門石本六郎左衛門三谷介左衛門一金銀錢奉行地藏院石本六郎左衛門○按松本寺地藏院銀錢の事を奉行せしなり

又云幡多郡諸奉行一段米金銀并十分一奉行近藤太兵衛溝淵藏之丞

土佐國横濱福富氏所藏文書云段米之事兼而如定一日も無相違相濟儀哉堅固途算用候へく條少々緩々相意得又不届儀とも仕候は、則時可加成敗候吳々如法度頓て可相濟者也十一月十八日喜津加反米奉行福富甚右衛門黒岩治部かたへ花押○按已上三條は長曾我部家の有

按段錢とは天下に重事ある時に當りて其費に給せんとして諸國の田畠に課せて段別に充とらる、所の錢をいへり常に重事といふは御即位大嘗會造内裏及將軍宣下將軍家上洛又大社造營等なり伊勢神宮の役夫供米の代にも段錢を出して辨すること中頃よりのならひなり至極の重事には諸國に課せられ其つきくの事は費用の多少に准して一國二國にも課するものあり後に至りては本の置など私に段錢を課することあり所領家又は地頭凡段錢を課する時には國國を奉行人に分附して收納せらる、故にその輩を國分奉行ともいへりさて更に宿老の奉行一人をして其事を

兆未返依之奉行未上洛云々

又云享德三年十月十五日癸巳是日奉行兩人飯尾美濃守同孫右衛門尉等爲公方御使下向兵庫自唐飯朝之船荷共爲檢知也

季瓊日錄云寛正五年五月十八日就渡唐正使并居座備條申狀與伊勢守判之致披露以後于唐船奉行飯尾大和守於殿中渡之正使天與和尚居座妙僧都聞紹本都寺依大内方所申來六月可赴于九州地之由以飯尾大和守被仰出也即命之六月十五日爲可使于大唐釋王寺石硯自諸五山五百面可進上之由被仰出也但以價直可被召之由伊勢守并唐奉行飯尾大和守申之即觸之等持寺獻十二面硯也七月四日來八日唐被遣之發軔丹并車警固出立錢疏紙并箱正使并居座可被懸御目等事與唐奉行飯尾大和守語之云々

又云正文元年八月六日就琉球入貢點檢之事大概一日論其點檢方樣被惠彼者而頻々有往來則可乎然則彼者以內點檢入入愈入細以註文可獻之若此外有漏泄之物則堅可有御成敗之由以證狀可申也又其內有御用物則可被召云々懇々以伊勢守所披露之仍此旨伊勢守可命琉球之奉行飯尾大和守之由被

統領せしむこれを段錢總奉行といふ鎌倉殿の時には執權連署の二人御教書を諸國に下してこれをめさる事に別段に段錢奉行を定られしこと聞えず然れとも名目のなきのみにて其事に專當する奉行人はありしと見ゆおもふに段錢奉行の名は正しく足利殿の時に至りて起りしなるへし又一國の守護一所の領主等幕府の命によりて段錢を收むる時其事を管する家人をは私に段錢奉行棟別奉行などもよへる事あり棟別奉行は一家別に收むる意によりて名つけしなり段錢に棟別段錢棟役錢奉行等の稱あるをもておもふへし長曾我部家にて段米金銀奉行などいふも私の設けし所にはあれと其名の出る所は將軍家の名目によれるなり今の世御上洛御社參韓人來聘などのをり國役金とてめさる、事あるは古の段錢の名殘とみえたり

○唐船奉行又稱唐奉行

康富記云寶德三年八月十三日己卯或語云琉球島船商人去月末著兵庫津之處守護細川京兆早遣人彼商物撰取未渡料足之間先々年々料足未進物及四五千貫無返辨又買物抑留爲島人難堪之由申之間自公方被下遣奉行人三人布施下野守飯尾與被被糾明之處被押取之物自京仰出仍達之即伊勢守於殿中召飯大命之明日可

行此命云々

齋藤親基記云正文元年七月廿八日琉球人參洛當朝代六號長史於御寢殿庭前三人懸御目長三拜庭敷席一進物料足一千貫其外如先々一懸御目三人進物種々自侍所元連之稱爲奉行執次之進上○按元連は飯尾大和守島津文書云琉球國渡海船事先度被成奉書之處御請到來殊上使就龍首座言上之趣具以被聞食畢所詮於子細者追被糾明之堅可有御成敗至泉州小島林太郎左衛門尉湯川宣阿小嶋三郎左衛門男船等者就渡唐被仰付之上者以別儀嚴密加下知無其煩可被全被渡海之由所被仰下也仍執達如件文明六年九月廿一日島津又三郎殿加賀守花押大和守大和守花押○按島津又三郎は薩摩日向に陸奥守に任す加賀守大和守はとも飯尾氏なり

慶長年錄云慶長十七年三月廿三日岡本大八と申者長崎奉行有馬修理を日頃取持内々にて申は金子を多く指越候はは老衆へ遣し又出頭の女中へ遣し九州之内鍋嶋知行預分二郡を申受まらすへきと偽り候を眞にいたし金銀數多出是を取て一圓沙汰もなく不致返答候間公事に成大八負にて則廿一日に阿部川原にて火あふり被仰付諸人

見物にくまぬものなし大八死時申様は有馬修理にも大悪あり唐船の糸奉行に被_レ遣候長谷川左衛門を有馬修理やみ打に可_レ仕由我等に相談申所分明也と申候て死申候間有馬修理も囚人にて大久保石見に被_レ仰付_二甲州へ被_レ遣御穿鑿可_レ有と也○按_二こゝに唐船糸奉行とあるは今の長崎奉行の事なり寛永の頃は長崎町奉行なともいへり室町家の唐船奉行とは其しな少しく異なれとも唐物を交易せるつかさなるをもてこゝにのす

按唐船奉行は明にもあれ琉球にもあれすへて異國より贈れる所の方物を檢納し又こなたより贈らるへき書牒品物の事等をつかさとり商賈交易の事をさへふさぬる奉行なり明は應永年中に鹿苑院殿通信せられしより使人の往來絶る事なし常に五山の僧をもて使者とせり俗これを遣唐使といふこれまた此奉行のあつかり沙汰する所なり思ふに唐船奉行唐奉行なといひて其稱同しからざるはひとり唐船交易の事のみならず遣唐使等のことをも攝することいさし故なるへし又琉球のことを執する時は琉球の奉行なともいへり琉球は等持院殿寶徳院より使者の來る事數度に及へり此奉行飯尾氏に限りて承りしとみえて他姓の人のつかさとりし事所見なし但常に唐船奉行のとなへありしには有へからず臨時によはれし名目とみゆ慶長年中長崎の糸奉行を唐船糸奉行なと云しはおのつ

○薪奉行

吾妻鏡云延應元年五月廿六日乙未武州爲_二禪定二位家御得脱_一被_レ積_二作善_一事年々歳々未_レ緩其中於_二彼法華堂之傍_一彼_レ建_二溫室_一令_レ結_二番薪等雜掌人_一毎月六齋日可_レ浴_二僧徒_一之由有_二沙汰_一○按_二こゝに薪等雜掌人といへるは法華堂につけなればこゝにのせり

太閤記云藤吉郎薪奉行候信長公常に民の飢寒を憫ひ思召欲_レ賑_二民間_一給ふ故炭薪の費一とせの分何ほとにかと其奉行に問給へは千石有餘なりと答へ奉るいか、は思召けん奉行をかへよと村井に被_レ仰付_一しに誰彼とさしつ申候へとも用ひ給はず藤吉郎を召て今日より炭薪の入用汝沙汰し能に計ひ一兩年裁據致し可_レ見旨被_レ仰付_一しかは翌日より自ら火を燒多くの圍爐を穿鑿し一个月の分を勘辨し一年の分を勘へみるに右之三分一にても不_レ及程なれば近年千石許はひさとしたる費益もなき事なりとて秀吉千悔し翌年正月廿日炭薪之費往年之勘辨如_レ此之旨御をば近く寄て申上しかは御氣も且宜くみえにけり秀吉申上けるは他國の守護は山に付ては炭薪海邊は其便に順ひて貢し奉るやうに聞え申候されは國中の里々大木生茂れり一村より一本つ、貢し候へと被_レ仰付_一なはいと安き事になん有へ

から室町殿の時の名目に類せしなるへし

○藍作手奉行

吾妻鏡云曆仁元年五月十一日乙酉故左衛門尉坂上明定子息左兵衛尉明胤領_二掌亡父遺跡_一事不_レ可_レ有_二相違_一之由合_二殿旨_一是石見國長田保播磨國巨智庄地領職河内國藍作手奉行近江國天福寺地頭等事云々

土佐國船戸村民家文書云毎度無_レ緩奉公相勤候爲_二褒美_一津野領惣分紺役奉行云付候向後可_レ抽_二奉公_一者也天正十八年七月十二日谷彌左衛門かたへ親忠花押○按紺役とは藍の長會我部元親の弟にて香會我部の終子なり長會我部家格云中五郡諸奉行一炭薪前田平右衛門紺公事物体也内村新右衛門

按作手といふはなほ作方といふかことしこの奉行他のいはれなし藍を作らしむることを管するつかさなり坂上氏は世々明法の業を傳へて使應の官人なりしか所々の地頭職を領せし故に武家の被官のことくなりて藍作手奉行をもうけ給はり子孫永くこの職を襲ねしなるへし足利殿の時に至りてはいか、なりけん詳ならず長會我部家にて紺役奉行といへるは藍の國役錢を收むるものにて作手奉行の所職と異なることくなれと相類せるつかさなればこゝに附せり

しと申上しかは兎も角も能に計ひ可_レ申雖_レ然百姓等不_レ痛様に價を遣すへき旨仰けるに依て其々に賃を遣はしけり其後藤吉郎をめし出し汝を薪奉行なるとにせん事は允に駿馬を鹽事に苦しめ大材を小事に用ゆるに等しきとたはふれさせ給ひつ、異奉行に被_レ仰付_一けり

長會我部家格云幡多郡諸奉行一船并船頭水主材木薪奉行池五郎右衛門池太郎兵衛

又云中五郡諸奉行一御名田散田公用奉行久萬次郎兵衛御百姓夫丸遣宮地平兵衛炭薪前田平右衛門

按薪奉行は薪を切とりて壘所に給するつかさなり此職名の所見多からざるは諸家ともに壘所方賄方等にてかね沙汰せしなとやうのことありし故なるへし

武家名目抄第廿九册

塙檢校保己一編

職名部十六下

○倉奉行

吾妻鏡云建保元年九月八日乙巳豐前前司向友參御所相具子息内藏允尙光兵衛尉能尙等自京都參着入見參是爲西國御領乃貢納下奉行令在洛者也

太田康有記云建治三年十二月十九日御寄合山内相太守城務康有被召御前奥州被申六波羅政務條々一御倉事甲斐三郎左衛門尉可奉行

松田長秀記云正長二年三月九日御元服今夜禁色宣下(中略)御太刀十三振此内御鞍二口總鞍二具以上自御倉申出之

東寺文書云東寺領大山庄大管會大奉幣等小倉宮可被進止御要脚等事可被止催促之由也仍執達如件永享二五月卅日初井民部入道殿通長

御產所日記云若君御誕生永享六年二月九日寅刻也(中略)若君様伊勢殿宿所江御座有時者時々管領役而式御引出物

被管とも草花をもたせ候而傳奏に相隨而内裏へ參也花は代々立阿彌立申也所々より草花進上候御對面以前にても以後にても宜依時宜御末より以女中向申入候也

御產所日記云寛正七年十二月廿三日御若君様細川刑部少輔殿御誕生若君様安藝刑部少輔被下御太刀一文御馬

廣院様御代若君様御出生初ノ時被下御太刀其以後作州弓削庄被下候時此子細ヲ申進上仕候ヲ若君様御出生有ハ可被返下分ニテ初井ニ被預置處ニ御庫懸ヲ矢

間方之千阿彌被仰付一悉モ重キ重代ヲ借被召被下之

齋藤親基記云文正元年十二月廿日午刻自右京兆門前在家出火云々爲御倉也相國寺鎮守之東警固一駐集御所中外

無爲其職を止めらるゝによりて初井氏の方をも攝せしなり

總川親元記云文明十二年三月晦日野殿より御使正實事代々被懸御目候由候此方にも加扶持者候彼者近年御免物被下候はて無足にて堪忍仕候間迷惑之由事令

計進上之其外大名達者御馬御太刀計近習盡皆々毎度仁金覆輪進上大名御内仁人ニシラレタルヲトナハ皆々御太刀御馬御折紙ナント進上御太刀持太刀也其外公家門跡御馬御太刀進上又倉方輩者持太刀折紙進上之此衆者公方之御倉勤仕輩也

季瓊日録云永享十一年十二月廿五日高麗通信使來日於殿中可導之旨有命同十二年二月九日高麗返物之事於初井方被仰出十九日朝鮮官人爲歸國參于殿中而請暇去於御會所御對面御返章被遣書并箱如彼報而被贈之者屬子百本太刀十振朱腕一具奈良桶二荷以借遣之

康富記云寶徳元年四月廿一日辛卯賀茂祭御訪三百匹自初井方到來傳奏切符直付之給法師請取來了切符案賀茂祭總用内參百匹行列外記御訪可下行之由候也恐々謹言文安六年四月廿日初井殿家種列請取申賀茂祭行列御訪事合參貫文者右所請取申狀如件文安六年四月廿日少外記康顯列

長祿以來申次記云七月七日御對面次第同御盃以下同前之草花禁裏様へ御進上也此草花は五个番より參を御花瓶に被爲立御盆に被居候而以傳奏御進上なり御藏初井申候由商屋かけ役錢毎月五百疋計之分此間御倉へまゐる

爲祝着候云々御返事正實申間事子細承候乍去初井に御倉本を被仰付候あまたに御許物を被下候へは御公要減少候云々

季瓊日録云延徳元年二月二日御佛事錢三萬匹内先五千匹早々御進納可然寺家諸篇退轉諸事不調以故督之也對馬守對面云不可有如在連々國江白下之於丹波初井七千匹取之條御佛事奉行松田對馬守飯尾加賀守初井口守江堅白之定兩三日中可到然者早々可致進納云々

多開院日記云永正四年十一月十七日今日於修南院家初井修理進官府以下被參寺門成并御造宮段錢之事被仰付了修理進懇御請申畢廿四日御造替段錢并寺門段米寺社領御事運上由赤澤方出狀了御造替段錢并寺門段米寺社領御事各無相違可被相渡一萬一於遠亂之在所者給人可相改者也恐々謹言十一月廿四日和州諸給人御中赤澤長經在二月二日棟別錢之内五十貫文赤澤方へ被遣了此内三十貫赤井廿三日就御造宮段錢奈良成之儀自諸方使被出談合共在之赤澤方より四郎兵衛積自官府村井治部丞自寺門顯當專常并良善承知仕今日談合共ト云々

自三寺家多開院○按官府とは簡井氏の事なり

宣胤卿記云永正十四年十月廿六日帥御使來御即位切符

送之右大辨御即位惣用之内三百疋爲禮服新調進分可右相分

令下此切符杉原三切之書之爲奉行之下書也行右大辨宰相雜掌給候也十月廿四日攝津中務大

輔殿廣光津下書付飯尾加賀守之爲稱無書所之由返之及再往問答云々遂不加判攝津内先日光臨恐悅候依丹後段錢の内儀貳

千疋到來官調進方へ悉可下行之由申候ても運々申談事

候袍承時にも又少々具なとも被沙汰候はんすると存

候て三百疋切符持進候早々被付遣加判書に可被仰

下候再往とては不事由候御倉は大橋之由申候御雜掌

在京候ては難事行候今ほとも申付度候へとも方々可

有御推量候是も可有御隱密候委細の儀此者可申

候旁期御在京也奉行は飯尾加賀守松田丹後守同豊前守

にて候攝津は先下書にて又可加判候尋常六借候事候青

侍御受所可有候只半切紙にて候へ候家君へも狀にて

も申度候○按大橋は倉つかさの苗字にて坂井の別職なるへし

永祿五年日吉禮拜講記云一御精進代へ御服一重御小袖千

百貫文從御藏被渡之用脚を以て又黃金度々に被渡之一樹下へは御小袖御狩衣御

差貫御太刀御馬御具足甲等青銅三千疋是は從御倉下

一貫藏坊へ十七貫文從御倉下行○按巴上十三條に室町將軍家

方の御倉なるもはかるへからすといへとも姑くこゝにのす

見開雜録云朝倉之譜代に築山清左門と云て齡七旬には香

越たる老士有祿は漸貳百貫給り義景之軍用金の藏奉行せ

しか先年は金銀料足満充たりし朝倉家近年の出勢出勢に

金も減したる砌梓清次郎放埒成生にて敦賀の遊女町へ大

分通ひくして父清左衛門勘氣を受出奔し畢其折柄軍用金

取出し配分の事有之に諸奉行割符の金子二千兩不足し

て紛失に究りしか清次郎放埒の儀誰知ぬ者もなく父の身

として恩愛にはたされ職分預金迄悴つかひに捨させし段

不義の重疊と沙汰究て既に斬罪に究りし所義景家老共方

へ被申出は築山清左衛門其身輕しといへとも當家累代

の家來也何ぞ非常の財寶に有情の人倫を可思替千金は

年年地より發し一士は難出來間早々助け候へ金子紛失

して軍用乏しく候は義景一分の樂しみを止て可償之と

て例月三度宛能を興行して若干之物入有しを被止しか

は清左衛門は不及申妻子一族までも此度の恩免生々世

世忘却すましと感涙を流せしも尤なり然るに當家の滅亡

國に残居たる士卒は如夢忙然たる所築山清左衛門一家

の輩主從七十人一乘谷騒動に成と等しく金藏の中に取て

も義景大事の與藏一つは英林居士五代の先年貢金の外に

聊相違ナシ石田日來郡主馬カ心ノ剛ナル事ヲ知ラケルハ

此者ヲ我身分ニセント思ヒ御邊此役儀ニ苦勞ヲヌルハ褒

美セントテ金百兩算要ノ表ニテ與ヘタリ是石田カ金ナラ

ハ忝キ事ナルヘン上ノ御金也是ヲ背キナハ石田ニニクマ

レ途ニ滅サレン事ヲ思ヒ主馬難有奉存ト石田ニ禮儀シ

テ其金ヲ御藏ニ納メ我身ハ幾程ナク虛病シテ奉行職ヲ申

分ケ指上タリ

武蔭證話云伏見にて太閤秀吉公御他界の後世上辭ならず

其時分本多中書代番として禰原式部罷登り候(中略)康政

は御藏奉行を呼御藏より料足數千貫出させ下人共に皆わ

け渡し汝等申へくは内府の人數六萬にてかけ着候屋敷に

も兵糧拵へ兼候間店屋物を買候由申廻るへき旨下知仕

候

佐竹家文祿五年藏納帳云定納一萬八百七貫四十一文歟此

内四千二百五十二貫三十二文か、り但か、りの内江關政

所免萬人高に引可申候金代物こく萬之納御皆納の上追

て可申上候慶長二年二月十六日御藏衆

甲陽軍鑑云山本勘介時信公山本勘介をめてして則政の家中を

能見つるか、と仰らるれば勘介申は則政公の御分別ちかひ

人遣ひたまふ様あしく御座候と先日も大形申上ことく皆

一分の榮耀道の中を殘し、其外公方家より拜領之金子

朝倉家中一族家人之五代之間祝儀傍に進上の金共籠置た

る金子數萬兩之藏なれば各亂妨せんとする所を清左衛門

一族七十人命を捨て防しかは廿人三十人宛此藏を念かけ

來りし者共悉被追散少も手を付させす扱こそ兩人之息

女を被退し節も五千兩宛の金子を安堵金として被渡百

八十人之先途を見届供したる妻子共へも一萬兩配分せよ

とてたまはり義景も大野郡へ被退しか三萬兩餘之金子

をは出頭人方へ相渡し萬事御不自由無之様にとて此節

の金子の差引をは清左衛門一人の働と聞えし云々

太閤記云筑紫御藏小西隆佐建部壽德吉田清右衛門尉宮木長

次此四人は十二月十日に大坂を立出三十萬人の兵糧二萬

疋馬の飼料先一とせの分用意可申旨被仰付にけり則

下奉行共國々御藏入方より兵庫尼崎邊へ其手寄に隨ては

藏米着可被申由觸にけり御扶持方わたし奉行は石田治

部少輔大谷刑部少輔長東大藏大輔也○按小西以下四人は則藏奉行なり下奉行とあるは

その下

奥羽永慶軍記追加云大阪郡等郡主馬條愛ニ郡主馬ト云者アリ日來武

士道ヲ嗜ミ毛頭邪ナル心ナキ者也一年御藏ノ奉行職ヲ勤

ケルニ石田カ前ニ出テ勘定ヲナス最目錄ノ表明白ニシテ

逆にて御座候其子細は譜代か外様に成新參か奥衆に成て本參衆に機つかひ有新參に心をゆるし武士道の役にたつ者をは米錢の奉行材木奉行或山林の奉行なんとに被成云々○按則改は上杉政政なり

里見義康分限帳云五拾俵御藏并勘定衆三橋新右衛門○按は勘定役にて藏奉行なれたるなり

按倉奉行は何にもあれ國々のみつきを藏むる倉庫をあつかれるつかさなり今の世には米穀の倉庫をあつかるとよへるか常のならひなれといにしへは金銀米穀の分別なくすへてみつきをさむる倉の奉行たるものその納下をうけたまはりしことなり中世は諸國より出せるもの米とも稱し又藏錢米となへしなりこれをも錢のわからなくすへて倉納物と共に倉奉行といふ名のかけられるをみるへし但鎌倉殿の世に全く倉奉行となへしことたしかに見る所なしといへとも豊前前司尙友西國のみつき納下のことを承りて乃貢納下奉行なといひしを以て古く其職掌ありしをみるへし又建治中甲斐三郎左衛門尉六波羅の御倉の事を奉行すへき由を命せられたり六波羅は關西諸州の總攝府なれば此倉も西國の乃貢をさめしものにて其職掌尙友のつかさとりし所と全く同じかるへしさて六波羅にす

○納錢一衆又稱御倉納錢方

元徳二年日吉叡山行幸記云正和二年には新院御治世わたらせたまひて大宮并神輿造替の御沙汰あり神殿の料足は戸津の升米神輿の功程は京都の土藏にかけられけり山門子細を申ければ山門氣風の土藏には件課役を被除之由仰下されけれ共その御喜として一字別七百五十疋の沙汰をいたしつ、造畢して本社に奉送朝議の委細なるも執申衆徒の沙汰もいさきよき心地せさりける

又云元享四年三月廿三日夜聖女彼岸所に失火いてきたりて客人彼岸所にうつりければ同社齋宮又焼にけり四月には祭禮可承繼之由嚴密の沙汰侍て馬上料足は京都の出倉にかけて儉約の儀をもつとむへき御沙汰侍れれとも山門なほ庶幾せず又神輿を上奉て申ける程に遂に差定をゆるされて中申日は返て廿九日にを行なはれける○按已上方の名目みえずといへとも土倉の役錢を収むることは納錢方の職掌なればかならず其つかさなかるへきにあらざれば爰にのす二條共に鎌倉將軍家の時なり

新編式目追加云酒屋土倉關處事永享二若有一如此關所一者可被付納錢方焉

建武式目追加云一洛中洛外土倉質物事於三絹布類者十二个月至三武具者廿四个月之由所被定置也若過被數

らかくのことく代々この奉行を置れしをみれば鎌倉に其つかさありしこと推て知るべきなり晋妻鏡寛元三年五月廿二日條に御倉是武州令管領給の庫倉也被納武藏國乃其云々とみゆされとこれ北條家にてむれと庫倉のことなふさめられしにあらす武藏の國司たる故に其國より出せる乃其のことを管領せ足利殿のときは梶井氏の代人々庫倉の事を奉行する長にて政所執事代の指揮に従ひ倉庫の納下を沙汰せりされと當時まさしく倉奉行といふ名ありしことはいまた見る所なし常には倉本倉方又は御倉とのみもとなへしなり此時に又納錢方御倉といふかありて法體の者其衆となり京師及洛邊なる商賈の役義を納下することを承れり其長を正實坊といへり寛正の頃正實坊その職をとめられしをり數年の間梶井氏其かたをも攝して沙汰せしことあり凡この梶井氏は諸國のみつきを納下するか本職なれと猶其餘の器財のこともあつかり沙汰せしなりこれもと萬事の費用このつかさより出る故なるへし織田豊臣のころには法體在俗うち混しともに米錢の庫倉をあつかりしと見えてなへての倉方と納錢方との分別ありしことみえず慶長元和の際より大かた今のさまとなりて藏奉行と金奉行とを別置る、こと、なれり餘は次なる納錢一衆の條にいへり

月不請出者爲三流物可致計沙汰之旨可相觸諸土倉之由所被仰下也仍執達如件永享三年十月十七日一衆中大和守飯尾備中守子時政所又云質物利平事絹布類繪彩物書籍扇樂器具足家具并雜具以下可爲五文子一益香合茶椀物花瓶香爐金具等并米穀類等可爲六文子一長祿三年十一月二日一洛中洛外諸土倉利平事近年任雅意致其沙汰云々太不可然所詮於高利一者爲三衆中一定置嚴密可被相觸之若有一異儀在所者隨注進可被處罪科之由被仰出候也仍執達如件長祿三十一月二日之種飯尾尾前守子之清 飯尾加忠行 時政所 左衛門大夫 賀守

季璽日錄云永享八年正月十七日御祈禱之施物自正實方可出之由有命五月三日來日當院施餼鬼布施每年自公方三十貫文布施入之是故伺之即被命飯尾大和守也自正實坊賜之當院

長祿以來申次記云正月十六日御太刀卷進上定泉 每年今日御太刀卷進上正實 每年如御對面次第事當番之申次は對面所のさいのきはへ參て定泉正實と兩人名を一度に申入て定泉御太刀を御前へ持參申てさいのきは内に置申て退出仕候へは同正實も同とくに御太刀を持參申て退出仕候也

蟻川親元記云寬正六年五月廿五日辛未慈恩殿御訪萬正事御足付御折紙方已前且三千疋被召候殘内二千疋事依折紙方通々先以納錢可渡進之由被仰之間正實坊江親元一行ヲ遣候畢

齊藤親基記寬正六年十二月卅日納錢方御倉事被改正實被仰付禪侶定光定泉等

又云文正元年三月十七日御參宮供御方進士隱岐入道息九郎太田孫左衛門尉正田孫左衛門尉此兩人別路也供御衆并道等御訪廿貫文宛納錢方下行也十二月廿日自右京兆門前在家出火云々爲御倉榎井元正實坊御倉也相國寺領守之東警固一駟集御所中外様衆被差遣之云々

蟻川親元記云文明十二年三月晦日日野殿より御使正實事代々被懸御目候由候此方にも加扶持者候彼者近年御免物被下候はて無足にて堪忍仕候間迷惑之由を令申候貴殿へも申候由高屋かけ役錢毎月五百疋計の分此間御倉へまゐるへく候來月よりあき候由申候以御心得是を正實へ被仰付候は、於此方可爲祝着候同以後令披露之御返事正實申間事子細承候已前時宜體不覺候間まかと御返事難申候乍去和井に御倉本を被仰付候あまたに御許物を被下候へは御公要減少候正實事不

宜之様上意に被思召候哉御口口被召上一候時然候御許物を被下候はす共御倉本人數可成候は、可致奉公之由就望申被仰付候様心得置候加様の申事又新衆の加候事をも我々は不存候間可爲上意候四月三日日野殿より御使時就正實坊申御許物事先日以使者申候處委細承候御許物を被下候はすとも御倉儀可致奉公之由望申請候趣内々承候彼者好て左様に申請たる事はなく然候由申候何様御心得可爲簡要候可然様預御取合候者可爲祝着候已後令披露之十七年六月廿八日丁未定光坊納錢一衆に被召加之一頭人御奉書政所納錢一衆事被召加衆分之由被仰出候納下之儀嚴密可被致其沙汰也恐々謹言文明十七年六月廿八日定光坊貞口延德二年將軍宣下記云延德二年六月九日庚寅日時事傳奏勸修寺大納言教秀卿被伺申之可爲廿一日之旨被仰出之萬可爲應安御例云々御要脚事如先々以納錢方臨時役可有其沙汰之旨被仰出宣下方御要脚進之事如先規酒屋土倉方相掛之明日中三萬匹分可進納之有難澁證者可被證責之由候恐々謹言六月九日中村九郎左衛門尉殿澤村平左衛門殿貞通此兩人雖非御倉納錢方之儀近年依執沙汰如此

又云將軍宣下祿物砂金代百二十貫事中村九郎左衛門并澤村平左衛門兩人致進納之上者以洛外嵯峨谷邊土倉酒屋以下役錢被付其足了早自來亥歲到申歲拾个年間任員數收納之不可有相違之由所被仰下也仍下知如件延德二年十月七日前信濃守神宿禰伊勢守平朝臣右砂金代事四人前雖爲二百四十貫文十兩代三拾貫文申付候由被仰出之先以半分百二拾貫文分申定候處嵯峨地下人等依有減少之子細百貫文可進納之旨兩人申上之條令支配了百貫内下行次第肆拾五貫文但此内卅五貫文大外記師富一四拾五貫文此内官長者雅久一拾五貫文大内記一拾五貫文中務丞以上百貫文半分未下二拾貫文也

蟻川家所藏文書云度々被仰出條々延德酒屋土倉役事以前一衆中村九郎左衛門尉并澤村平左衛門尉押置地下御公用致狼藉之條言語同斷之次第也所詮度々任下被仰出之旨可被渡當御倉玉泉之由堅可申付之於引遠分者有御糺明就有無落居可被仰付當御倉之由被仰下之一以前一衆等申納錢引遠分事就被改替御倉御返辨之儀有先例哉否相尋之左右可申之由被仰出之一柳原木南西順酒屋中村二郎左衛門尉小川實相院同片山重左衛門尉等爲二條殿御被官之間可

爲直進之旨先度被仰付中澤備前守被成奉書之處玉泉不承引之條以一行可申付之由以萬阿被仰付之宣胤卿記云貢馬傳奏事明應貢馬傳奏事被仰下候用脚事早々可有申沙汰候謹言十二月十七日飯尾加賀守殿以使者猶申遣返書云今度事非貢馬御服料國役分此間相觸了細川右京大夫千五百疋進納之外未納島山二千疋可進之由申之近日可爲千疋之由又申之未納其外事者一向不及返事云々來廿日內侍所御神樂用脚近年三千六十疋也先且可下行之由申遣了云々國役内二百疋內侍所御神樂掃部察且可有下行候也十二月十八日飯尾加賀守殿上御神樂總用運々間先以他足自長橋局下行之處及晚飯尾加賀守清房以使者曰用脚三千余疋納了早早給召人可下行云々先下行之間明日一度可受取之由返答了仍廿一日此請文令持青侍一人夫三人自内給之遣之以奉行下書於御倉玉泉坊請取之進長橋又云請取申御用錢事合千五百疋者右爲皆納所請取申一如件明應三年五月十二日節會傳奏中御門大納言難掌朝貞判此取納之儀奉行如此也此分以禁裏元二御服要脚國役内可有下行之也同日玉泉坊清房貞通以此下書諏訪信濃

守貞通相判事申遣人夫事申勾當遣取玉泉坊他行云々
翌朝又遣取渡了

蟻川親孝記云永正十三年七月六日兵部少輔殿年始之御禮
被申候御太刀殿中へ参る御馬代^{三百}御倉請取在^之御披
露御返事親順調進九月執事代被^申候地下老若一兩蓋申
云々仍柳桶代目錢清酒二個條之儀子細具伺可^申由有^來
臨^承候間披露之處御同心之旨頭人御返事一酒屋方柳桶
壹荷宛代目錢等事違^先規^候條太無^謂然者役錢減少基
不可^然注文遣^之相^談酒屋中^於役錢沙汰之在所^者
不及^是非^恣令^與行^不順^其役^在在所^堅可^被停
止^候此條々有^違犯^輩者^可被^注申^交名^之由^候也仍
執達如^件永正十三九月十日玉泉房英致一柳代^以中頃^代
十^正一^目錢^減二^錢一^清酒^事別^紙就^酒屋^方柳^桶壹^荷宛^代
目錢等事^違先^規之^條不^可然^候仍^自執^事代^以注
文^被仰^候被^相談^酒屋^申急^度被^申候^者可^為肝
要^候猶^難掌^可被^申候^恐々^謹言^九月^十日^玉泉^坊親^孝
拾芥記云永正十六年八月四日就御即位儀各有^且下行^一
大内記叙位就可^參陣^{五百}匹^配當^云々^自廣^橋守^光被^書出^一村^一辨^津掃^部頭^元出^折紙^一付^奉行^云々^相判^之後
又^辨津^加判^形於^玉泉^被渡^之今^日三^百匹^被渡^之

殿へ五百疋進上之^一月^宛百^疋可^進納^之云々^十一^年二
月^廿三^日甲^戌京^中倉^役之^事御^小者^御難^色被^除之^可被^仰付^候由^候同^三月^朔日^壬午^先度^被仰^出候^京中^諸士^倉
懸^錢事^重而^執事^代御^倉正^實然^は五^千疋^分可^立御^用
候^由被^進遣^候
常照愚草云諸家より進上の目録古實共在^之云々一向以
目録調事諸候衆も大名之内衆も公方様進物奉^獻候程の
衆は同前次に同朋衆も同前假令名乗の所に何々と二字書
をかたかきのなきまてなり一御太刀持千疋と調進候事は
知行分安堵之御判申受の時御禮には多分如此但人の分
限により過分に進上も又は御太刀御馬計にても御禮在^之
之大略は一腰に千疋也一送状認事送進納申御用脚事合千
疋者右爲^被成^下安^堵御^判御^禮物^所奉^進納^之狀^如
件年號月日御奉行所伊勢右京亮貞口一御倉より請取之
事^又御^禮物^納申^御用^脚合^千疋^は右^爲何^かし^殿進^上
所^納申^如件^年號^月日^名乘^正實^宛所^には^不及^但其^被
進上之用脚精撰候事は於^御倉^在之^其様^體の^事は^十疋
の^きつ^かけ^を仕^て其^きつ^かけ^にか^けて^見る^に若^一錢^も不
足^候を^は總^人別^の百^疋に^十錢^加之^餘は^准之^之
年中恒例記云十月亥日コトニ御嚴重各拜^領之^諸下^行ハ

大館常興記云天文七年九月朔日行事豆州へ以^折紙^一申
候六條八幡宮御修理事治部河内守申之段先日各談合申
之仍御馬代一疋分御倉に可^有御座^候へちに足付御座
なく候は、先これを可^被參^之旨^官内^卿御^局へ尋^申候い
かにも可^然候御祈禱に候間分無^御別^儀候由御返事也
仍治部河内守より御倉正實方へ直に申候て可^請取^申之
由可^申遣^候云々九年二月三日明日初卯御迎歌御懷紙か
み^打く^り御^倉正^實方^{より}一^昨日^御調^進候^間今^朝執^事飯^川
彦^九郎^殿へ^以書^狀進^之也
蟻川親俊記云天文七年十二月五日乙巳節季御用脚トシテ
納錢方へ臨時可^相懸^否段^以書^狀御^倉執^事代^尋之^六
日丙午納錢節季御用脚之事披^露之^如先^規可^申付^之
由御返事納錢在所付可^被記^申之^由候以^淵田^河村^申
遣之^八年^十一^月八^日壬^寅納^錢方^在所^付其^外納^下注^文御
倉正實調^進之^其時^執事^代松^田銘^加渡^給之^二十^二月^卅日
納錢方事上下京地下人廿人捧^連判^一致^加増^一依^望申^一
被^仰付^候訖^洛中^洛外^酒屋^土倉^納錢^執沙^汰事^捧二^拾八
連^判一^任申^請員^數之^旨被^仰付^候畢^於御^公用^者每^月
對^御倉^正實^可相^渡旨^可被^成御^下知^候恐^恐十二^月
卅日松田丹後守殿親俊地下人納錢爲^禮三百疋到來之貴

按納錢方といへる名目は何れの頃より起れるにや明證
なしといへとも鎌倉殿の頃にも既に納錢の職掌みえた
れば必ず其職名もなかるべきにあらざれとたしかに
納錢方といへる名は足利殿の時にそはしめてみえたる
さてその有司を一衆といへるは市衆の意なるへし凡此
職たる者は洛中洛外の土倉役酒屋役錢等を收納し其
錢貨を藏むる倉を預りて納下をつかさとり又は奉行の
下知によりて市店なる質物等の事をも沙汰する事あれ
はなり此外大名諸家より奉れる禮錢國役錢をもうけ取
て納錢の倉に藏むること其つかさとする所なり^諸家^の禮^錢
代^替り^の例^を給^ひし^時又^はさ^るへ^き祝^儀の^節な^ど柳^營へ^獻せ^る錢^を
へ^り國^役錢^とは^諸家^何れ^も定^數あり^て年^に充^とり^る役^錢の^こと
なり^又土^倉役^酒屋^役錢^とは^洛中^の商^賈土^倉を^もて^るの^又は^此
酒^をう^りて^業とな^すもの^{より}み^つき^とし^て奉^れる^役錢^の名^{なり}^{この}
輩も柳井氏など同じく政所の被管なりすへて財用を辨
することは政所の専務なればなるへし^柳井^氏は^諸國^の乃^真
り^詳に^前に^いへ^りさ^て其^人か^らは^大か^た法^體の^者の^うけ^たま^はる
事なるかたまさかには在俗の者の沙汰せしともありな
へて法師の庫倉を預り沙汰せる事は中古よりのならひ
にて武家草創以前の例なれば室町家にもそれにならひ
れしなるへし^源平^盛衰^記に^西光^西景^が由^來を^云し^所に^故少^納言^信四
の^許に^師光^成景^と云^者あり^事に^より^て疑^々し^{かり}け^れ

は院の御眼にしか、りまらせて被召仕けり師光は左衛門尉成景は右衛門尉と申ける信西平治の亂にうたれし時二人共に出家して左衛門尉入道は西光右衛門尉入道は西景と申ける二人なから御藏の預に猶被召仕けりあるをいふは後世に於ては豊臣家の時藏奉行に法體の者多く甲州の藏前衆にも法體の者多かり又慶長の頃河野是定坊内田全阿彌等が年貢収納をうけ給はりしにも亦其一證なり近き世となりては寛永の頃武家の藏奉行を藏法師とよひしことものにみえたりおもふに藏倉殿の時に倉奉行の部下には大かた法體のものありしなるへしこれ古今の通例なれば也さてこの輩をば常には御倉とのみいへり

其中に正寶坊といふ法師かしら立て出納をつかさどれり康正二年遣内裏段藏國役引付に三貫文正寶坊所々知行分且段藏とのせられたれば諸國に知行の地も有ものにてさるべき分限とみえたり但をりにふれて正寶房をばらく職務を止めらるゝこともあり其間は玉泉房定泉房などいふ法師正寶の代職を命せらるゝならひなりたまたまには和井氏納錢方を攝せしことも聞ゆ室町家廢せし後はおのつから古きならひもすたれて元和寛永の頃より金銀米穀の納下をうけたまはる者すへて在俗の人にはなりけるなり

○藏前頭
甲陽軍鑑云信玄代總 御藏前の頭四人古屋道忠古屋兵部伊奈宗普足輕七 諏訪春芳足輕七 古屋内匠古屋文六郎伊田村新左衛門松木桂琳平岡石原大野小宮山民部以上三拾五人御藏前につめ五人組にして一日一夜つ、御なんとの番を代官衆つとむるなり○按春芳以上四人は頭にて古屋より下三十五人といふは藏前衆なり

武家名目抄第卅册

塙檢校保己一編

職名部 十七

○納戸奉行

吾妻鏡云文治四年七月十日甲辰若公萬壽公始令若御甲之給於南面有其儀云々甲已下解脫親家御物具御馬入御藏納殿等

同脱漏云安貞元年六月十七日甲子御所乾角可被立立納殿之由有其沙汰七月廿二日己亥今日納殿立柱打足堅桁八月十日丙辰納殿遣畢之後今日始而御物等被納之

後藤左衛門尉基綱爲奉行云々○按已上二條は鎌倉殿の時のことなりこれ當時一日の奉行に於て後世の納戸奉行とは同しからざれども納殿のことなり給はりし奉行なるをてこにのす
御産所日記云若君御誕生永享六年二月九日寅刻也一初夜御祝政所沙汰御引出物沼田調進自公方下行有若君御引出物銀劔一腰御袋御方練貫一重引合十帖上薦練貫一重引合十帖御乳人練貫壹一初夜御祝時役人七人一重宛被下之大草十一日午尅御湯始御祝政所沙汰御所様御成有テ三抄懸初御申アリ一虎頭八入抄御湯具等者沼田預申間

又云同御陣の御留主は御まやうたう様衆御前様衆御藏前衆御かまへの御番なり
又云同公事奉行今福淨閑武藤三河守櫻井安藝守右三奉行御陣留主には御藏の前衆目安をうけとり目安箱に入置也

又云遠州三河給甲府の御留守御藏前衆御曹司衆御料人衆御しやうたう衆四衆合百廿八騎御藏前衆の内にて五騎は駿州むきの代官衆御扶持衆方萬のために御供也甘利小荷駄の奉行也
按武田家にて藏前衆といへるは全く室町殿の御藏法師の流なり故に其頭たる輩は多く法體にて部屬の族にもまた法體の者ありしなり金銀米穀皆此衆のうけたまはり沙汰する事なれば常に宿直する所も庫藏の傍にあるを以て藏前衆の名もいできしなるへし國主他方に在陣の間は國に留守して居館を警衛すも國人訴訟の事ありて目安を出す時は其状をうけ取て目安箱に納むること留守の間は所職なりもとこれ専務にあらすといへとも當時裁斷の奉行國にあらすして其事を統るものなくことに彼家の決斷所は藏前にありて事に便なるか故にこれを役せしとみえたり

調進上申一同日御袍衣服御祝下行亭主役云々一納申御袍衣ヲ先清水ニテ七度洗テ後酒ニテ三度其後酢ニ浸其後白布三尺ニテ裏申其上ヲ赤色絹ニテ裏申一太平ト文字ノ有錢ヲ卅三文ト筆一管ト墨一挺相副テ壺ニ納申吉方ハ陰陽守可申其方山へ壺ナカラ納申也御袍衣納之御具足桶布壺以下各沼田進上之一參夜御祝政所役御引出物色々沼田調進自公方御下行之御袋御方練貫一重引合十帖上薦御方同前御乳人練貫一ツ
又云初夜御祝時公方トシテ御練貫一重宛役人七人は給也大草マテ七人也此小袖ハ政所方ヨリ出ナリ沼田是ヲ調進上申一重四貫宛代也
又云御所様義輝の時分天文四年十一月一日戌御産所吉方并御着帶日次有泰朝臣勸進申來十七日被相定之役者以先例可相觸之由被仰出丁(中略)御引出物并御湯具袍衣服具足調進沼田三郎左衛門尉御祝方大草三郎光友御産所之事佐々木彈正少弼被勤之○按已上三條沼田の名目なしといへと戸方といへる職掌にひとしりればこに收めしなり
甲陽軍鑑云信玄代總 御なんとな奉行河村下野内藤外記
又云勝頼父子のしる勝頼公常に御申候國持大將なりともをしつめられ腹をさるは口惜儀なり相手さへ有に付ては切

死と仰られ候其ごとく切死なされ候様子太郎信勝公御納戸奉行の侍我山小屋より田野へ山つたひに參候か少遍故山中の郷人共とをさゝるに付御最後の場田野のうしろの山にかくれ居て是を能見て語なり

見聞難録云昨日迄は御譜代之先途を心掛し士卒三千人と聞しか勝頼信勝御父子の御供七百人には不_レ過見(中略)勝沼筋へ御掛り被_レ成所にて御代々の重寶共奉_レ入御納戸奉行小原下野守護して御供せし處俄に空曇り震動雷電冷しき中より大雨降出し各目も不_レ被_レ當體なりしか御寶物櫃を昇ける中間衆四人倒れて死けり御寶物櫃の蓋自然と鎖切れて其中より火の玉の如き物二ツ飛出ると多田久藏見止て申に付中を吟味せし處云々

又云武田之年寄中宿信立多シテ各列席と云其御家は新羅三郎ヨリ廿八代此小山田ハ卅三代相續之家老ニシテ御家之大事御代々不_レ口入云事なし(中略)御一代御骨を折し御分國末代御相續こそ本望なれば知行目録之儀御勘定奉行青沼助兵衛跡部美作守支配トシテ吾々非_レ所持然者四郎殿御覽有計ニテ當分知行増減領知之交代と云にも有間布ければ青沼跡部方へ被_レ申目録可_レ被_レ入ニ御覽_レ御重寶之儀も御納戸奉行河村下野内藤外記預り之事なれば

長次郎左衛門尉義連○被_レ上_二條は鎌倉將軍家右司なり

蟻川親元記云寛正六年正月二日庚戌御成始(中略)御物奉行蟻川彦右衛門尉當_レ蟻川又三郎是先番時不_レ參之間參勤親元雖_レ爲_レ當番二條候也三月四日辛亥花御覽於_二花頂_一先御一獻御連歌始御連歌已後御一獻還御直ニ若王子江御成也御物奉行蟻川式部同新右衛門御長持一色常御直垂御大口御腰物火打云々六日癸丑花御覽大原御出卯上様御坊一獻山名殿申御沙汰御連歌已後還御御物御長持

奉行中四郎左衛門尉九月廿一日丙寅南都御下向(中略)御物奉行貞雄御物六合在_レ之十一月三日丁未上様御産所江御宿初御出酉時云々御物奉行兩人蟻川五三郎蟻川人但代孫三郎又云文明十三年六月十五日戊午御方御所様上様葛川へ御成貴殿御參御物奉行御物上様御分二蟻川中務丞野依若狹守齋藤親基記云文正元年三月十七日御參宮(中略)醫師民部卿法印胤祐池院御物奉行政所被官人左蟻川出雲守右蟻川新右衛門尉親元并政所公人等御臺并上中下臈御與等以上十六町次御供十人名醫師安藝左京亮勝茂御物左蟻川式部丞政所役廿三日未刻御下向云々一御物人夫注文御長持三合十三人御與夫人公方御分七十人迄御臺様五十人同屋頭一人御腕方五人通供御方十人自御裝束并御傘三人通御末衆四人同朋衆八人分八人同御小者五人分五人

兩人方へ可_レ被_レ仰付_二事也

按納戸は古の納殿の事にて衣服のたくひはもとより其餘くさ_レの物を納おく所なり鎌倉殿の頃は評定引付兩衆の内にて納殿をあつかかりしとみゆれとたしかに記せしものなければ詳には辨し難し足利殿の時にたりて納殿の事は何ならず政所方のうけ給はる定なりければかしこの有司等出納をつかさとり用にしたかひて雑費をも給せしとみえたり又政所の下司に沼田氏のものありて人に給ふへき料の練貫及び其他の雜物をも調進して所職を世々にせりされと當時定まれる職名はなくひたすら其事をうけ給はりしとみゆおもふに納戸奉行納戸頭に納戸元方納戸拂方といふか各貳人あり又東武實録に寛永三年御上洛の時供奉せる諸司の内納戸頭あり是他方にていふ納戸奉行なり御物中持奉行又稱御物奉行吾妻鏡云建久元年九月十五日丙寅來月依_レ可_レ有_二御上洛_一御路次間事諸事被_レ定_二奉行_一人云々御京上間奉行事(中略)一御宿事葛西三郎清重一御中持事堀藤次親家又云弘長三年八月九日丙辰將軍家御上洛事有_二其沙汰_一云云御路次間方々奉行人事一御出奉行和泉前司行方武藤少卿景頼(中略)一御中持木工權頭親家進三郎左衛門尉宗長

同以上百五十人口別百文下_二行之一

光源院殿御元服記云天文十五年十二月十九日壬寅於_二坂本樹下宅_一御元服之次第役者定(中略)一御物奉行勢州被_レ管蟻川新右衛門親俊三上與次郎秀長十二月十八日辛丑公方家并若君從_二東山慈照寺_一到_二坂本_一御成子_レ時巳刻也御先一番御物奉行蟻川親俊三上秀長各馬上弓持朝負并張替令_レ爲_レ持奉行列殿重云々

按御物中持奉行は古くは中持奉行とよひ後には御物奉行といへるを大かたのならひにはありける凡御物とよへるは將軍家服御の物をすへいふ言葉にて衣冠の類より刀劍等までにか、れる名なり北上記に御道具と申候よりも御物と申あかり候とあるは是御臺所もしくは若君の方にてこれならひて共に御物といふことなりさて此奉行をうけ給はる者は幕下御出行の時御物を納めし唐櫃をあつかかりて事を辨すへき職掌なり鎌倉殿の頃はひとへに中持奉行と稱して御物といふことはをほそへられす當時中持を長持とかけるもあ沼氏を中沼ともかけるに同じ後に至りて必長持の字に從ふこと御物を納むへき料の唐櫃は其形長くしていはゆる長唐櫃なれば俗間に思ひあやまりてひたすら長持の字を用ふるなるへしと申持といふは唐櫃のたい中を組して結ひさて荷するものなれば中を持といへることなりよりやかて中持と稱して唐櫃の一名のことなり足利殿の世にいたりてそ御物長持奉行とも又さしはなちて御物奉行との

みいふこともいてきにけるすへて御物の類は政所方に
て辨備することなりければ政所執事伊勢守の被管たる
輩必この奉行をうけ給はる例となれり因て常に被管の
内二人つ、結番し置て幕下御出行の日にあたれるもの
をして其職にしたかはしむる定なり織田豊臣兩家の頃
より出行の時着替の衣服などは挾箱に納めて持するか
常のこと、なりしかは御物長持といふ名も御物奉行と
いふ職も共にたえたりしなり

○御物奉行又稱御直原役

供立日記云公方様御参内の事先御成候さきへ御出奉行と
て奉行衆兩參人乗馬にて參其次に御物奉行とて同朋一人
乗馬にて御物は長からひつ也其次に御成有

蟻川親俊記云天文七年正月十日乙酉御参内御供大館左衛
門佐殿細川三郎四郎殿西口御供被召加云々御出奉行松
田丹後守諏方甚左衛門御物春阿

大館常與記云天文九年三月八日御参内在之(中略)御物
奉行歳阿御さきへ參也御出奉行諏訪信濃守松田丹後守こ
れ又御さき御物よりはあと也

蟻川親俊記云永祿三年二月六日御参内御出奉行松田丹後
守松田主計允御物同朋万阿

へしされと大かたは参内の規式に限れる事なりもとこ
れ臨時に定めらる、職掌にして常に設置れたる職にあ
らすなへて同朋は足利殿の時に始置しつかさなれば鎌
倉殿の世には直原役といふもの、なかりしこととよ
り其いはれなり

○櫃奉行又稱御物奉行

妻入記云ひつふきやう一人其外のうつはもの、ふきやう
一人以上二人たるへし

豊記抄云よめ入之時惣奉行付御物奉行事此奉行之事何共
不存候家々仕様可有之候是非を難申候

按諸家にて婚嫁の禮行はる、時に櫃奉行といへる所役
は嫁女の衣服をいれたる長櫃にそひて路中を守る當日
の奉行なり或はこれを御物奉行ともよへる家もありと
きこゆれとそれは内々の唱にて公さまへはいはさりし
辭なるへしこれ將軍家の御物にわたりてまきはしけ
れはなり

○挿箱奉行

當代記云慶長十年二月廿四日右大將立江戸上洛其行裝
(中略)鐵砲奉行同弓奉行已上姓同長刀同鎗奉行山田十大
夫同挿箱朝倉藤十郎云々三月廿一日至子伏見著給鐵砲

走衆故實云永祿三年二月六日壬寅午刻御参内有之一番
御物ゆたん赤段子に桐の丸なな縫二人して昇公人の正男子上下にて付候也
次御直原同朋萬阿彌馬上すわう白袴次御出奉行松田丹
後守松田主計允何も烏帽子上下馬上也

長享年後畿内兵亂記云永祿五年六月廿二日自八幡公方
様御入洛一番若君様板與御伴御劍典厩後陣上野民部少輔
五騎御出奉行松田主計允御出同朋春阿彌同朋の殿なるへし出
と物と草履相似たればなり以上
六條は京都將軍家の同朋なり

年中恒例記云正月十一日御参内次第事一御テヨクロノ役
ト號テ同朋一人長橋殿ニ伺候仕テ御裝束以下取アツカイ
申也長橋殿赤キヘリノカケムシロノ外ニテ三獻在之

増補家忠日記云慶長八年二月廿五日大神君將軍宣下ノ拜
賀行列一番御物調夕十人同朋善阿騎馬二番御出奉行板倉
伊賀守伊賀守御物調夕見
伊賀守御物調夕見

按同朋の役として勤仕する御物奉行といへる職は將軍
家参内せらる、時に御物のたくひを納めし長櫃にそひ
て行列の第一につらなりさて内裏に至れば直原にさふ
らひてむねと裝束の事に従事せる所役なり因て或は御
直原役とも稱せり又参内のをりならずとも威儀を正し
て出行せらる、時には此役を定めしこともありしなる

千五百 鍔千長刀百挿箱百

按挿箱は着替の衣服など納むべき料に設作れる器にし
て室町家の御物長櫃の略なるものなり織田豊臣の頃よ
り大名諸家もなへてこの挿箱を持する事常の式となり
ければ御物長持といふものはいつとなく絶しと見ゆ挿
箱奉行といへる名目の所見多からざるも近き世になり
ていてきしものなればなり

○腰物奉行

見聞雜錄云俱利伽羅不動之切付込之内より劍を打出した
る無銘の切ものは信玄公御誕生之節戸隠より御祝儀とし
て神主進上仕る此戸隠の神主は尤其節未信濃は御手に不
入とも甲府垂崎出の人故か守刀にとて上たりしか御守
刀は武田代々の口口を被遊故御腰物奉行預りにて御箱
入成し云々

按刀劍の稱呼時に従ひて古今同しからず中頃は大刀の
別稱をはかせといひ腰刀を腰物とよへるならひなりし
か後には大小刀ともに腰物と云ことそ大かたの辭には
ありけるこの腰物奉行の所職も大小長短の差別なく主
人の帯すべき料の刀劍をはなへてあつかり沙汰する奉
行なり但この職名室町家の有司には絶てきこえずおも

ふにこれ等のことはすへて政所方のうけ給はるならひなればその所の被管の輩など奉行せしなるへし（寛正六年に將軍家御物の長持に御直垂御大口御腰物等を納て政所の執事の被管たるもの奉行せしよしかゆは其證なり）奉行といふ名は全く大名諸家より起りしとみえたり（武）

○書物奉行

吾妻鏡云承元二年正月十六日丙戌問注所入道名越家焼亡而於之彼家後面之山際構文庫將軍家御文籍雜務文書并散位倫兼日記已下累代文書等納置之處悉以爲灰燼

里見義康分限帳云高四十俵書物奉行鳥山市平

按書物奉行といふ職は鎌倉京都ともに幕府の有司には絶てきこゆることなしと大名諸家より起れる名なるへし但鎌倉殿の時には問注所執事たる者文庫の事を管して圖書を預りしときこゆ凡此頃は經史百家の書のみに限らず當時政務につきて有用の日記實録のたくひをはずへてあつかりしとみえたり抑彼職には三善氏の流に限りて補せらるることなり彼流はもとより文筆を業とし典故有職の家なればなり又幕下坐右の圖書は學問所番の衆なとあつかりしこともありしならん足利殿の世には何れの司にて其事をうけ給はりしにや詳ならず

されとも大かたは政所方にてあつかりしなるへし

○進物奉行

吾妻鏡云建久元年九月十五日丙寅來月依可有御上洛

御路次問事諸事被定奉行人一貢金以下進物事掃部頭親

能十二月三日發未右大將家令上兩職辭狀給右少將保

家爲使頭中將請取之奏院被留申云々今日賜隨身

還次近衛五人（中略）於中門令奏慶給内藏頭定輔朝

臣爲申次歸出仰聞食祿番長兼平馬三匹色々布百段近

衛五人各馬一匹色々布卅段云々親能奉行之三年七月廿

八日戊戌爲北條殿御沙汰令送碗飯於勅使給又小山

左衛門尉千葉介昌山次郎以下調進彼贈物爲善信俊兼

等奉行召聚之

又云弘長三年八月九日丙辰將軍家御上洛事有共沙汰云

云御路次問方々奉行人事一進物所登岐三郎左衛門尉頼綱

一釜殿梶原太郎左衛門尉景綱一砂金并紫染衣和泉前司式

部太郎左衛門尉光政一紺染衣武藤少卿伊勢次郎左衛門尉

行經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

經（按砂金染衣等は皆贈物になすへき料なり）

御足付御折紙方已前且三千疋被召候殘内二千疋事依折紙方遅々先以納錢可渡進之由被仰之間正實坊江親元一行ヲ遣候畢（按政所方にて他方へ送すへき料にあつかり儲くをば折紙方といふ即鎌倉殿の時の贈物方の職なり）

年中定例記云正月いにしへは松はやしあり觀世松はやし過て能あり用意に萬疋又當日に萬疋被下候此折紙をばうたひ申時御前にて伊勢守遣之日吉南人田樂兩人庭上に祇候千疋つ、御折紙被下候（按伊勢守は政所執事なれば折紙に祇候千疋つ、御折紙被下候の事はもとよりそのあつかる所なり）

蟻川親元記云寛正六年十二月廿日御成云々御門役奉行野依修理進進物奉行蟻川又三郎

飯尾之種宅御成記云寛正七年二月廿五日未刻御成云々當日色々奉行進物方（神山掃部助 雜掌 布施三河守 御酒方 内々儀也）

伊勢貞忠亭御成親云大永三年八月五日未刻御成云々御進物奉行（堀新左 翌日以御注文御進上御使堀新左 殿中へ持參）

申御供之同朋に渡之

細川晴元亭御成記云天文十七年口月廿九日御成云々御成

役者次第御進物奉行飯尾上野介茨木伊賀守

三好義長亭御成記云永祿四年三月卅日可有御成云々

進物奉行寺町左衛門大夫通昭和久掃部助是徳（中略）翌日朔御進物以目錄御供の萬阿に渡之寺町左衛門大夫和久掃部助兩人持參御練貫一重つ、兩人に被下之舊儀也御弓征矢御鏡は代にて進上之間不及持參

朝倉義景亭御成記云永祿十一年五月七日御成云々御弓征矢御鏡奉行小川三郎左衛門尉中村藤内左衛門尉岸彦右衛門尉（按以上六條は將軍家渡御あるによりて亭主より進上すへきものを其門族被管たるともからの奉行するところにて幕府の職員にあらずこの御成記に進物奉行を御弓征矢御鏡奉行と記せしは進物の内第一とするものなればなり）

太閤記云（秀吉傳）天正九年十二月廿日姫路を立て廿二日安土に至り菅屋九右衛門尉堀久太郎兩人を以歳暮の御禮に罷越たる由申上られしかは明朝登城有へしと宣ひ御暇被下けり斯て明日の捧物數多き事なれば無相違やうに臺のせて見せよと終夜用意有しかは告渡る八聲の鳥催且進物之奉行共はや持出山下よりならへ置候へ頓て出給はんとて奉行共出し給へり（按此一條は堀田家の有司なり）

按今の世進物といふは貴賤の等差なく他方に贈るへき物の通稱のことくなれといにしへははしからず鎌倉殿の時には内裏仙洞もしくは親王大臣家へとす、むへきものを進物といひ同等以下へ贈るへき物をは打つけて贈物といふならひなりされは建久弘長兩殿の上洛にも

進物の奉行と贈物の奉行とはことに別ち置れしなり
 足利殿の時に至りても大かたは其ならはしとみゆれと
 當時進物方贈物方なといふ司をは置れすかゝる事はな
 へて政所方の預りにて贈物の料に設置る、金銀をは折
 紙方といひしなりさて古のならひの残りしことは正月
 の式に諸家より幕下へ獻する物を進物といひ又將軍家
 他家へ渡御なりし時亭主より獻すへき物を沙汰する輩
 を進物奉行と稱せしなと合せ考ふへし今のごとく進物
 贈物の差別なくなりしは織田豊臣の頃よりのならはし
 なり越前北庄分限役付に進物贈取方同仕
 出方の二役ありこれ進物奉行なり

武家名目抄第卅一册

塙檢校保己一編

職名部十八

○厨子所別當

尊卑分脈云二階堂政雄能登守從五下八郎左衛門將軍家御
 厨子所別當正安三八廿三出家行海按政雄は政所執事
 伊勢守行綱の子なり
 按御厨子所といふはもと禁裏にて供御物を調備する所
 の名なり幕府にては將軍家にす、むへき御膳物を調備
 する所を贊殿といへるかならひなりおもふに贊殿納殿
 等の事務は政所執事たるもの、かねうけたまはれるこ
 となりしか親王將軍の頃に至ては内々には御厨子所と
 も唱へし故に御厨子所別當といへる職をも置れしなる
 へしさて足利殿の時になりても更にこの別當をは置れ
 ずして政所にて統られたれば親王將軍家の時に限れる
 事あらるへきなり

○御祝奉行

松田貞秀記云應安元年四月十五日御元服云々奉行攝津掃
 部頭能直松田左衛門尉貞秀齋藤太郎兵衛尉利貞加冠以下

齋藤親基記云寛正六年十二月卅日飯左大之種一方内談兼
 御免仍御祝方塊飯方一方上表則御祝方被_レ仰付_一

又云文正元年三月廿三日御所還御於_二御寢殿_一御祝有_レ之
 御祝奉行飯兵大貞有_レ打

季瓊日錄云文正元年三月廿三日今日御參宮還御御祝即
 於_二御所_一有_二祝儀_一也飯尾兵衛大夫御
 祝儀方奉_二行之_一

鯉川親元記云文明十五年七月十一日壬寅御生御玉御祝大
 草調進分御祝奉行松田豊前守方より被_レ相_二觸_一之_一

惠林院殿將軍宣下記云延徳二年六月十四日乙未御祝奉行
 飯尾大藏大夫兼連出仕依_二去七日_一祖母他界_二有_二其憚_一雖

令_二籠居_一爲_二別家_一之上者七日過以後出仕不可_レ苦之旨
 依_二吉田二位兼俱申_一之今日出仕云々七月五日丙辰宣旨

入_二爲_二籠蓋_一官長者四位史雅久宿彌束帶持參(中略)次御判
 始宣下事終之後被_レ執_二行之_一御祝進行飯尾大藏大夫兼連

後號_二淺黄大帷_一
 元行_二淺黄大帷_一
 松田長秀記云延徳二年七月五日義材任_二征夷將軍_一給次御

判始云々一腰進_二上之_一拜領飯尾左衛門大夫爲_レ規御吉書
 奉行飯

尾大藏大夫兼連御祝
 奉行
 鯉川親俊記云天文八年正月五日甲戌御ハカタメ辰貴殿御
 奉行
 ウラウチ御祝奉行諏方信濃守

役人奉行人等皆著_二白直垂_一三二日御祝儀在_レ之同五年十

一月廿二日御判始次御恩沙汰(十略)自_二管領_一御引出物御

雜掌被_レ遣之間於_二内々御座_一有_二御祝之儀_一云々爲_二御所奉
 行伊勢入道沙汰_一被_レ牽_二諸社神馬等_一被_レ下_二總奉行以下_一

畢自_二管領_一御祝總奉行同右筆奉行並評定衆中少々銀劔馬
 等被_レ送了總奉行佐々木前治部少輔高秀貞秀齋藤四郎右

衛門尉基兼皆著_二淺黄
 直垂_一

又云永和元年四月廿五日御參内始奉行貞秀周清門真少_一自

御誕生之日_二至于今_一每度御祝貞秀奉行可_レ謂_二御佳例_一歟

大將御拜賀行幸御供奉大臣大猷以下每度于_二今奉_一行之_一
 記錄公方諸家在_レ之不及_レ注_レ之_一

○按御元服は別始共に奉行三人
 なりしは本文に見ゆることくな
 れとその内攝津と佐々木とは評定衆にて總奉行なり松田豊前はいつれ
 も右筆衆にてその事を奉行せしなかに御祝奉行は松田一人なりさるを
 御判始の所に皆御祝奉行のことと
 注せるはよほよほに記せしなり

松田長秀記云明德四年十月廿一日被_レ遊_二鳥同十一月二日_一

御矢開御祝松田丹後守秀興著_二狩衣
 文松丸_一
 又云永享四年六月廿四日御著陣兼宣旨等御參内七月廿

按御祝奉行といへるは鎌倉殿の時に聞ゆる事なければ
足利殿の世に起れる名と見えたり思ふに親王將軍家に
て御厨子所別當といへるか大かた此職掌にあたりと
見ゆれと彼は常日の御膳をも奉行し是は規式たる時
の職事なれば少しく其たかひあり凡この奉行は將軍宣
下任大臣大廻拜賀其外恒例臨時の祝儀の式行はる、時
に櫻方の事はすへてうけ給はり沙汰するつかさなり寶
篋院殿の頃より普光院殿の世までは奉行人の内松田氏
の人此職をふさねたりしか東山殿より後は定まれる家
もなく飯尾布施諏訪等の輩もうけたまはる事とはなり
しなり

○御祝方

宗五大草紙云正月五日公方様御臺様へ御こは供御まゐ
る八の時分にて候それを取次申候やう先大草調進申候大
口ひた、れにて候次の御末のさいのきはまた彼親類持參
候それを中の御するのさいのうちから大草取次申候を同
名衆受取候○按同名衆とは伊勢守の一家を云なり正月五
年中定例記云御こは供御は大草毎年調進申式三獻をは進
士調進申御こはくこの時七獻參候是は供御方仕候者調進
申云々○按これ正月五日の式なり進士は供御方にて御祝方にはあら
ざれども正月五日の式三獻の御祝をば先例にて調進せしなり

カへ申御祝御料所敷多在之シ時ハ如斯毎日參也近年ハ
若州青江ハカリ知行之間毎月朔日ヨリ外不參シナリ大
草入道説也只今ハ節朔御タンシヤウ日計參也

松田長秀記云正長二年三月九日御元服(中略)次於御發
所御祝儀有之則獻御飯立並贊殿御前物御打敷○松
行

又云永享四年六月廿四日御着陣兼宣旨等御參内于攝政殿
刻
今夕御參先以於御會所内々有御一獻還御以後御祝着
座公卿少々御厨子所若衆
守調進之其後内々御祝在之之松調進之手
長伊勢名字衆○按若衆守は公衆の御
厨子所預祀宗定なり

御産所日記云若君御誕生永享六年二月九日寅刻也初夜御
祝政所沙汰五百疋大草方江遣之二十一日午刻御湯始御
祝政所沙汰五百疋大草方へ下行之一參夜御祝政所後雜
學料千疋遣大草方御前江被二重立二十三日夜御祝
管領右京大
夫持之參勤白直垂也雜學料千三百疋自管領大草方江
被遣之○按本書此下に七夜御祝又七夜御祝若衣御祝等大
草うけたまはるよしみたり繁雜なれば洩せり

又云御誕生即日直垂着セラル、役人ハ鳴弦三人計也二階
堂同松田大草同御産所之亭主ハ初夜御祝時ヨリ白直垂ヲ
被着也一御祝之時役人三人白直垂同二階堂奉行大草同
御産所亭主も白直垂也一初夜三夜五夜七夜又七夜後七夜

年中恒例記云正月七日御ミソウツ御土器ニ入テ參大草
調進之但御コハ供御參候ハチハ御ミソウツモ不參候
大草入一御齒固事當月中以吉日之行之御出座以前伊勢守
御祝ヲ御座敷ニスへ申ス次ニ御出座アリテ三度被聞召
テ御退座也御祝ハ大草調進之御倉ヨリノ御下行大草ト
伊勢守ト間ノ御手永諏訪也

年中定例記云御はかためとて正月吉日に御祝參候ゆき松
と申者調進御臺様へ參る勢州御手なか御服下さる、をり
物也○按この御祝年中恒例記には大草調進とありこには行
松と記せりされは文明の頃は行松うけたまはりしと見ゆ
年中恒例記云六月朔日今日水堅餅參大草調進之七月十
三日今日ミルニ合コアチ廿連大草調進上之二十四日十五
日新米ノ飯ハスノ葉ニ包テ參大草調進之八月朔日尾花
ノ御カユ參大草調進之十五日明日御祝參於内儀也茄
キコシメサル、枝大豆柿栗瓜茄美女調進之御イモ御カ
ユ茄大草調進之九月十三日明月御祝參御祝調進儀八月
十五日ニ同十二月廿七日御す、はき在之於内儀御祝
參也一行す、はきの御祝參ルサウニ參也御美女方ヨリ參
也一御す、はきの御餅大草調進之二十九日節分ニムキノ
食御イモ大草調進之又云御サハノ供御昔ハ毎日參四膳
參也御生飯ヲトラレテ則アカリ申也大草調進之大草カ

御祝白也初夜三夜者自公方下行五夜七夜又七夜後七夜
是四度者大名達ノ御沙汰五夜ハ時ノ管領七夜者武衛又七
夜者島山殿後七夜ハ山名殿一初夜御祝時公方トシテ御練
貫一重宛役人七人は給也大草マテ七人也○按二階堂は攝奉
行松田は右筆なり
慈照院殿御髮置次第云若君様御クシ置次第永享八年十一
月廿五日於管領在之手時
細川右京大夫持之先御クシ置次御ハシ直次御袴
着(中略)於管領御祝次第先クシ置ノ御粉御所様ツケマ
イラセラルうき織物の二御服ヲメス其後御前張ノ御大口
細長めして御ハシ直ノ供御ニ御向アリ御所様シハシマイ
ラセラルやかて御水干ヲめして御強ニ御向アリ此御祝三
度ナカラ行松調進

康富記云康正元年八月廿七日庚午任大臣節會并小除日被
行ノ之室町殿義政從一位權大
納言征夷大將軍令兼右大將給先任大將御祝
儀有之御發
所公方有御出座香御
附衣管領右京大夫勝元朝臣參
著御一獻方先被仰付幸松二分供進次大草沙汰進分供之
御陪膳藏人左少辨益光管領前役送伊勢黨三人左京亮貞綱二
左衛門尉貞
貞照云々
枝右衛門尉
齋藤親基記云文正元年三月十七日御參宮廿三日未刻御下
向御所還御於御寢殿御祝在之六本立等大草勤之四月
十日未刻若公御色直御食初同伊勢守許御成御臺様前一

御祝六本立行松勤之二供御并御肴八獻大草公延勤之此
外亭主御肴有之

常徳院殿御發置次第云應仁元年十一月廿八日若君様御祝
次第先御發置時御箸直時御着袴時常御所於御琴間有之
方に被置之 一御發置御粉御所様付參らせらる若君様
御水干をめして六本たてに御むかひあり御吉方一御箸直
御はしを御所さま參らせらる又御こはに御向ひあり御所
さま三ツ御はし參らせらる御配膳鳥丸辨殿御手長伊勢左
京亮誠是迄は行松調進也一御着袴於常御所一御直垂をめ
す御所さま御腰を結參らせらる式三獻供御參る御むかひの供御
御参り肴五獻大草調進之於二十二間一御太刀參る申次左
亮下二御盃一御料千足一御肴三獻也

總川親元記云文明十五年七月十一日壬寅御生御玉御祝大
草調進分御祝奉行松田豐前守方より被相觸之二十七年
八月廿八日丙午室町御所様向大將御兼任被行小除目
御例云々於殿下御祝行松但馬守爲高調進分二重二合一
贊殿御膳高坏五本一六本立供御一折敷御絹一御手長御訪
三百疋以上貳拾壹貫文下三行之大草調進分二重立并瓶
子一式三獻於四一三獻於一御手懸一御肴三獻先々
七獻云云以上拾貫文下三行之

明申彼御座三重唐瓶子同銚子提ソレヲハ大草申出御酒參
御マイリノ肴ニテ三獻御一家并評定衆召サレ此御祝ニハ
宿老中御荷用ヲ被申三獻過テ公方様大間へ御飯アツテ
内之御梳飯始也正月十五日ヨリ内ニ御齒固ノ御祝アリ平
入ノ祝ニ圓鏡之様ニハアラスホソクタカキ御鏡也如此
御祝トモハ大草可致覺悟云々同十五日朝御祝如常御
梳飯の時粥參預入ル朝モ被聞召然トモ前々ヨト大草進
上ハ七日ノ御ミソウヌモ十五日ノ御粥モ御梳飯ノ時也三
月三日公方様由井ノ濱へ御出鹽滿時分迄御酒數獻大草調
進仕其後御犬被遊及數十匹一問還御ハ毎度夕天ニ及也
又云若君姫御所様御誕生之時御座所ノ次第之事三日ノ御
祝之時公方様始テ御産所へ御出御祝ヲハ御産所勤ムル人
之方ヨリ遣公物大草致調進也五日之御祝御同前次七
日夜御祝七日之御祝トハ申サヌコト也

又云公方様御發向事鎌倉ヲ御立當日御出之御酒トテ大草
調進鮑勝栗昆布御肴ニテ御酒一獻アリ○按已上三條は鎌倉
公方家の有司なり

按御祝方といふは柳營にて年中恒例の祝儀若しくは臨
時の大禮其餘何事にもあれ祝儀の規式行はる、時將軍
家の御前に供する盃酒梳飯また相伴衆其外の役人にも
給はるへき酒肴等を調進する司なり但鎌倉殿の時には

惠林院殿將軍宣下記云延徳二年七月五日丙辰將軍宣下御
祝并御昇進御祝等政所少大草伊賀守公友打調進之同十三
日甲子宣下御要脚三萬匹内下行事一三拾貫文御一獻方大
草
伊賀守一二拾貫文御一獻料宣行松代之無御用也
御産所日記云御所様ノ時分天文四年十一月一日戊午御
産所總奉行任先例二階堂中務大輔有泰被仰出則御請
申入云々役者以先例可相觸之由被仰出了御墓目鳴
弦右筆御祈禱奉行陰陽醫師以上姓御引出物并御湯具胞衣
藏是足調進沼田三郎左衛門尉御祝方大草三郎光友御産所
之事佐々木彈正少弼被勤之十七日甲戌午刻御着帶在
御祝(中略)御身固在之有泰朝臣參勤其後在御祝三ツ
御盃先有春拜領次大草三郎光友被下次松田丹後守晴秀
被下御祝式三獻御二御所參大草調進之十九日就御産
所御祝方御用途之儀被成御下知國々細川右京大夫殿
河内能州若州越前等也五年三月十日若君様御誕生アリ御
初夜御祝アリ大草調進之三御盃參初夜御祝細川右京大
夫申沙汰雜糞料千疋但依御勘略五百疋大草方へ下行云
云○按本書此下に三夜御祝七夜御祝御祝等大草調進せし由
あり本まけいれはのせす已上七條は京都將軍家の有司なり
鎌倉年中行事云正月朔日公方様出御御酒式三獻(中略)如
此ノ後當日番之御中居殿原御屏風屋十二間ノ御座ヲ

いかなる者の職掌なりしにやたしかなる證見えず足利
殿の世に至りては大草氏の人代々此事をうけたまはる
ことなり此家は等持院より以來譜代のすちにて然も庖
丁の一流を相傳する家なればなるへし又恒例の式には
進士氏より盃酒など調進する事もあれと此家は常日の
供御を専務とする流にていはゆる供御方なれば臨時の
儀式には決して預ることなしされとこれも庖丁一流を
傳へし家なれば恒例の祝儀には大草にならひて勤仕せ
し事もありしと見えたり此外に行松氏の人大草にさし
つきて臨時恒例ともに祝儀の盃酒など調進する事あり
去ながら大草氏そのすちの統領なるゆゑに行松のつか
さとする所はすくなかりしなるへし關東の足利家にても
京都にならひて大草氏の人をもて祝方の長とはなされ
しなり寛永七年島津家御成記に置島屋二重瓶子の事は當世に知人
無之然は大草殿橋本市右衛門尉に依傳置調進之とあり
れを以て近世までも大草氏の人
料理の業を傳へしをまゐるへし

○供御方
飯尾之種宅御成記云寛正七年二月廿五日御成上様同前
御雜草方小林新左衛門尉調進之○按小林は御末衆にて供
御方をつとむるものなり

齋藤親基記云文正元年二月廿五日飯尾肥前守之種亭御成
供御以下御前御肴等者御末衆一圓調進之御酒方奉行御茶

道永阿菊阿也三月十七日御參宮供御方進士隠岐入道息九郎太田孫左衛門尉足田孫左衛門尉此兩人別路也醫師民部卿法印胤祐池院上御物奉行政所御臺并上中下薦御與等以上十六町次御供十人姓名醫師安藝左京亮院大御物政所供御方足田三郎左衛門尉借宿五郎別路

常徳院殿御髮置次第云應仁元年十一月廿八日若君様御祝次第御髮置時御着袴時御所於御琴間有之今夜より供御式々にまゐる供御方事小林新左衛門尉に被仰付候御太刀金兩御所さまへ進上之二重被下之蟻川親元記云文明十二年十二月廿三日松田對州中澤掃部大夫方被參申御方御所さま來正月供御方同御祝事進士九郎左衛門尉に被申付候由御乳人為御承被仰出候則申付候處少知行分不入手候間難調進仕候由申候御返事可有御披露候

年中恒例記云正月一日今日式三獻參則御手かけ參也是ハ供御ノ以前ニ參也二重ハ一ツツ、一御かたへ參候也正月五日此分也進士一内儀ニテ五日日參御祝ノ三獻メニ御嘉例ニテ必ナスヒノ坪付一モシサコノコサシ此三色昔ヨリ參也子細在之云々進士一今日ヨリ六日迄御ヲモユ參御美女方ヨリ參ル進士一正月五日今日式三獻ヨリサキニコ

フアワヒカチクリ參カチクリハ正月計參也進士

年中定例記云御祝はて、朝供御參候今一は伊勢守方より參り候被官人蟻川丹後守同名新右衛門尉兩人おこの方へ申付候て進上申候兩御所様へ參り候若君様御座候得はそれも同前に參候(中略)御える御まゐりをは供御方仕候先調て丸桶とて口一尺四五寸計なる鉢を赤漆にぬりたるにあさきのす、しの絹にて張たるふたをして持て參て御かけはんにならへ申候常は御懸盤にて參候御臺様も同前に仕候御精進の時はおしの付たる折敷にてきこしめし候御はんにて候いづれも外をせいまつにぬり内をは光明朱にてぬられたるにて候

又云八の時分御こはくことて參候御臺様へも同時に參候御こは供御は大草毎年調進申式三獻をは進上調進申御こはくこの時七獻參候是は供御方仕候者調進申御てんまんまで七獻にて候○按已上二條は正月五日の式なり

年中恒例記云正月七日今日管領之御母御參式三獻クキヤウ御手カケ參進士一御ミソウツ御土器ニ入テ參大草調進之八日今日ヨリ御ミソウツ進士調進之九月八日迄進士二月一日御對面所ニテ參御一獻三獻御料所白州相見根本以御公用進士調進之進士一進士シナノニ申付ケムシ

ムギヲ用意候て同朋衆へ被參候ムシムギヲハラシキニスエ候希ニハ島山殿ヨリ參候ノシアワビヲモミ候テ出シ

候一此一獻之時ムカシハ進士ニ白鳥ヲキラセテ重寶ヲ被下候近年ハ無其儀云々進士一今日一獻次第事御相伴衆各御前へ被參公家衆ニモ御祓候ノ方在之三獻參御供衆申次迄御トホリ在之七月朔日御對面所ニテ參御一獻御料理白州相見根下ノ以御公用進士調進上之進士一進士シナノニ申付候テヒヤムギヲ同朋衆ニ被參候二月ニ

樣體同之進士九月九日今日ヨリ十二月廿日迄御カユ栗コブ參ル山ノイモヲヲロシ候テ參セ候御カユノ入料政所ヨリ請取之云々進士十一月今月初雪一獻之事三獻參同島山殿ヨリモ御樽參也御嘉例也云々初雪次第也仍日不定進士十二月朔日御對面所ニテ參三獻白州相見根下以御公用進士調進上之進士一同朋衆ニ如二月七日ムシムギヲ被參候樣體同前也進士一御ススノ御ナテソメノ事今日有信所へ進士方日ヲ尋吉日ヲエラハセ進士伺候仕テソトス、ヲハキンメ申也サテ御所様へモ三御盃參候てその御

盃を進士ニ被下公方ヨリハ御太刀上様ヨリハ御ふくを被下候也公方へ御太刀金進上之進士廿一日今日ヨリ御ミソウツ參進士今日政所ヨリ供御方ノシユリカへ物進士

方へ渡之使公人也イツモ鳥一ツガイトラセ候

澤巽阿彌覺書云節分方事一式三獻料百匹中島調進之一御一獻料三百匹太田孫左衛門ニ渡之鷹一鹽引一尺振海鼠但到來次第驅到來次第太田かたへ渡之一御すへりの供御御膳御拜領也○按太田氏は供御方の職を世々にする家なり太田孫左衛門に渡之とは政所より難敷を給する事なり

又云節分方之事一御式三獻料の事百匹近年は中島に申付也一供御料事三百匹太田孫左衛門尉方へ下行也一鷹一同太田かたへ遣之一鹽引一尺同太田かたへ遣之一鷹一桶少同太田かたへ遣之但到來一ふりこ一桶同太田かたへ遣之一殿中御打大豆事於供御所調進御下行代二十四にて下笠次郎左衛門尉に下行之注文等在之供御の御すへり御拜領也大永元年十二月十三日巽阿判

室町殿上醍醐御登山日記云永正十五年七月十七日辰半刻御成還御午半刻云々今度御一獻方為門跡御用意悉皆宗珍奉行歎御未者雖不被仰付一時宜為見計下津野與次郎祇候還御之後被召門主御前被下御酒了○按下津野内にて供御方なり

伊勢貞忠享御成記云大永三年八月五日伊勢守貞忠亭へ御成一式三獻參御手懸は不參先規如此云々中島調進之

一 獻方御前辨御相伴までは下津屋三郎左衛門調進之
 一 御供衆走衆已下一 獻方堤三郎兵衛尉申付之○按堤は伊勢守の被管也
 大館常興記云天文九年二月二日攝州日行より各へ折紙あり納錢方七百疋地下取沙汰仕候内諸下行にて三貫文餘相殘申を三百疋御弟若公様供御方へ白川方へ可被相渡候哉由宮内卿各御内談候云々仍尤御事かけ候はぬやうに御調可然存候由申之也八日御弟若公様供御事先度宮内卿殿各へ承候納錢方之由にて可有御下行候事上意には甚不可然被思食候由堅固に被仰之由宮内卿殿承候其分可有存知旨承候也尤令存知之由申之也○按宮内卿は御局なり

三好義長亭御成記云永祿四年三月卅日御成云々一御前之御肴は末よりあかり候公方様御前計被殘典厩あけ被申御前にて御相伴の公家其外御相伴衆あかり御前の供御頂戴也御次の間にて三好日向守被請取長て被持之御供衆頂戴なり一 小西其外料理方の衆へ御引出物被遣云云一 公方様御前并御相伴衆御供衆走衆雜掌方の事進士美作守被申談八十貫文にて十七獻の分調衆云々一 總衆へ參獻立小西仕云々
 同別記云公方様御相伴之衆御供衆御走衆之雜掌進士美

供御物已下を調備する事なり今の世に御膳所といふ所は大かた室町家の供御方にあたる成へし

○御酒方

齋藤親基記云文正元年二月廿五日飯尾肥前守之種亭御成供御以下御前御肴等者御末衆一圓調之御酒方奉行御茶道永阿菊阿也

飯尾之種宅御成記云常日色々奉行進物方神山掃部助飯尾彌六雜掌布施三河守布施伊賀入道御酒方侍者但内々布施善二郎置物并屏風方正書記挑藏主永藏主○按本書の事實同しすへて將軍家の御酒方は同朋のうけ給はる事なるか、なるは亭主の方に奉るへき御酒の事を其家人の奉行せしなり、其事に堪たる者にて當日御酒方の助役に履はれし成へし

澤巽阿彌覺書云節分御一獻方の事一御式三獻料之事百疋近年は中島に申付也一供御料三百疋太田孫左衛門尉方へ下行也一御かはらけの物數五但登二也信濃へ申付之一御樽三荷定申付之一中興かたへ下行也大永元年十二月十三日巽阿判

又云節分方之事一式三獻料百疋中島へ渡之一供御料三百疋太田方へ渡之一土器物五色但登二信濃調進八百文一柳三荷代九百文中興かたへ下行也大永五年十二月日按○巽阿彌は政所伊勢守の家に就して御祝方の事を沙汰し酒方をもかたうけ給はりしとみゆ

作守八十貫文被請取被調十七獻候但獻立與在之一御小人衆其外總衆御膳ハ小西自此方被仰付用意候也一進士美作守請取獻立之次第式三獻御手掛初獻二獻三獻御湯漬御菓子與五獻六獻七獻八獻九獻十獻十一獻十二獻十三獻十四獻十五獻十六獻十七獻一御成御次之衆獻立小西周防守仕立分御湯漬二百膳御菓子御肴上中通三百膳上大通五百膳上一御厩者ノ通ハ篠原左近丞奈良一右衛門内衆仕也余田出合申付也○按篠原奈良の兩氏は三好家の人なり

按供御はもと天子の御膳物の稱なるかいつとなく武家にもうつりければ足利殿の時に至りては將軍家のきこしめさる、御膳をは必供御となふること常のならひとなれりされは御膳物を調ふる一局をは供御所といひ其事にあつかる輩をは供御方とよはれしなり大かた世職にて御末衆の内進士太田などといふ輩世々其事をうけたまはりしなり中にも進士は料理の道につきて一流の家なれば殊更にかしら立て庖厨のことをつかさとりしと見ゆ前にも辨せしことく御祝方はなへて祝儀の式にあつかる厨事をうけ給はり供御方は常日の供御を調備せる職なれと恒例の祝儀には進士の預る式もまゝ有なり將軍家大名の亭へ入御の時もこの輩その時に臨みて

按鎌倉殿の時に贊殿の事はなへて政所執事の奉行する所にしてその被管たるもの酒食の役に從ひしなり足利殿の時も其例に准し政所執事勢州の家にて世々これを沙汰しさて同朋衆の内に酒方といふを定め出納等の事を掌らまむることなり又大名諸家にて將軍家入御の事あれば其家あるしおのれか被管家人の内さまゝの奉行を命じて當日の事を辨せしむる中に御酒奉行といふかありこれはその日饗應に用ゐる酒の事を奉行する所役なりされと大樹のめさるへき酒をは當日御酒方の同朋に託して事を辨せしむるならひなり御酒奉行は第四十冊にのせたり合せ見るへし

○茶道

齋藤親基記云文正元年二月廿五日飯尾肥前守之種亭御成(中略)御酒方奉行御茶道永阿菊阿也
 細川尹賢亭御成記云大永四年三月六日午刻御成御前之御茶湯瑞阿是は大御屋形様にて仕候間是様にも被仕候從有御成者公方様同朋に渡之御供の衆公家外様衆の茶湯者玉阿彌通之茶湯は千阿彌是様平阿彌
 細川晴元亭御成記云天文十七年口月廿九日細川殿江御成云々御成役者次第(中略)一御前御茶湯伊阿一惣御茶湯御

同朋衆

三好義長亭御成記云永祿四年三月卅日御成云々一於二四
 間御座敷二式三獻參一次の三疊敷ニ御茶湯在之春阿仕
 之置道具事御ちやわん同臺上の御ちやつばさまやく御
 ちやせん御茶きん御ほん水さし水こほし持たて火はしか
 くれか御たな打置也すみとり入江殿よふろくはんす上のを
 おきがみはしなみる紙ちんを置也(中略)一當日に被參同
 朋衆九人但万阿は御供之間千疋被遣なり春阿は御座敷
 傍被申間千疋被遣て其外七人へ折筋小袖一つ、被遣
 之

同別記云御茶湯奉行佐々生彦右衛門尉富田左近大夫總茶
 湯奉行同朋衆五人從三攝州之陣僧三人○按佐々生富田は
卒主の被管なり
 義殘後覺云小坊主
宮仕條或時信玄公へ無止事一人ノ子ナリトテ
 年十五六歳ナル容顏美麗ノ若衆ヲ連レ參リ召仕ハレ候ハ
 ハヤト申上ケレハ信玄御覽スルニ世ニ類ナキ美敷容ナレ
 ハ召置給テ廳テ頭ヲ剃法師ニシテ茶頭重阿彌ニ預サセ給
 フ
 大関記云大明勅
使條秀吉公は床の脇に座し給へり茶道久阿彌
 通ひ尼子三郎左衛門尉三上與三郎諸侯大夫其外歴々の衆
 縁通りに並居たり

板坂下齋慶長記云家康公御咄頭三日に一度充御出御咄之
 時料理出候時は茶の湯坊主十人計あり其内三人か五人給
 仕を仕之由云々

甲陽軍鑑云信玄代
人敷條茶堂坊主頭兩人福阿彌春阿彌右のより
 子同朋廿人あり
 里見義康分限帳云三拾俵茶道田村喜齋
 長會我部家格云茶仕奉行都卒竹村源兵衛○按部卒は法體のも
のを見ゆればはいはゆ
る茶道な

武蔭叢話云上田主水入道宗古は關ヶ原御陣の時治部少方
 に着故に淺野紀伊守幸長に御預二万石取り元來茶の湯
 者にて其名高し或時紀州若山城普請あり大身小身共に家
 中の侍共相勤る上田宗古大石を引するに其身柿の木綿羽
 織に馬乗を明船の楫を大紋に付澁手拭にて鉢巻し石の上
 に登り下知する若侍共見て殿様も大名也一萬石取の茶道
 坊主御抱候と嘲る幸長聞きたまひ脇差を宗古に給り其方
 事家中にて何角批判仕る族有よし必氣に掛申されまし一
 度の大事の時役を勤くれられよと申さる云々
 按喫茶の道はもと僧家の業にして佛に供し人にもす、
 むるものなるか鎌倉殿の中頃より武家の輩も此道を行
 しなみ興しものする事いて來て其事やうやく流布しけ

れは足利殿の時に至りては柳營より始めいつれもいつ
 れも此業しらぬかたはなきことくなりて佛寺山院も
 しくは莊園別野に集會し主客の作法を定めて遊びを以
 て興せりこれを集會といふ茶會はちやのみなり中頃より茶湯
といふ字を用ふるは唱への近きに
よりてあやまり且爾家點茶點湯のこと
を茶湯とのみいへるを混せしなり慈照院殿退職の後東山に
 ト居ありて専此道をたしなみ物せられしよりやことな
 き仕業と成て代々の將軍家も必これをもて遊び大名諸
 家にも大かた此遊ひせぬはなきこと、なりぬもて僧家
 の業なれば柳營には遁世者同朋なりを以て其職となされ
 たり是を茶道と稱せり其名の起る所は喫茶の法を掌る
 ものなればなり同朋はもと淨家の僧にてそれが幕府に懸候し妻を
 見るへし茶道或は茶室又は茶湯茶諸家にて幕府の例になら
頭とも書けるは音をかりたるなり
 ひ扶持し置ける同朋若しくは陣僧賣僧のたくひをもて
 茶道とす其中に頭たてる者をは茶道頭といへり甲陽軍鑑
に茶室坊
主頭とあるは茶道のみの頭にあらずなへての坊主を支配するものとみ
ゆ寛永中島津家御成記には御本丸御茶頭宗敬といへる者見えたり
 今いつれの家にも茶道坊主を召置ことは全く其遺風
 なり

○御膳奉行

滿濟准后記云正長二年九月十九日南都下向云々公方様御
 口物二萬匹申出畢廿一宿坊奉行越中法橋有盛三河法橋

忠圓前日廿下向畢御膳奉行相三兼之仍承仕等淨勝法橋常
 金法橋常口召具之廿二日室町殿御下向御行粧珍重云々
○按滿濟准后は應永院殿の猶子にて醍醐三寶院の門主なり有盛忠
圓等はその坊官にて室町殿にすむべき御膳物を奉行せしなり
 細川尹賢亭御成記云大永四年三月六日午刻御成云々御膳
 奉行赤澤兵庫助麻植修理亮
 細川晴元亭御成記云天文十七年口月廿九日御成云々御膳
 奉行波々伯部伯耆守中原五郎左衛門○按已上二條は將軍家御
成の時奉るべき御膳を奉
行する細川家
の家人なり
 佐竹家譜云御臺所奉行岡大隅以前は義昭公ノ御サシ取支
 配ナリ御膳奉行菊池新藏人名代ニナサル
 甲陽軍鑑云信玄歌
會條永祿九年丙寅春信玄公大僧正の御時惠
 林寺長禪寺を始各御成の寺々へ御申を致す其日は時宗一
 蓮寺にて御歌の會有之信玄公の御膳奉行は武藤三河守
 今井仁左衛門尉櫻井安藝守以上三人也
 見聞雜錄云鶴瀬之谷一ツ隔向なる田野と申在所へ御付被
 成候天目山へは是より至極難所なればははらく各休み
 可申として田野の在家わつか六軒有所へ皆々落着給ふ乍
 去御膳奉行の山名源藏其職分として勝頼御父子奥方の御
 膳米并御膳道具を自身かつき參候故在家にて飯をたき差
 上げる

内藤家傳云左兵衛尉政次大坂御陣に御膳奉行にて扈從す按足利殿の時は朝夕の御膳を調備する司を供御方と稱し大名にはひたすら膳方とよひ或は膳部方なともいひしとみえたり當時供御と云は將軍家に供する物に限りととなへし故なりされは將軍家他所へ渡り給へる時に其家々にて供すべき御膳物を沙汰する有司をも家のとなへのまゝに御膳奉行とよはれし成へし足利殿教職を失はれし後は供御の名目はすたれて幕府にもやかて御膳奉行といふことなれり元和日記に元和二年正月元日同組中御膳奉行御右筆等並居て一同に御禮をいたせし由みゆ

○臺所奉行又稱臺所頭

○臺所人

志賀文書云就朔日御梳飯之儀示預候次第遂披露候處親守其外諸給人在陣之條例年の様には難被及覺悟候御賀例之間御前計三獻之御看取調可有進上一候誘之事は御臺所衆江被仰付之由候可被其意一事肝要候巨細猶彼使者可被遠候恐々謹言天文五年十二月十九日志賀民部大輔殿親廉花押○按これは大友家の梳飯なり佐竹家譜云御臺所奉行岡大隅以前は義昭公ノ御サン取支配ナリ御膳奉行菊池新殿人名代ニナサル御書曰臺所方ノ

奉公神妙ナルニ因テ御サン名代ニ相定候間近親ニ可准者也此御書付有之ニヨリ菊池ハ正月御召出シ其外近親同前也

三河記云然所に今川殿よりかりやの城を忍取にとらんと伊賀衆を呼寄せて申付けり水野藤九郎殿はりんきの深ゆゑ城の内にかひくしき人を置給はず年よりたる臺所人の様なる者夫あらしと其外年より小姓のやうなる役にもたさる者共をあつめて四五十人計居たり

甲陽軍鑑云信玄代總御臺所頭兩人前島加賀守大島惣兵衛此外十人有○按此外十人あるは頭の下司にて今の臺所人のたくひなり

多開院日記云天正十七年十月十七日關白殿七之時分に御出成身院御宿所也浮田宰相公細川兵部入道公家衆少々御同道也僧坊中寺内迄悉皆坊ニ取之是へハ上ノ臺所奉行トテ福住吉衛門ト云人來上下卅人餘有之歟一段和樂ナル衆ニテ兩門跡衆家衆口類大略迎ニ般若寺ヲンカイノ門ノ邊迄出た

文祿四年豊臣大閣御成記云夫御成之儀被相定一候付而爲其御用意都鄙の珍物被相調畢今度は例の御成に増倍して一段馳走可仕之由堅く家老へ被申付即時に令調進也然は御臺所大角與左衛門方被申付候て道與西

道道祐林副此衆御膳部之儀肝要に付て料理の人数申談候上京下京衆堺衆大坂衆奈良之衆賀茂衆關東衆也

武功實錄云渡邊内藏助と大野修理同座の所へ後藤又兵衛來り面白き事を承り候大住與左衛門は東へ内通ありとなり修理いや／＼與左衛門に限り其氣遣ひ會て無之あれは大問の魚洗にて有しを實成ものとして御取立なされて秀頼公に御機嫌能物をあからせよとて御附なされ候今度御籠城已後も方々數多の倉の鑰を與左衛門一人か手前に取置晝夜を不限り御用を辨し見廻り候あの心入にては中々二心あるまじきもの也と云又兵衛鈍成者より其様な者か結句氣遣ひに候と云案のことく市正外より火矢を射たるとき内より火を付候は與左衛門所行なりし

板坂卜齋慶長記云秀吉公御代に臺所衆朝は日の出に參臺所の前に鐘あり其鐘をつかせ料理人使あらしこなとあつめ帳に付七ツ半程に臺所の障をあけ鐘つき候所へあつまり人数帳に合臺所を外よりさし戸ひらに鎖子をおろし宿へ歸

兵衛一御城ニテ者奉行北代六介定尺泉次郎同與太郎一素麵奉行御中間六郎右衛門森本左近兵衛一肴買奉行定尺左近右衛門犬之介一御家具奉行山崎萩右衛門御中間久次郎土居平兵衛御中間九吉一御城ニテ炭薪遣小奉行御中間太郎右衛門同七郎右衛門一疊并薦奉行山崎宗左衛門竹村源兵衛○按此諸奉行は臺所大奉行たるも兵衛の下司なるへし故にこゝに收む又云諸奉行并諸道口番事一御公用并臺所奉行橋田宗右衛門少齋

里見義康分限帳云横小路將監二百石臺所奉行并勘定頭粕谷源三郎臺所奉行代官高百五拾石

又云三千二百二拾俵足輕三百廿二人内廿人は臺所衆○按こゝに云へる臺所衆は今の臺所小間遣なといふたくひにて至て職職なり

浮田家分限帳云御臺所衆下間庄三郎五拾石佐々木喜右衛門五拾石金光與惣右衛門三拾石加助兵衛三拾石○按この臺所衆は即臺所頭なり

田邊記云カ、リシホトニ大坂ヨリ飛脚到來シテ忠興ノ家室七月十七日秀頼公ヨリ寄手向ケレハ自害シタマフ家老小笠原備前入道正齋介錯シテ切腹ス正齋カ介錯ヲハ河北石見石見カ介錯ハ臺所人某首切ハナシ屋形ニ火ヲ掛猛火ノ中ニ飛入テ死ニケリ

清須分限帳云御所頭二百五十石朝比奈茂左衛門同平尾源右衛門同金田新左衛門五百石三浦五郎左右衛門二百石宮崎助右衛門

當代記云慶長十六年三月廿八日秀頼公入洛則家康公ノ御所二條へ御越云々家康公近習ノ衆へ秀頼公ヨリ被下物ノ事(中略)扱總ノ女房衆へ金子三百枚其外醫師臺所人へ被下物銀子卷物等也

按臺所といへるは臺盤所の略言にて幕府にもあれ諸家にもあれ當直祿候の輩の臺盤を居て物食へき所の名なりければやかて厨事をつかさどる司を臺所方といふ事もいてきしなりされと室町殿にては祿候の輩にたまふへき膳物をも供御方にて兼帯する事にて別に臺所方といふ職はなかりしと見えたり織田豊臣兩家の頃より諸家のとなへと同じく厨事に従ふ有司を臺所衆とよへるならひとなれり其内にむねとうけ給はり沙汰する者を臺所奉行と稱し又は臺所頭ともいへり又奉行以下下司迄をなへて臺所衆臺所人など云しとも聞ゆれとたしかに辨別すれば臺所衆臺所人は下司に限りていへるを本儀には有けるさてこそ今の世も大かた其ならはしには有けれ

注に御所衆十九人御下男二十二人とあり本文にいへる臺所衆は頭をさし注なるは下司をよへるなりされは此頭もなへて臺所衆と呼ひしことありしとみゆ又下男といふは今の小間使のたくひにて里見分限帳なる臺所衆とあるに同じ越前北庄分限役附には臺所小使頭といへるありかしこには下男を小使といひしと見ゆ

○賄方
澤巽阿覺書云御屋形八朔奉行嵯川藏人陸横川掃部助宗右筆横山雅樂助賄方諸下行役者林次郎左衛門中村三郎左衛門尉自阿彌

屋衆同辨當持牧半兵衛組

長曾我部家格云中五郡諸奉行一番匠奉行栗田與助北代與右衛門一同在々紮奉行千頭惣兵衛同口口口一同賄奉行一船作并大鋸引奉行久宗任市原源太郎山本菊右衛門一同賄奉行葛岡七郎兵衛一鍛冶并炭鐵奉行江島角右衛門森下辨内一同賄奉行宮崎久助

按俗間の語話にまかなふともはからふともいへるは何事に限らず物に停滯なきやうに辨するをいへる辭なり日本書紀に轉字をロキマカナロと旁訓せりこは引みて頼てはなたす射損すまじき圖にかなへるまてたもてをいへるならんまてまかなひの訓義はまは美稱にて眞字の意さて其まかなひに賄賂の字かなひは叶字にてかなへの義にや

美作守登申談八十貫文にて十七貫の分調進云々とあり小林進士の二士は共に御營の供御方なりこれに亭主の附託をうけて酒饌饗飯等を調進するをいふなりされははからひといひ賄方といひ雜掌といひいづれも何事によらず雜掌の下行を沙汰する儀なれとも時にとりては厨事の費用にのみ限りていひし事のあるもこれらを考合せてしるへさてさなり猶雜掌雜掌奉行條はからひ方右筆條等を考合せてしるへさて臺所方賄方の兩職いづれも厨事をつかさどる中に臺所方は鹽味調理を専務とし賄方は臺盤所にて用ゐる所の品物を辨備するをむねとすとへは米酒若しくは魚菜のたくひをもよく合期せしめて臺所方に運滯なからしむること賄方の専務なるへし

て用ゐべき品物をは何にもあれ買納ることをつかさどる所役なり
越前北庄分限役附に臺所小仕頭方總頭方買物
方同様目録所火番など列せしなして思ふへし

明治三十六年三月廿五日印刷
明治三十六年四月廿日發行

(故實叢書第三輯第二回)



印刷者兼

吉川半



東京市京橋區南傳馬町
壹丁目十二番地

印刷所

吉川印刷工場

東京市京橋區柳町五番地

發行所

弘文館

東京市京橋區南傳馬町
壹丁目十二番地

192

53

192
55

Handwritten notes in cursive script, including the words "Cottontail" and "Mammals".



